

神石高原町子ども・子育て支援事業計画

子どものいのちの根っこを育み、
健やかでたくましい
幹への成長を支える神石高原町



平成27年3月
神石高原町

目 次

序章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	策定の方法	3
1章	子ども・子育て家庭の現状と将来見通し	4
1	人口・世帯数の動向	4
2	子どもを取り巻く環境	9
2章	計画課題と基本方針	11
1	次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組と評価	11
2	計画課題	13
3	計画のテーマと基本方針	15
4	施策の体系	17
3章	基本計画	19
1	母親と子どもの健康づくり	19
2	子どもと子育てを支える環境づくり	24
3	子どもの保育・教育環境づくり	28
4	地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり	32
5	配慮が必要な子ども・家庭への支援	37
4章	量の見込みと確保の内容	40
1	教育・保育提供区域の設定	40
2	教育・保育の量の見込みと確保の内容	40
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	42
4	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供等の推進	50
5章	計画の推進に向けて	51
1	計画の周知	51
2	関係機関・団体、近隣市との連携の強化	51
3	庁内連携体制の維持・強化	51
4	計画の点検体制の整備	51
資料1	子ども・子育て支援施策の実施状況	52
資料2	子育てに関するアンケート調査結果	82
資料3	計画策定の経緯	98

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づいて、総合的な対策が進められてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、新たな支援制度を構築するため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年には認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定子ども園法の改正が盛り込まれた「子ども・子育て3法」が制定されました。

＜子ども・子育て3法とは＞

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

こうした法制度のもと、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることになっており、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

＜子ども・子育て支援新制度とは＞

- ① 幼稚園と保育所の機能面の長所を一つにした「認定こども園」の普及
- ② 待機児童解消のため、保育の場を増やして、子育てしやすい、働きやすい社会の構築
- ③ 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上
- ④ 子どもが減少している地域の子育て支援の充実

本町では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく、「神石高原町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、緑豊かな自然と美しい田園のある環境のもとで、子どもを産み育てたい男女が安心して産み、育てることができ、生まれた子どもが心身ともにすくすく成長し、地域全体で子育てを支援する体制の構築を目指して、「地域全体に親子の明るい声がひびく神石高原町」を計画のテーマに掲げ、様々な施策に取り組んできました。

しかし、少子化は依然として進行しており、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、子育てしやすい、働きやすい社会環境づくりが求められています。

このため、本町では平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始を踏まえて、本町における子ども・子育てに係る課題を解決し、子ども・子育て支援の取組を総合的に推進するために、「神石高原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画にあたります。

＜子ども・子育て支援法第61条第1項＞

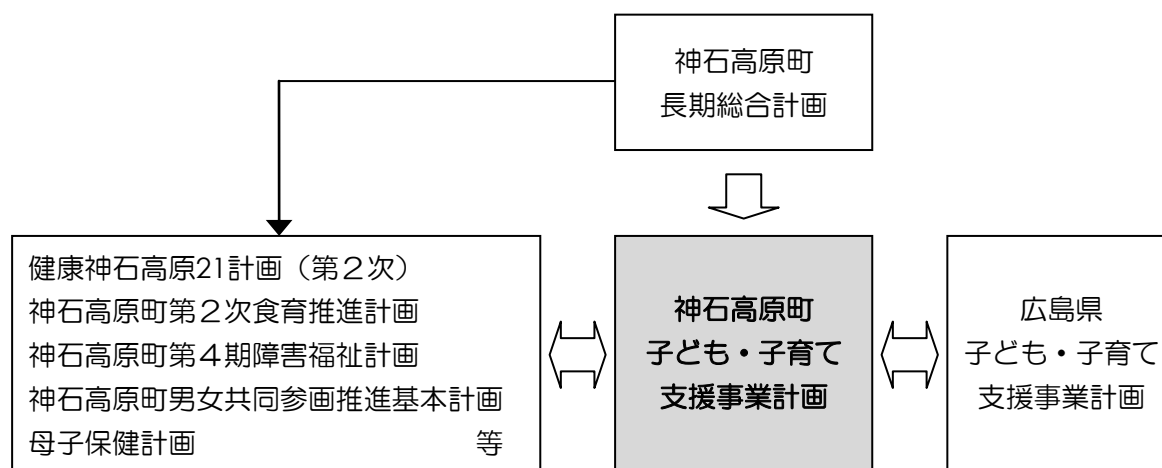
第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条において規定されている市町村行動計画にあたります。

＜次世代育成支援対策推進法第8条＞

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

さらに、本計画は上位計画である神石高原町長期総合計画の下位計画とし、町内の関係計画や広島県子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りつつ、策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期とします。

なお、本計画の計画期間を5年としていることから、平成31年度中に第1期計画の見直しを行い、平成32年度からの第2期計画を策定します。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
計画 策定	← 第1期計画（今回計画） →									
					見直し	← 第2期計画 →				

4 策定の方法

本計画は、住民（保護者）代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者等で構成される「神石高原町子ども・子育て会議」において審議し、幅広い意見を反映して策定しました。

また、計画策定にあたっては、保護者の子育て意識や要望等を把握するために平成25年度に実施した保護者（小学生までの子どもがいる保護者）、児童・生徒（小学4年生～中学3年生）に対するアンケート調査結果を参考にしました。

1章 子ども・子育て家庭の現状と将来見通し

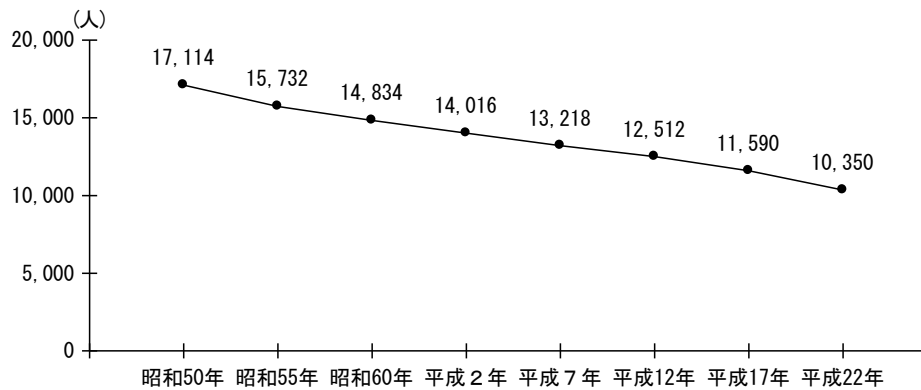
1 人口・世帯数の動向

(1) 人口

本町の人口は、昭和25年の38,813人を最高に、それ以降減少が継続しており、平成22年の人口は10,350人になっています。

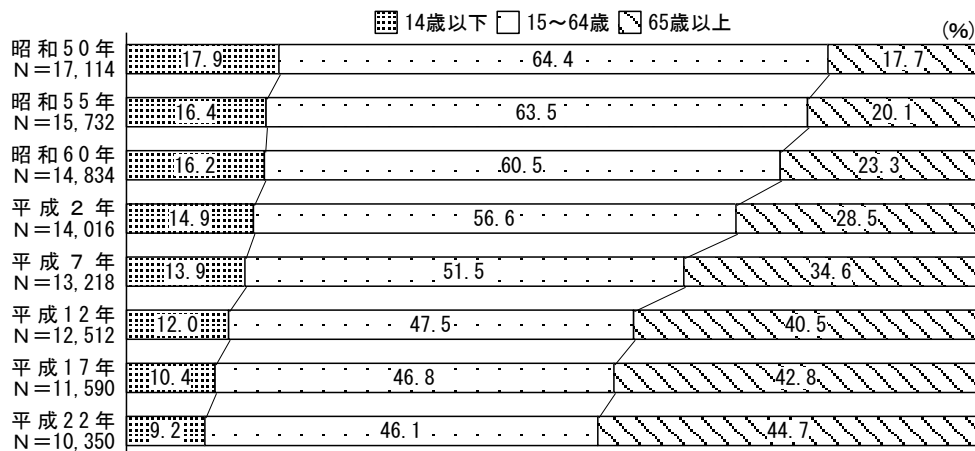
年齢3区分別人口割合をみると、平成22年で14歳以下9.2%、15～64歳46.1%、65歳以上44.7%になっており、その推移をみると、少子・高齢化の進行が著しくなっています。

図 人口の推移



注：資料は、国勢調査。

図 年齢3区分別人口割合の推移



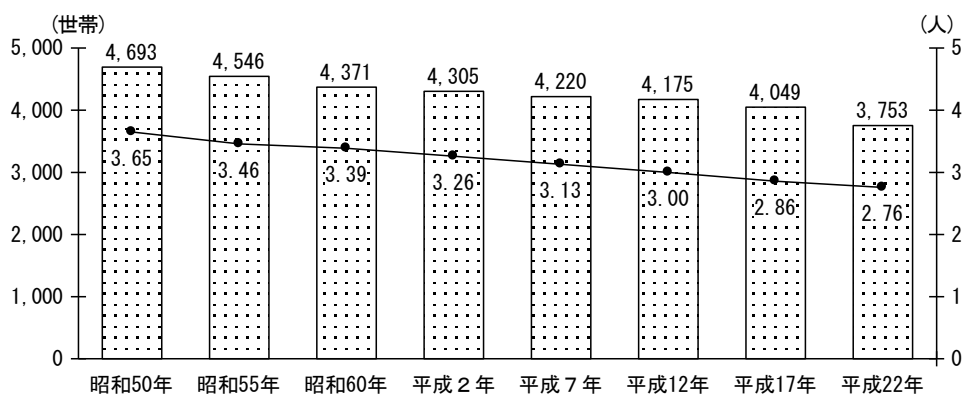
注：資料は、国勢調査。

(2) 世帯数

本町の世帯数は、平成22年で3,753世帯になっており、その推移をみると、減少傾向が継続しています。

1世帯当たり世帯人員は、平成22年で2.76人になっており、その推移をみると、高齢者の一人暮らし、二人暮らし世帯の増加等により世帯規模の縮小が進んでいます。

図 世帯数，1世帯当たり世帯人員の推移



注：資料は、国勢調査。

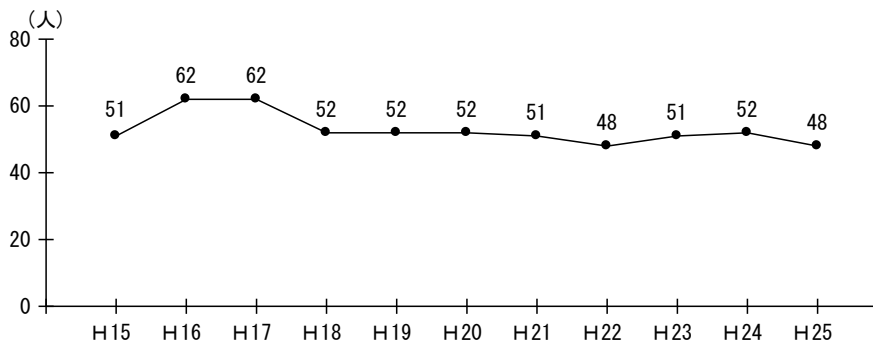
(3) 0～14歳人口の動向と将来見通し

ア 出生の動向

本町の出生数は、平成25年度で48人になっており、その推移をみると、年度ごとの増減はありますが横ばい傾向にあります。

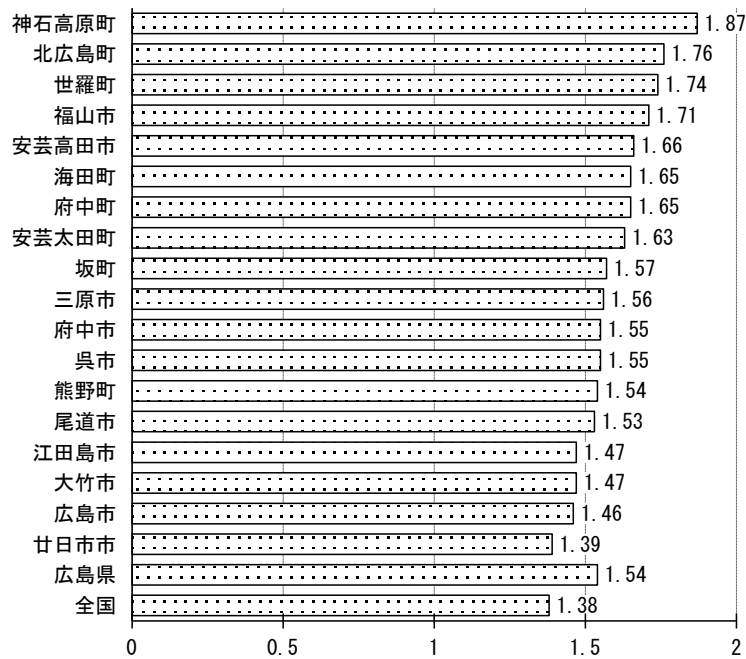
また、本町の平成20～24年の合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率の合計）は1.87人で、広島県のその他の市町と比較すると第1位になっており、広島県及び全国平均より高くなっています。

図 出生数の推移



注：資料は、福祉課。

図 合計特殊出生率の比較



注：資料は、厚生労働省。

イ 0～14歳人口の動向

平成26年の0～14歳人口をみると、0～2歳139人、3～5歳162人、小学生（6～11歳）362人、中学生（12～14歳）216人であり、各年齢層ともに平成21年以降減少が継続しています。

図 0～14歳人口の推移

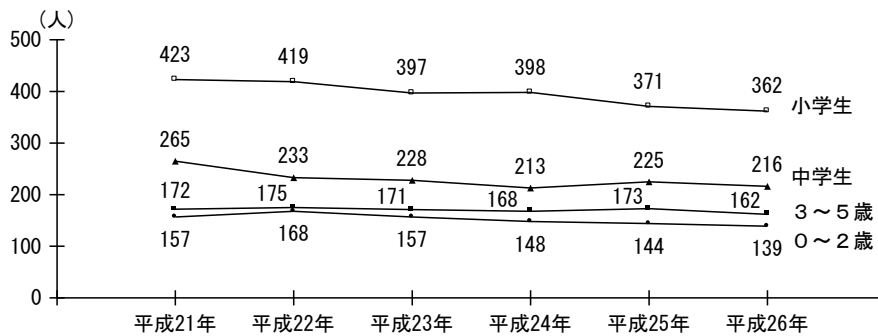


表 0～14歳人口の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	増減	
0～2歳	0歳	51	56	46	44	51	42	△9
	1歳	53	55	55	46	43	50	△3
	2歳	53	57	56	58	50	47	△6
	小計	157	168	157	148	144	139	△18
3～5歳	3歳	60	55	57	55	58	48	△12
	4歳	63	58	54	61	57	60	△3
	5歳	49	62	60	52	58	54	5
	小計	172	175	171	168	173	162	△10
小学生	6歳	67	50	61	61	55	60	△7
	7歳	65	71	50	61	60	56	△9
	8歳	77	68	72	53	62	60	△17
	9歳	65	80	69	73	52	63	△2
	10歳	84	66	79	69	72	50	△34
	11歳	65	84	66	81	70	73	8
	小計	423	419	397	398	371	362	△61
中学生	12歳	81	65	82	66	78	70	△11
	13歳	88	80	65	82	66	79	△9
	14歳	96	88	81	65	81	67	△29
	小計	265	233	228	213	225	216	△49
0～14歳	1,017	995	953	927	913	879	△138	
総人口	11,308	11,053	10,838	10,618	10,361	10,095	△1,213	

注：資料は、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）。

ウ 0～14歳人口の将来見通し

平成25～26年の人口の推移を基に人口の将来推計を行うと、本計画の目標年次である平成31年には総人口は約8,800人になり、平成26年以降の5年間に約1,300人が減少するものと見込まれます。（平成25年4月1日から平成26年4月1日の1歳階級別の人口の推移率を基に各年の人口を推計。）

このうち、0～14歳人口は平成31年で770人になり、平成26年以降の5年間に約110人減少するものと見込まれます。

平成31年の0～14歳人口をみると、0～2歳120人、3～5歳138人、小学生（6～11歳）331人、中学生（12～14歳）181人になり、各年齢層ともに減少するものと見込まれます。

図 0～14歳人口の将来見通し

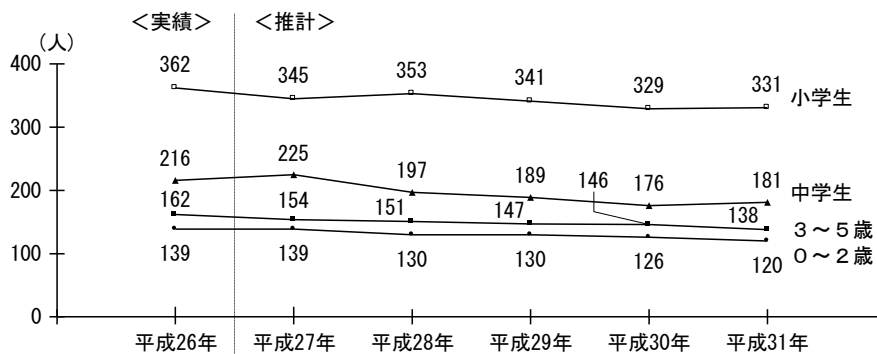


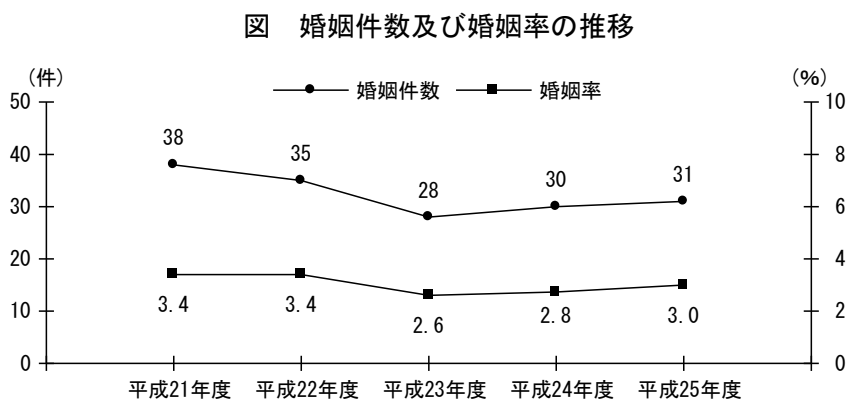
表 0～14歳人口の将来見通し

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～2歳	0歳	42	43	43	41	39	37
	1歳	50	41	42	42	40	38
	2歳	47	55	45	47	47	45
	小計	139	139	130	130	126	120
3～5歳	3歳	48	48	55	44	46	46
	4歳	60	50	49	57	46	48
	5歳	54	56	47	46	54	44
	小計	162	154	151	147	146	138
小学生	6歳	60	55	58	48	48	56
	7歳	56	61	56	60	49	50
	8歳	60	56	61	56	59	49
	9歳	63	61	57	62	57	60
	10歳	50	61	59	55	60	55
	11歳	73	51	62	60	56	61
小計	362	345	353	341	329	331	
中学生	12歳	70	73	51	62	60	56
	13歳	79	71	74	52	63	61
	14歳	67	81	72	75	53	64
	小計	216	225	197	189	176	181
0～14歳	879	863	831	807	777	770	
総人口	10,095	9,855	9,580	9,346	9,075	8,815	

2 子どもを取り巻く環境

(1) 婚姻の状況

本町の平成25年度の婚姻件数は31件、婚姻率は3.0%になっています。その推移をみると、婚姻件数、婚姻率ともに平成21～23年度にかけて減少していますが、その後は微増に転じています。

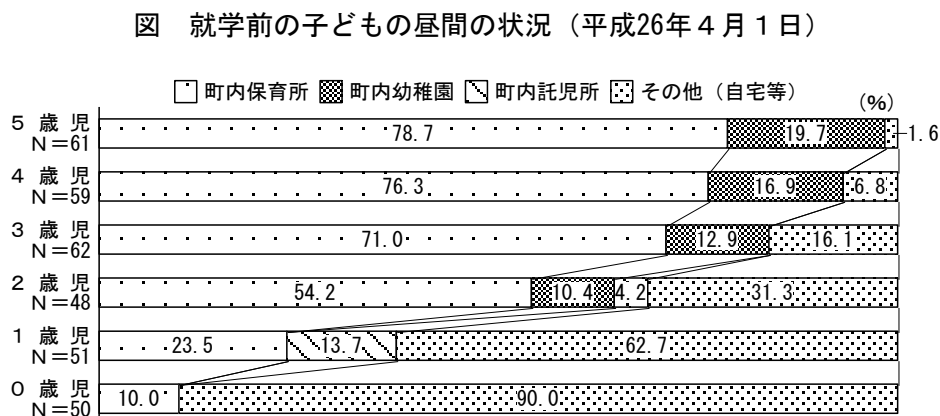


注-1：婚姻件数は実届出件数。婚姻率は婚姻件数を各年10月1日人口（平成22年は国勢調査人口，その他は推計人口（総務省統計局））で除した人口1,000人当たりの婚姻件数。

-2：資料は，広島県人口動態統計。

(2) 就学前の子どもの昼間の状況

就学前の子どもの昼間の状況は，0～2歳児においては「その他（自宅等）」で過ごす子どもの割合が高く，3～5歳児においては「町内保育所」及び「町内幼稚園」で過ごす子どもの割合が高くなっています。

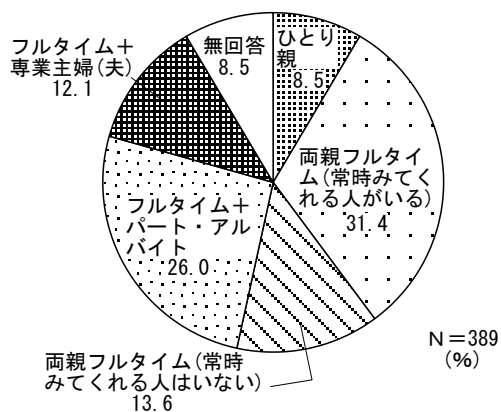


注：資料は，福祉課。

(3) 子どものいる世帯の就労状況

本町の子どものいる世帯の母親、父親の就労状況は、「両親フルタイム（子どもを常時みてくれる人がいる）」と答えた人が31.4%で最も割合が高く、次いで「フルタイム+パート・アルバイト」26.0%、「両親フルタイム（子どもを常時みてくれる人はいない）」13.6%、「フルタイム+専業主婦(夫)」12.1%、「ひとり親」8.5%の順で、両親ともにフルタイムが5割弱になっています。

図 子どものいる世帯の就労状況



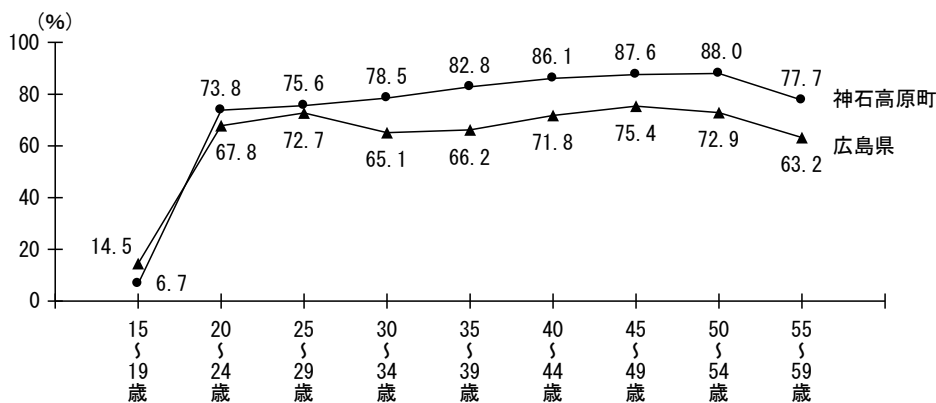
注：資料は、子育てに関するアンケート調査結果（平成26年2月）。

(4) 女性の就労状況

本町の平成22年の女性の就業率をみると、20～24歳の73.8%から年齢が高くなるにつれ徐々に増加し、50～54歳では88.0%になっており、55～59歳ではやや減少しています。

広島県と比較すると、全ての年齢層で本町の実業率が高くなっており、特に30歳以上では10ポイント以上高くなっています。

図 年代別にみる女性の就業率（平成22年）



注：資料は、国勢調査。

2章 計画課題と基本方針

1 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組と評価

(1) 特定事業の目標量と達成状況

特定事業の平成26年度の目標事業量と実績を比較すると、次のとおりです。

通常保育事業の定員の削減については目標を達成していませんが、その他の項目におけるか所数の目標は達成しています。延長保育事業の人数は目標量を下回っていますが、全ての利用希望に対応しています。

一方、特定事業のうち、特定保育事業、夜間保育事業、トワイライト事業、休日保育事業、病児・病後児事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業の7事業については、計画期間中の達成が難しいことから、目標量を掲げませんでした。

表 特定事業の目標量と達成状況

事業名	事業内容	平成26年度 目標事業量	平成26年度 実績
① 通常保育事業	<保育所> 保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を行う事業	定員 195人	定員 270人
② 延長保育事業	<保育所> 保育時間の延長需要に応えるための事業	5か所 31人	5か所 22人
③ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供する事業	4か所 102人	4か所 199人
④ 放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業	6か所	6か所
⑤ 地域子育て支援拠点事業	子育て家庭に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルへの支援等を行う事業	1か所	1か所
⑥ 一時預かり事業	<保育所> 保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となった場合、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減、里帰り出産の際の支援等を行うため、保育所で児童を一時的に預かる事業	5か所	5か所

(2) アンケート調査からみたサービスの満足度

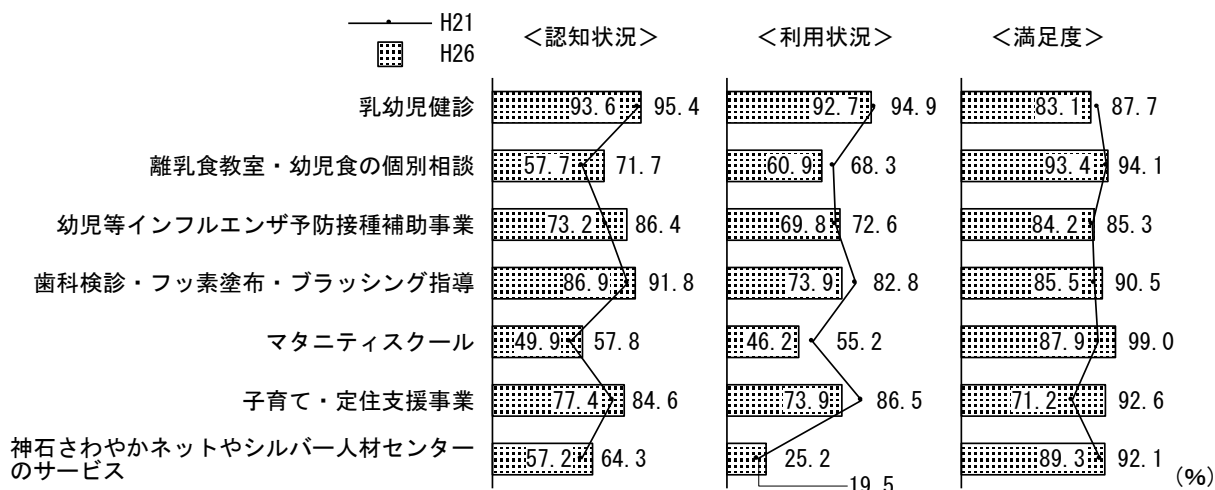
本町が小学生までの子どもがいる保護者全員を対象として行った平成21年2月及び平成26年2月に実施した「子育てに関するアンケート調査結果」のうち、就学前の子どものいる保護者に対して就学前の子どもに対する事業についての認知状況、利用状況、満足度を比較すると、次のとおりです。

認知状況は、7事業ともに認知度が高くなっています。

利用状況は、2事業が上回っている一方で5事業が下回っており、事業によって利用率の変化が異なっています。

各事業を利用した人の満足度（「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた割合）は、乳幼児健診を除く6事業で割合が高くなっています。特に、子育て・定住支援事業は平成22年度から事業内容が見直されており、満足度が20ポイント程度高くなっています。

図 町等が実施しているサービスの状況の比較



2 計画課題

子ども・子育て家庭の現状と将来見通し、子ども・子育て支援施策の実施状況、子育てに関するアンケート調査結果を踏まえて、本町における子ども・子育て支援及び次世代育成に係る課題を列記すると次のとおりです。

(1) 子育てに関する相談や交流の場の提供の強化

子育てに関する問題が多様化、複雑化し、保護者の子育ての孤立感、負担感が増大している中で、地域子育て支援センターを核とする相談指導体制を強化する必要があります。

また、保育所・幼稚園入所前の子どもを対象としておひさま広場等を開催していますが、参加者が少ない等の問題点を抱えており、情報提供のあり方、保護者が参加しやすい開催日時、教室の魅力化等を検討する必要があります。

さらに、地域子育て支援センターと保育所、幼稚園、小中高等学校との連携を強化し、保護者の悩みに適切に対応する体制を強化する必要があります。

(2) 母子に対する保健・医療の充実

子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの生活習慣に大きな変化を与えており、食生活の乱れ、基礎体力の低下、睡眠時間の減少、生活習慣病、アレルギー疾患等の疾病の増加等が指摘されており、保護者だけでなく子どもに対して、食育等を通じて健康づくりの重要性を周知する必要があります。

また、母子保健では、子どもの健やかな成長と母親の子育てを支援するために、妊娠が分かった時点から、情報提供、相談指導、健診等の継続的で総合的な取り組みを行う必要があります。

就学前の子どもがいる保護者に対して様々なサービスを行っていますが、周知が不十分で利用率が低いサービスがあることから、周知の徹底とサービス内容の改善を図る必要があります。

さらに、思春期においては、精神的にも肉体的にも著しく変化する時期であり、小中学校、スクールカウンセラー、子育て支援センターが連携して、子どもに対する相談・支援の強化を図る必要があります。

一方、小児医療については、町内に専門の医療機関がなく、町外で子どもの治療を行っている状況にあるため、小児医療体制の強化に努める必要があります。

(3) 魅力ある保育・教育サービスの提供

本町においては、ひとり親家庭、両親フルタイム（子どもを常時みてくれる人がいない）就労の家庭が増加傾向にあり、地域における子育て支援サービスの充実が求められています。保護者アンケート調査結果においては、延長保育、土曜日保育の時間延長、日曜日・祝日保育、0歳児からの保育、病児・病後児保育等が要望されており、サービス体制の整備を検討する必要があります。

また、放課後児童健全育成事業（学童保育）や放課後子ども教室へのニーズが高まっていることから、活動の一層の充実を図るとともに、中高生の放課後学習の支援を検討する必要があります。

さらに、町では、少子・高齢化の進行が著しく、若者定住対策の促進が重要な課題になっており、若者の出会いの確保、子育て家庭を対象とした経済的支援、子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりや緑豊かな自然環境を活かした特徴のある教育等の推進によって、子育て家庭に魅力のある地域づくりを行う必要があります。

(4) 子どもの安全・安心の確保

本町では、乳幼児期の子どもと親子の利用に配慮した公共施設の改善に努めていますが、今後も引き続きこうした観点からの施設、環境の整備に取り組む必要があります。

また、交通事故の防止、不慮の事故の防止、不審者対策の強化等、子どもが安全に暮らせる環境づくりの充実を図る必要があります。

さらに、本町においてもいじめ、不登校、児童虐待の顕在化等子どもの心の成長時期における問題が多様化してきており、地域子育て支援センターやスクールカウンセラーを核としつつ、援助を必要としている子どもの早期発見や気軽に相談できる体制の強化を図る必要があります。

(5) 地域における子育て支援体制の充実

本町では、母子推進員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、シルバー人材センター、自治振興会等の地域団体と連携して子育て支援を行っていますが、今後も地域を挙げての支援を一層強化するとともに、子育てに係る人材の確保・育成に努める必要があります。

(6) 子育てと仕事の両立への対応

本町では、子育てと仕事の両立を支援する環境が不十分な状況にあり、職場や企業に対しては子育てに対する理解の醸成と産前産後及び育児休業制度を取得しやすい環境づくりの促進を働きかけるとともに、男女共同参画意識に基づく子育てに対する理解や男性の子育て参加への意識高揚を図る必要があります。

(7) 配慮が必要な子どもへの支援の充実

障害のある子どもに対する保育・教育については、乳幼児健康診査による障害の早期発見に努め、発達面においてフォローが必要な子どもに対する教室を開催するとともに、保育所、小中学校での受け入れ体制を整備しています。

今後も子ども一人ひとりの状況に合わせた保育・教育を行うため、保育所、幼稚園、小中学校、関係機関と保護者の連携体制の強化や教育環境の整備に取り組む必要があります。

3 計画のテーマと基本方針

(1) 計画のテーマ

近年、少子高齢化、女性の社会進出、家庭における養育機能の低下、近隣関係の希薄化、情報化の進展等の環境の変化に伴い、親の子育て不安の増大と孤立化、子育てと仕事の両立が難しい社会環境等子育てに係る様々な問題が生じており、安心して子どもを産み育てられる社会的な支援体制の充実が求められています。

また、子どもの養育環境については、家庭や地域における養育力の低下により、子どもの社会性が育つ環境が損なわれつつあるほか、生活習慣の乱れ、児童虐待やいじめ・不登校、アレルギー疾患の増加等様々な問題が本町においても顕在化しつつあり、子どもの心身の健全な成長を促すことのできる環境づくりが求められています。

このため、本町では、緑豊かな自然と美しい田園のある環境のもとで、子どもを産み育てたい男女が安心して産み、育てることができ、地域全体に見守られながら子どもが心身ともにすくすく成長できる環境の構築を目指して、次のような計画のテーマを掲げ、諸施策を推進します。

<計画のテーマ>

子どものいのちの根っこを育み、 健やかでたくましい幹への成長を支える神石高原町

(2) 計画の基本方針

ア 母親と子どもの健康づくり

母親と子どもの健康づくりを推進するために、妊娠の早期届出を働きかけるとともに、各種教室の開催等により母子保健知識の普及、乳幼児の事故防止に関する意識啓発を推進します。さらに、子どもの健康を確保・増進するために、健康診査、予防接種、子ども自身による健康づくりを推進するほか、本町の第2次食育推進計画に基づいて親子に対する食育を推進します。

また、思春期における子どもの心と体の健康づくりを推進するため、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性等についての基礎知識の普及、相談体制の充実、保護者に対する意識啓発を推進します。

母子医療については、広域的な専門医療体制や町内医療体制の充実、保護者に基本的な医療知識の普及、子どもに対する医療費の助成等を行うほか、不妊治療を支援します。

イ 子どもと子育てを支える環境づくり

子育てに喜びや楽しみを感じることでできる家庭づくりを推進するために、各種講座の開催、親子の交流の場の提供等あらゆる機会を通じて子育てに係る意識啓発を推進します。

また、子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しく子育てができるように、地域子育て支援センターやスクールカウンセラー等と連携して相談支援体制の充実を図るとともに、乳幼児のいる保護者に対して広場の開催、自主的な子育てサークル等により、育児疲れを解消し、楽しく子育てができるよう支援します。

さらに、仕事と子育ての両立を進めるために、事業所に対して男女共同参画意識の啓発、育児、看護で休暇を取りやすい職場環境づくりを働きかけます。

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図るために、国、県と連携して各種手当・助成制度の充実を図るとともに、子育て家庭の定住を促進するために町独自の支援を行います。

ウ 子どもの保育・教育環境づくり

就学前の子どもが健やかに成長するとともに保護者の仕事と子育ての両立を支援するために、保育環境・幼児教育環境の充実を図るとともに、保育所のサービスの向上を図るため、保育年齢の拡大、時間外保育事業及び一時預かり事業の拡充、安全で魅力ある保育所づくりを行うほか、私立幼稚園の運営支援、保育所・幼稚園の開放を行います。

また、次代の担い手である子どもが個性豊かに成長するように、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進するとともに、いじめがなく、全員が元気に登校する学校づくりを推進します。

さらに、保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、子どもが地域で一貫して見守られながら成長できるように、教職員相互の連携や子ども相互の交流を推進します。そのほか、家庭・地域の教育力の向上を図り、家庭・地域の関わりによって子どもの生きる力を育むため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行います。

エ 地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

地域において仕事を持つ保護者の子育てを支援するため、地域組織等による子育て支援サービスの充実、強化を働きかけるとともに、地域で家庭を支援する仕組みづくり等に取り組みます。

また、子どもの人権を守るために、子どもの権利及び虐待防止の意識啓発や虐待の早期発見・早期対応及び支援、民生委員児童委員や母子推進員と連携した見守り体制の充実等を図るとともに、子どもと子育て家庭にやさしく、安全なまちづくりを行うために、子どもの利用に配慮した公共施設の点検・整備、道路等の外出環境の整備、交通安全対策及び犯罪防止対策を推進します。

さらに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、「放課後子ども総合プラン」に基づき、仕事を持つ保護者の子育てを支援する「放課後児童健全育成事業（学童保育）」、全児童を対象とする「放課後子ども教室」の充実、中高生に対する放課後学習の支援等を行うほか、子どもを取り巻く有害環境対策や子どもの健全育成に関して保護者や地域住民への意識啓発を推進します。

オ 配慮が必要な子ども・家庭への支援

障害や発達面に支援が必要と思われる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で安心して生活が送れるように、各種相談体制の充実、早期療育の推進、障害のある子どもの社会的自立に対する支援及び福祉サービスの適正な提供、教育的支援に努めます。

また、ひとり親家庭等の子どもが健全に成長することができるように、保護者に対して相談支援、経済的支援、自立支援等を、適切かつ総合的に行います。

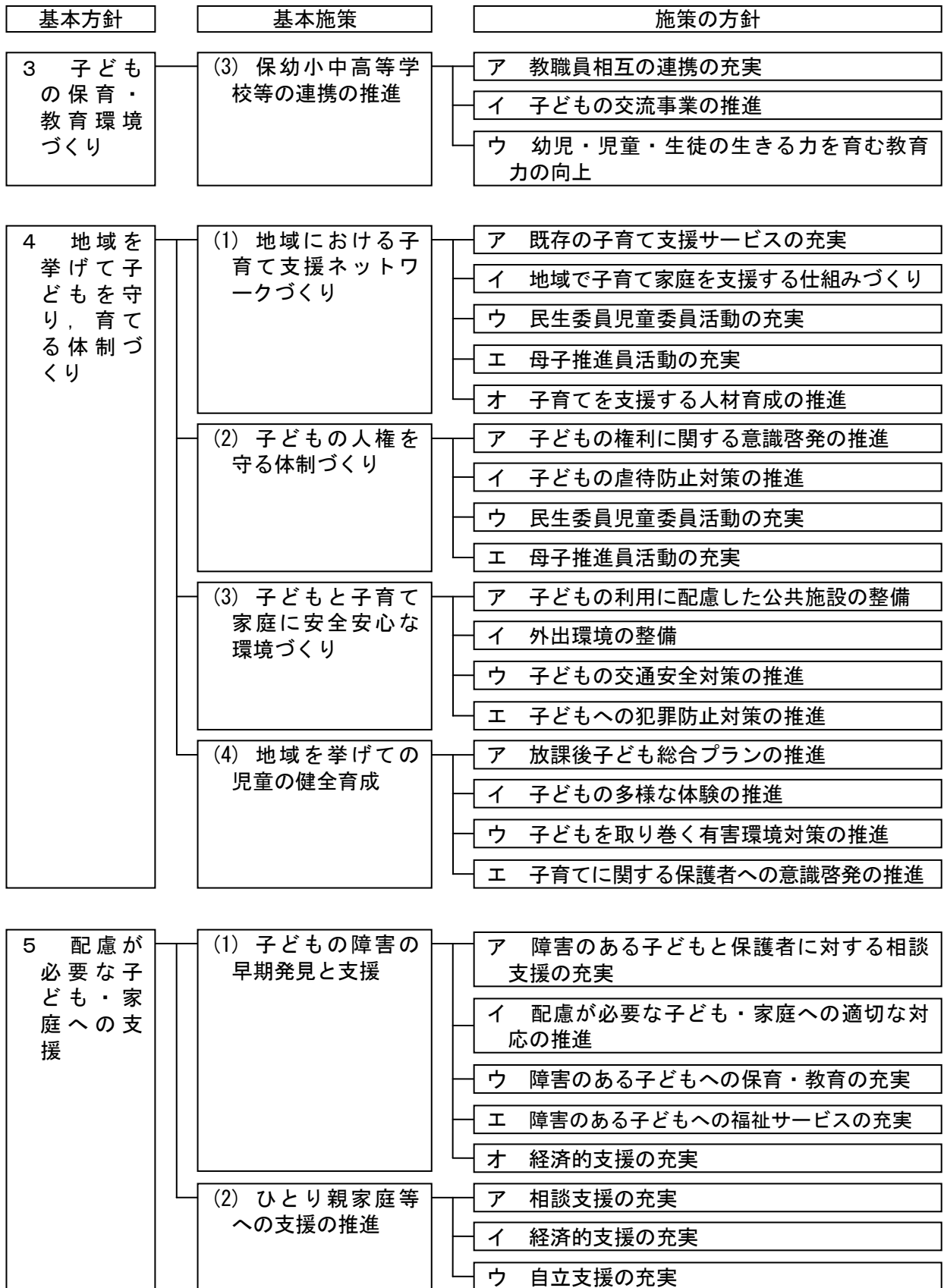
4 施策の体系

計画のテーマ，計画の基本方針を実現するための施策の体系を次のように掲げます。

図 施策の体系(1)



図 施策の体系(2)



3章 基本計画

1 母親と子どもの健康づくり

(1) 母親と子どもの健康の確保・増進

母親の健康を確保・増進するため、母子健康手帳の交付、妊婦・乳児の健康診査、母子の訪問指導等を早期から実施できるように、妊婦に対して妊娠の早期届出を働きかけます。また、各種教室を開催し、母子保健知識の普及、乳幼児の事故防止に関する意識啓発等を推進します。

さらに、子どもの健康を確保・増進するため、健康診査、予防接種を推進するとともに、子ども自身による健康づくりを推進します。保護者については、子どもの健康づくりに対する関心を高めます。

表 具体的な施策(1)

項目	事業等	担当課
ア 母親の健康の確保・増進	<妊娠の早期届出のPR> 妊婦や子どもの健康を確保するために、保健師や母子推進員が、妊婦に対して、妊娠の早期届出を働きかけます。	保健課
	<母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査受診券の交付> 妊娠の届出時に、子どもの健やかな成長や健康診査・予防接種等の経過を記録し、安心して出産・育児ができるように、「母子健康手帳」を交付します。同時に出産育児に関する参考書やパンフレット等を配付するとともに、妊婦及び乳児が無料で健康診査等を受けることができるように「妊婦・乳児健康診査受診券」を交付します。	保健課
	<妊産婦・乳幼児訪問相談事業> 妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及や安心して出産・育児ができるように、保健師や母子推進員等が訪問します。 また、保健師と妊産婦等の良好な人間関係づくりを行います。 特に、新生児については早期に初回訪問を行い、必要に応じて乳児期も継続的な訪問指導を行います。	保健課
	<こんにちは赤ちゃん事業> 保健師が生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の孤立化を防ぐために様々な不安や悩みに対応するとともに、必要な子育て情報の提供を行います。	保健課
	<すこやか育児サポート事業> 妊娠中から乳児期の子育ての不安や疑問に対応するため、産婦人科医、小児科医及び町の保健師が協力して、相談指導を行います。	保健課
	<養育支援訪問事業> 育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により行います。	保健課

表 具体的な施策(2)

項目	事業等	担当課
イ 母子保健知識の普及	<p><マタニティスクール> マタニティスクールは、妊婦が不安なく妊娠中を過ごし、母親または父親になる心と体の準備をし、安心して出産・育児に臨めるように、また、交流の場として開催します。 本事業への参加を促進するため、開催日・開催時間の配慮や魅力的な企画の実施に努めます。</p>	保健課
	<p><子育て支援スタッフ研修会> 母子推進員等に新たな知識の習得の場の提供と、交流、ネットワークづくりの場とするため、研修会を開催します。</p>	保健課
	<p><乳幼児の事故防止> 乳幼児の事故防止を図るために、チャイルドシートの着用の徹底、家の中での事故防止等について、乳幼児健診、おひさま広場等で指導するとともに、パンフレットや広報等あらゆる機会を通じて意識啓発を行います。</p>	保健課 福祉課
ウ 子どもの健康の確保・増進	<p><乳幼児の健診事業> 乳幼児の健康づくりを支援するため、保健福祉センターで乳児健康診査（年12回）、1歳6か月児健康診査（年6回）、3歳児健康診査（年4回）を行います。</p>	保健課
	<p><保育所・幼稚園・小中学校の健診事業> 保育所・幼稚園児童については、保育所・幼稚園で定期的に健康診断を実施します。 また、小中学生については、小中学校で定期的に健康診断を実施します。</p>	福祉課 学校教育課
	<p><歯科検診事業> 乳幼児や小学生のう歯の予防を図るために、乳児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査時に歯科検診を合わせて行うとともに、2歳児及び小学生に対しては、受診券を発行して、町内の歯科医院で検診ができるようにします。 また、保育所や幼稚園でも歯科検診を行います。</p>	保健課 福祉課
	<p><予防接種支援事業> 乳幼児の健康づくりを支援するため、町内外の医療機関で、定期予防接種を無料で受けることができます。</p>	保健課
	<p><幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業> 満1歳～18歳までの子どもを対象として、保護者が負担するインフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。 （これまでは、対象年齢が中学生まででしたが、今後は対象年齢を拡大します。）</p>	保健課
	<p><子ども自身による健康づくり> 子ども自らが健康管理に興味を持つように、規則正しい生活習慣や保育所及び学校給食を通じた望ましい食生活習慣の指導、生活習慣病予防に係る指導、喫煙・飲酒・薬物に関する健康教育等を年齢に合わせて実施します。</p>	福祉課 保健課 学校教育課
	<p><保護者に対する健康講座> 保護者の子どもの健康づくりに対する意識を高めるために、健康講座を開催します。</p>	保健課 福祉課 学校教育課

(2) 食育の推進

「神石高原町第2次食育推進計画」に基づいて、保護者及び子どもの心身の健康と豊かな生活の実現を図るため、食育を推進します。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 保護者への食育の推進	<p><保護者に対する食育指導></p> <p>保護者が食育の重要性を認識し、家庭で実践できるように、乳幼児健診、おひさま広場、保育所、幼稚園、小中学校等において、「給食だより」や食育講演会の開催等を通じて意識啓発を図ります。</p> <p>家庭での食事づくりの参考になるように、保育所、小中学校において、栄養バランスに配慮した給食の献立レシピを紹介しします。</p>	まちづくり 推進課 福祉課 保健課 学校教育課
イ 子どもへの食育の推進	<p><子どもに対する食育指導></p> <p>保育所、幼稚園、小中学校の食に関する指導計画に基づいて、子どもに対する食育指導を行うとともに、小中学校では給食時における食育や地元食材を豊富に使用した「神石高原ランチ」をはじめとする地産地消給食の充実、保育所では食育推進献立による給食の充実を図ります。</p>	福祉課 学校教育課
ウ 子どもへの食・農体験の推進	<p><調理実習></p> <p>保育所、幼稚園、小中学校、放課後児童健全育成事業（学童保育）、放課後子ども教室等で、子どもが料理をする（手伝う）場を確保し、食に対する関心と理解を深めるほか、小学校では親子が参加する料理教室を行います。</p> <p>さらに、家庭で子どもが料理をする（手伝う）よう、保護者や子どもへ働きかけます。</p>	福祉課 学校教育課
	<p><農林業体験></p> <p>保育所、幼稚園、小学校において農林業体験の場を確保し、農林業者・農林業団体等と連携して、子どもに対して農林産物の栽培を指導し、農林産物栽培の大変さや収穫の喜びを体験し、食事に対する感謝の心を醸成します。</p>	福祉課 学校教育課 産業課

(3) 思春期保健対策の推進

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、町、小中高等学校、地域等が連携して、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性等についての基礎知識の普及を図ります。

また、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険行動に陥りやすい子どもに対する相談体制の充実と保護者に対する意識啓発を推進します。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 子どもへの思春期保健対策の推進	<p><子どもに対する意識啓発> 小中学校等において、性・喫煙・薬物等に関する健全な意識の育成や正しい知識の普及を図ります。 また、スクールカウンセラーや地域子育て支援センターと連携して、子どもに対する相談指導を行います。</p>	学校教育課
イ 保護者への意識啓発の推進	<p><保護者に対する意識啓発> 子育て講演会の開催や「学校だより」等を通して、保護者への意識啓発を図ります。</p>	学校教育課

(4) 母子医療の充実

母子の心身の健康を守るために、広域的な専門医療体制や町内医療体制の充実に努め、保護者に基本的な医療知識の普及を図るほか、子どもの医療費負担を軽減するために小児医療費助成を行います。

また、子どもを産みたい家庭を支援するために、高額な医療費がかかる不妊治療に対して、国や県とともに本町も支援します。

表 具体的な施策(1)

項目	事業等	担当課
ア 母子医療の充実	<p><広域的な医療体制の周知> 広域的な周産期医療体制、小児救急医療体制のPRを行うとともに、福山市内の4医療機関（病院）の輪番制による小児医療体制を確保します。</p>	保健課
	<p><町内小児医療体制の構築> 神石高原町立病院等町内での小児医療の確保を検討します。</p>	保健課
イ 医療知識の普及	<p><保護者に対する医療知識の普及> 乳幼児健診や各種教室、講演会の開催、パンフレットの配布等を通じて、保護者への基本的な医療知識の普及に努めます。</p>	保健課
	<p><母子推進員に対する医療知識の普及> 保護者へ相談指導する立場にある母子推進員に対して、子育て支援スタッフ研修会等を通じて、小児の救急法等の医療知識の普及を図ります。</p>	保健課

表 具体的な施策(2)

項目	事業等	担当課
ウ 医療費 助成の充 実	<p><乳幼児医療費支給制度及び子ども医療費支給制度> 0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの子どもの通 院及び入院医療費の一部助成をします。 (これまでは、対象年齢が中学生まででしたが、今後は対象 年齢を拡大します。)</p>	福祉課
	<p><神石高原町不妊治療費助成事業(仮称)>(新規) 国・県では、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる 不妊治療に対し、費用の一部を助成しています。 本町では、本人が負担した医療費から国、県の助成額を除 く全額を助成します。</p>	保健課

2 子どもと子育てを支える環境づくり

(1) 子育てに係る意識啓発の推進

子育てに喜びや楽しみを感じることでできる家庭づくりを行うために、子育てにおける家庭の重要性や男女が協力して子育てすることの重要性等を記述した子育て資料の配布、男女共同参画に関する講座や父親の子育て参加を促すための子育て講座の開催、親子でのふれあいを深めることのできる場の設定等、あらゆる機会を通じて子育てに係る意識啓発を推進します。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 家庭の重要性に係る意識啓発の推進	<p><家庭の重要性に係る意識啓発></p> <p>母性、父性、家庭の役割等を記述した母子保健テキスト、町で作成した子育てガイド等を、母子健康手帳の交付時等に配布します。</p> <p>また、各保育所や青少年育成神石高原町民会議による子育て講演会の開催、パンフレットの作成・配布、町広報等あらゆる機会を通じて、子育てに係る意識啓発を行います。</p>	保健課 福祉課 生涯学習課
イ 男女共同参画による子育ての推進	<p><子育てに関する男女共同参画のための意識啓発></p> <p>「神石高原町男女共同参画推進基本計画」に基づいて、男女の固定的な役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促すために、男女共同参画のための子育て講座の開催、子育てについて男女で学ぶ機会の提供、意識啓発資料の作成・配布を行います。</p>	まちづくり推進課等
	<p><父親の役割に関する意識啓発></p> <p>マタニティスクール等への父親の参加の促進、父親に対する子育て講座等の開催、父親向けパンフレット「イクメンビギナー」の配布等を通じて、父親が子育てへ関わることの重要性について意識啓発を行います。</p>	福祉課 保健課
ウ 親子のふれあいの推進	<p><親子のふれあい事業></p> <p>親子で参加できる子どもの年齢に応じたコンサート等のイベントを関係機関・団体と連携して行います。</p>	福祉課

(2) 相談支援の充実

子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しく子育てができるように、地域子育て支援センターを核とする相談支援体制や障害のある子どもと保護者に対する相談支援体制の充実を図るとともに、小中学校におけるスクールカウンセラーの充実を働きかけます。

また、地域子育て支援センターと町内関係機関との連携の強化を図るとともに、小中学校のカウンセラーとの役割分担に配慮して活動を行います。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 子どもと子育てに係る相談支援の充実	<p><育児相談・訪問事業></p> <p>育児相談は、妊産婦及び育児不安の強い親子を対象に助産師が各種相談に応じているもので、対象者のニーズに対応するため相談回数の充実を図ります。</p> <p>また、妊産婦の子育て不安を解消するとともに乳幼児の健全な成長を支援するため、保健師が家庭訪問し、相談指導を行います。</p>	保健課
	<p><地域子育て支援センター事業></p> <p>子どもの健全な育成と保護者の子育て支援を強化するために、次のような事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員・カウンセラー・専門児童指導員による相談指導の充実、相談員の増員の検討 ・情報誌「アイ・アイ」の内容の充実 ・子どもが気軽に相談できる雰囲気づくり ・保育所・幼稚園・学校・保護者への周知の徹底 ・ホームページ、メール等の活用 <p>また、地域子育て支援センターのPRの徹底、活動内容の充実のほか、相談環境の充実を図るため、相談室等の整備を検討します。</p> <p>さらに、相談員の資質の向上を図るため、各種研修講座の受講機会を確保します。</p>	福祉課 学校教育課
	<p><スクールカウンセラー事業></p> <p>町内の中学校にスクールカウンセラーを配置し、小中学生に対するカウンセリングを行うとともに、保護者やカウンセリング等に関わる教職員に対して助言等を行います。</p> <p>また、地域子育て支援センターと連携して児童・生徒や保護者の支援を行います。</p>	学校教育課
イ 関係機関の連携の強化	<p><子育てに係る関係機関の連携事業></p> <p>役場保健福祉部門及び教育委員会、保育所、託児所、幼稚園、小中高等学校の連携体制の強化を図り、子どもの成長に応じた継続的な相談・支援を行います。</p> <p>特に、保健師と保育士、託児所と保育所及び幼稚園との連携を強化し、子どもの成長過程を継続的に把握し、指導できるようにします。</p> <p>子育てに関する相談・支援の核となる地域子育て支援センターとこれら機関との連携を一層強化し、迅速かつ的確に対応できる体制を確立するほか、カウンセラーとの役割分担に配慮して活動を行います。</p>	福祉課 保健課 学校教育課

(3) 保護者の交流の機会と学習の場の充実

乳幼児のいる保護者に対して常設の広場を開設することにより、子育て家庭の交流を促進するとともに、子育て相談の実施、子育てに役立つ情報の提供、母親がリフレッシュする場の提供等により、育児疲れを解消し、楽しく子育てができるよう支援します。また、自主的な子育てサークルの活動を支援します。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア おひさま広場の充実	<p><おひさま広場></p> <p>地域子育て支援センターでは、妊娠中、入所前の乳幼児・就園中の子どもがいる親子を対象として、参加者が気軽に集い、子育てに関する情報交換や交流を深める場として、おひさま広場を開催します。</p> <p>平成26年度までは、開催場所が6か所でしたが、参加者の動向を踏まえて、平成27年度からは4か所（油木、神石、豊松、三和）で開催します。</p> <p>また、おひさま広場を子育て学習の場とするために、子育てに関する講演会、各種イベントを開催するほか、子育てに関する相談を受けます。</p> <p>この活動について、町のホームページ、広報紙、かがやきネット等を活用して、妊娠中及び乳幼児のいる家庭に対して周知に努めるとともに、活動内容の充実を図ります。</p>	福祉課
イ 自主的な子育てサークル活動の推進	<p><カンガルークラブ></p> <p>自主的な子育てサークルのカンガルークラブについて、町全域からの参加を促進するために、町のホームページ、広報紙、かがやきネット等を活用して周知に努めるほか、活動の場の確保、職員の派遣及び情報提供等の支援を行います。</p>	福祉課

(4) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を進めるために、男女共同参画意識に基づく社会全体の子育てに対する理解や男性の子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対して男女ともに育児休業制度や子どもの看護休暇を取りやすい職場環境づくりを働きかけるとともに、産前産後休業制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。さらに、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる事業所に対して、必要に応じて支援を行います。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進	<p><男女共同の家づくりに向けた意識啓発></p> <p>「神石高原町男女共同参画推進基本計画」に基づき男女共同参画社会の実現のため、事業所において男女共同参画に関する講座等を開催し、男女共同の家づくりの重要性について意識啓発します。</p>	まちづくり推進課
	<p><子育て中の職員に対する理解の促進></p> <p>事業所に対して、男女ともに育児休業や看護休暇を取りやすい職場づくりを働きかけるために、PRパンフレットの配布や商工会と連携した講演会の開催等を行います。</p>	まちづくり推進課
イ 産前産後休業、育児休業制度等の普及	<p><制度利用の促進></p> <p>事業所に対する産前産後休業、育児休業制度等の普及・啓発や職員の制度利用の促進を図るために、PRパンフレットの配布や商工会と連携した講演会の開催等を行います。</p>	まちづくり推進課等

(5) 子育て世代に対する経済的支援

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心して子どもを産み、育てられるように、国、県と連携して各種手当・助成制度の充実を図るとともに、町内の子育て世代の支援及び町外からの子育て世代の定住を促進するために、子育て世代に対する定住促進事業の実施を推進します。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 各種手当・助成制度等の充実	<p><経済的支援></p> <p>国の経済的支援制度に基づいて、対象者に手当等を支給します。</p> <p>また、小中学生の子どもがいる保護者のうち対象者に対して、通学費補助金及び就学援助費等を支給します。</p> <p>さらに、社会福祉協議会が、生活困窮世帯に対して生活資金（更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金等）の貸し付けを行います。</p>	福祉課 学校教育課
	<p><公営住宅へ入居する子育て家庭に対する経済的負担の軽減></p> <p>住宅に困窮する子育て家庭に対して、公営住宅入居収入基準の緩和を行い、家賃の低廉化を図ることで、経済的な負担を軽減します。</p>	建設課
イ 子育て世代の定住促進	<p><神石高原町ブライダルセンターの運営・各種祝い金></p> <p>神石高原町ブライダルセンターでは、若者の結婚を支援するために、結婚相談や婚活イベントの開催等を行います。そのほか、結婚仲人報奨金、新婚定住祝い金支給制度により、若者の結婚を支援します。</p> <p>また、子どものいる世帯に対して子育て支援小学校入学祝い金を支給し、子育てを支援します。</p> <p>今後は、こうした制度の検証を踏まえて、より効果的な制度への見直しを検討します。</p>	まちづくり 推進課等
	<p><住宅の改修・取得補助></p> <p>子育て世代が住宅を取得しやすくするために、住宅建築事業費補助金、空き家及び住宅改修補助金、住宅取得促進奨励金、環境に配慮した設備を整備する住宅への補助金を支給します。</p> <p>今後は、こうした制度の検証を踏まえて、より効果的な制度への見直しを検討します。</p>	まちづくり 推進課等
	<p><子育て世代の定住団地への入居の促進></p> <p>定住団地「星の里いせき」が、自然豊かで保育所や小学校が近く、子育てに適した団地であることをPRし、子育て世代の定住を引き続き促進します。</p>	まちづくり 推進課

3 子どもの保育・教育環境づくり

(1) 保育環境の充実

保育所のサービスの向上を図るため、保育年齢の変更、時間外保育事業及び一時預かり事業の拡充を行うとともに、安全で魅力ある保育所づくりを行うため、施設整備を推進します。

そのほか、私立幼稚園の運営を支援するとともに、未就園児の保護者及び子どもの交流の促進と安全で安心な遊び場を提供するため、保育所・幼稚園の開放を行います。

表 具体的な施策(1)

項目	事業等	担当課
ア 託児所の充実	<p><託児所たんぽぽの充実></p> <p>保育所との役割分担に配慮しながら、0歳児からの受入れを行います。</p> <p>早朝や夜間の受入れについて、保護者のニーズを踏まえながら運営します。</p>	福祉課
イ 保育所の充実	<p><保育年齢></p> <p>油木保育所及びとよまつ保育所は、0歳児からの保育を継続し、その他の保育所については、保護者のニーズや託児所との役割分担に配慮して、今後0歳児からの受入れを検討します。</p>	福祉課
	<p><開所日・開所時間></p> <p>保育所の開所日・開所時間は、当面は現行どおり平日及び土曜日の7:30～18:30とします。</p> <p>また、保育所が一層利用しやすくなるように、保育所の職員配置体制を勘案しながら、次のような取組を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の開所時間の延長（7:30以前及び18:30以降の保育） ・日曜日・祝日の保育の実施 	福祉課
	<p><一時預かり事業></p> <p>保護者のニーズに対応して、全ての保育所及び幼稚園で一時預かり事業を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	福祉課
	<p><保育料負担の軽減></p> <p>保護者の経済的負担の軽減と本町への子育て世代の定住を促進するため、18歳未満の兄弟のいる児童で、3人目以降の児童の保育料を半額とする町独自の事業を継続します。</p> <p>また、本町では保護者の経済的負担を一層軽減するため、平成27年度から町の保育料を国の基準保育料の半額程度に減額します。</p>	福祉課

表 具体的な施策(2)

項目	事業等	担当課
イ 保育所の充実	<p><通所バスの運行> 保護者の児童の送迎負担を軽減するため、小中学校スクールバスを運行している地域では、スクールバスで小中学生と合わせて保育所児童（3歳以上）の送迎を行います。</p>	福祉課
	<p><保育内容の質の向上> 保育内容の質の向上を図るため、保育所ごとに毎年、職員研修計画を定めて実施し、評価・検証を行います。 また、保育士、保育補助員の資質の向上を図るため、広島県保育連盟連合会等の外部研修の受講機会の確保に努めます。その際、町と各保育所において総合的な研修プログラムを作成し、新たな制度対応、保育指針等に基づく保育内容全般、町が他の部署と連動して進める発達支援、就学支援、保護者支援等、幅広い内容の研修を行います。 さらに、保育所及び職員の自己評価の実施、第三者による評価とその検証、結果公表等の導入を行います。</p>	福祉課
ウ 保育施設の整備の推進	<p><保育所施設の整備> 老朽化している施設（こばたけ保育所、くるみ保育所、いずみ保育所）については、保育年齢の拡大、新たな施設基準への対応等、総合的な観点から施設の改修または建て替えを検討し、保護者がより安心して保育を任せられる魅力的な環境づくりを行います。また、こうした環境づくりを通じて、子育て世代の定住の促進に結びつけます。 平成27年度に保育所全体の整備計画を策定し、保育所の改修または建て替え、保育備品の充実等に総合的に取り組みます。</p>	福祉課
エ 私立幼稚園の充実	<p><私立幼稚園の運営支援> 私立幼稚園の運営の継続を図るため、町の運営費補助を継続します。また、行政と私立幼稚園の運営に関する将来計画等について適宜協議する場をもち、幼児教育を必要とする地域ニーズに安定的にこたえられるよう長期的な運営支援を行います。</p>	学校教育課
	<p><保育料負担の軽減> 保護者の経済的負担の軽減と本町への子育て家庭の定住を促進するため、18歳未満の兄弟のいる児童で、3人目以降の児童の保育料を半額とする町独自の事業を継続します。</p>	
オ 保育所及び幼稚園の開放の推進	<p><保育所及び幼稚園の開放> 未就園の子ども・保護者同士の交流の場、情報交換の場、安全で安心な遊び場を提供するため、保育所及び幼稚園の開放（月1回）を行います。 また、保育所においては、地域における保育所の役割を明確にし、情報発信や子育て相談等の充実を図ります。</p>	福祉課

(2) 教育環境の充実

次代の担い手である子どもが個性豊かに成長するように、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進するとともに、いじめがなく、子どもが元気に登校できる学校づくりを推進します。

また、必要に応じて改修工事や校内設備の整備、備品の充実に努めます。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 確かな学力の育成の推進	<p><指導体制の充実> 小中学校における年間指導計画の改善、充実を図るとともに、教職員研修の充実、英語指導助手の活用等を行います。</p>	学校教育課
イ 豊かな心の育成の推進	<p><読書習慣の定着> 乳幼児に対する図書館を活用した読み聞かせの実施や乳幼児健診を活用したブックスタート事業を行います。 また、小中学校での朝読書やボランティアを活用した読み聞かせ活動を実施します。</p>	生涯学習課
	<p><読書月間の実施> 町を挙げて読書への関心を高めるため、8月を読書月間として定め、この期間中に読書感想文コンクール等のイベントの開催や意識啓発を重点的に行います。</p>	生涯学習課
	<p><キャリア教育事業> 小中学生が将来の生き方、職業に目標が持てるように、町内の事業所等と連携して、多様な体験学習や職業体験の場を提供します。</p>	学校教育課
ウ いじめ・不登校対策の推進	<p><相談事業> いじめや不登校の子どもに適切に対応するため、保護者、小中学校及びスクールカウンセラー、地域子育て支援センター、専門機関が連携して相談指導体制の強化を図ります。</p>	学校教育課
エ 学校施設の整備の推進	<p><小中学校施設の整備> 小中学校の校舎、体育館等の耐震化は完了したことから、今後は老朽校舎の改修、設備の整備及び備品の充実に努めます。</p>	学校教育課

(3) 保幼小中高等学校等の連携の推進

保育所・幼稚園から小学校，小学校から中学校，中学校から高等学校へと，子どもが地域で一貫して見守られながら成長できるように，教職員相互の連携や子ども相互の交流を推進します。

また，教育機関だけでなく，家庭・地域の教育力の向上を図り，家庭・地域の関わりによって子どもの生きる力を育むため，子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行います。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 教職員相互の連携の充実	<p><教職員の交流></p> <p>保育所・幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の連携を強化し，保育所・幼稚園と小学校，小学校と中学校，中学校と高等学校の教職員の交流，意見交換の場を確保します。</p> <p>特に，連携型中高一貫教育校の指定を受けており，町内の中学校と県立油木高等学校の交流を推進するとともに，小学校を含めた小中高12年間の一貫した教育カリキュラムの検討を進めます。</p>	学校教育課 福祉課
イ 子どもの交流事業の推進	<p><保育所・幼稚園と小学校の交流></p> <p>保育所・幼稚園の年長児が小学校になじめるように，年長児と小学校1年生等の交流を行います。</p>	学校教育課 福祉課
ウ 幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上	<p><保幼・小・中・高・家庭・地域連携事業></p> <p>神石高原町における多様な体験を通じて郷土愛を育み，よりよい町にする知恵と行動力を持った幼児・児童・生徒を育成するため，公民館単位で保幼小中高の保護者の代表と地域の関係団体で組織する会議において，今後の地域連携のあり方についての協議を継続し，連携方針と今後の取組を検討するとともに実施します。</p>	学校教育課 生涯学習課 福祉課 保健課

4 地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

(1) 地域における子育て支援ネットワークづくり

地域において仕事を持つ保護者の子育てを支援するため、既存の神石さわやかネットや神石高原町シルバー人材センターのサービスの充実を働きかけます。

また、多様な人との交流を通じて子どもの社会性が育まれることから、地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりを行うとともに、子育てに悩みや不安を抱えている家庭を支援するために、身近な地域の民生委員児童委員や母子推進員等が相談支援を行います。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 既存の子育て支援サービスの充実	<神石さわやかネット> 町社会福祉協議会が、育児・家事の手伝い、乳幼児・児童の一時預かり、通所・通学の付き添い等を行います。	福祉課
	<福祉・家事援助事業> 神石高原町シルバー人材センターが、育児・家事の手伝い、乳幼児・児童の一時預かり、通所・通学の付き添い等を行います。	福祉課
イ 地域で子育て家庭を支援する仕組みづくり	<子育て家庭と地域住民の交流事業> 子育て家庭と地域住民の交流の場を確保し、自治振興会や子ども会活動等と連携して、地域で子育て家庭を支援する体制づくりを行います。	福祉課 保健課 学校教育課
ウ 民生委員児童委員活動の充実	<民生委員児童委員活動> 民生委員児童委員は、子育てに不安や悩みを抱えている家庭に対して相談支援を行っており、町子育て支援ネットワーク協議会、各学校との連絡会議等を通して、相談支援の一層の充実を図ります。	福祉課
エ 母子推進員活動の充実	<母子推進員活動> 母子推進員は、母子の健康状態、家庭の状況等を把握し、関係機関と連携をとりながら、子どもの虐待の早期発見に努めるとともに、母子の健康づくり並びに育児不安の軽減等の子育て支援を行っており、相談支援の一層の充実を図ります。	保健課
オ 子育てを支援する人材育成の推進	<講習会、研修会の開催> 民生委員児童委員や母子推進員等の相談支援を行う人材の確保を図るとともに、講習会、研修会の場を確保し、資質の向上を図ります。 また、地域での子育てボランティアの育成に努めます。	福祉課 保健課

(2) 子どもの人権を守る体制づくり

子どもの人権を守るために、子どもの権利に関する意識啓発をあらゆる機会を通じて推進するとともに、神石高原町子育て支援ネットワークを核とした子どもの虐待防止の意識啓発や虐待の早期発見・早期対応及び支援に努めます。

また、民生委員児童委員や母子推進員と連携して、身近な地域での見守り体制の充実を図るとともに、これら人材の資質の向上に努めます。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 子どもの権利に関する意識啓発の推進	<p><子どもの権利に関する意識啓発></p> <p>神石高原町では、町のホームページ、広報紙、かがやきネット等、あらゆる機会を通じて子どもの権利に関する意識啓発を行います。</p>	福祉課 生涯学習課
イ 子どもの虐待防止対策の推進	<p><子育て支援ネットワーク活動></p> <p>神石高原町子育て支援ネットワークでは、子どもの虐待防止の意識啓発を行うために、虐待防止等に関するチラシの配布、講演会の開催及びオレンジリボンキャンペーンの参加等を行います。</p> <p>また、いじめ問題については、子どもの権利養護の観点から情報管理に配慮しつつ、家庭環境や生活環境等を踏まえた総合的な取り組みを行います。</p> <p>さらに、虐待、いじめ等の問題を早期に発見するため、関係機関と連携して要支援家庭や要保護児童の把握に努めるとともに、適切な保護、支援を行います。</p>	福祉課 保健課 学校教育課
ウ 民生委員児童委員活動の充実	<p><民生委員児童委員活動></p> <p>民生委員児童委員は、子どもの虐待予防及び早期発見に取り組めます。</p>	福祉課
エ 母子推進員活動の充実	<p><母子推進員活動></p> <p>母子推進員は、子どもの虐待予防及び早期発見に取り組めます。</p>	保健課

(3) 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりを実現するために、子どもの利用に配慮した公共施設の点検・整備や道路等の外出環境の整備を推進します。

また、子どもに安全なまちづくりを実現するために、交通安全対策及び犯罪防止対策を推進します。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 子ども の利用に 配慮した 公共施設 の整備	＜公共施設の点検＞ 既存公共施設について子育て家庭及び子どもの利用の観点から点検し、改善に努めます。	関係課
	＜公共施設の整備＞ 子育て家庭の社会参加を促進するために、公共施設へ授乳室、プレイスペースの設置や、子どもの利用に配慮した便器、手洗い器の設置、段差の解消に努めます。	関係課
イ 外出環 境の整備	＜地区中心地の整備＞ 公共施設や商業施設が集積している地区中心地（油木、神石、豊松、三和）について、歩道の整備、ベンチの設置、段差の解消等、子育て家庭や子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。	建設課
ウ 子ども の交通安 全対策の 推進	＜交通安全教育＞ 子どもの交通事故を防止するため、保育所・幼稚園、小中高等学校等で子どもに対する交通安全教育を行います。 また、交通安全協会と連携して地域での交通安全活動を推進します。	学校教育課 総務課
	＜交通安全対策＞ 町の交通安全プログラムを作成し、町と県、警察が連携して、交通安全対策を推進します。	学校教育課 建設課
	＜交通安全ランドセルカバーの配布＞ 小学生の交通事故を防止するために、小学校に入学する1年生に対して交通安全ランドセルカバーを配布します。	総務課
	＜危険箇所マップづくり＞ 保護者と連携して、子どもに危険な場所の把握とマップづくりを行い、保護者・子どもに周知します。	学校教育課
エ 子ども への犯罪 防止対策 の推進	＜防犯ブザーの配布＞ 青少年育成神石高原町民会議では、小学生に対する犯罪を予防するため、小学校に入学する1年生に対して防犯ブザーを配布しており、この活動を支援します。	生涯学習課
	＜小学生の登下校の見守り活動＞ 青少年育成神石高原町民会議、自治振興会、PTA等と連携して小学校区単位の見守り活動の強化を図るほか、地区ごとに週1回防犯パトロール車で巡回を行います。	総務課 学校教育課 生涯学習課
	＜「子ども110番の家」事業＞ 犯罪被害に遭った、または遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行う「子ども110番の家」について、住民や事業所等の協力の輪の拡大を図るとともに、子どもへの周知を徹底します。	学校教育課

(4) 地域を挙げての児童の健全育成

次世代を担う子どもを育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、「放課後子ども総合プラン」に基づき、住民ニーズを踏まえつつ、親の就労形態に合わせて多角的な対応を行っています。

今後も引き続き、仕事を持つ保護者の子育てを支援する「放課後児童健全育成事業（学童保育）」や全児童を対象とする「放課後子ども教室」の充実により、児童の健全育成に努めます。

また、新たに中高生に対する放課後の学習支援を行う体制づくりを検討するとともに、小中学校での環境学習や公民館活動を通じて、多様な体験の提供を行います。

さらに、子どもを取り巻く有害環境対策や子どもの健全育成に関して保護者や地域住民への意識啓発を推進します。

表 具体的な施策(1)

項目	事業等	担当課
ア 放課後子ども総合プランの推進	<p><放課後児童健全育成事業（学童保育）> 保護者の就労支援と児童の健全育成のため、小学生を対象として適切な遊びの場や生活の場を提供します。学童保育の実施場所は油木小学校、神石小学校、豊松小学校、三和・来見小学校の小学校区を単位として実施します。 なお、来見小学校区については、学童保育に対するニーズを勘案しながら、単独の学童保育を検討します。</p> <p><学童保育場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・油木小学校区：油木小学校総合学習棟 ・神石小学校区：神石高原町トレーニングセンター ・豊松小学校区：老人福祉センター ・三和小学校区及び来見小学校区：小畠総合福祉施設 <p><学童保育日・時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日は放課後～18:00 ・長期休業中の学童保育時間は8:00～18:00 	福祉課
	<p><放課後子ども教室> 子ども同士の交流の促進と情操豊かな子どもの育成、子どもの健康づくりを図るため、文化・芸術・伝統芸能活動・スポーツ活動等、多様な体験学習を、5小学校区を基本に6か所で開催します。 また、学童保育と放課後子ども教室の一体的な配置は行いませんが、長期休業中のイベント等は連携して開催します。</p> <p><開催場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・油木小学校区、神石小学校区、豊松小学校区、来見小学校区：1か所 ・三和小学校区：2か所（三和、高蓋） <p><開催日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則土曜日開催としますが、教室によっては平日の放課後等に開催します。 	生涯学習課

表 具体的な施策(2)

項目	事業等	担当課
ア 放課後子ども総合プランの推進	<p><放課後の学習支援> (新規)</p> <p>中高生の学習習慣の定着, 基礎学力の向上を図るため, 学校の空き教室, 公民館を活用して, 学習塾やNPO等の学習を支援する団体と連携して, 放課後の学習支援を行います。</p>	生涯学習課
イ 子どもの多様な体験の推進	<p><学校での環境学習></p> <p>児童・生徒に, クリーンセンターじんせきの見学等の環境学習の場を提供します。</p>	環境衛生課
	<p><地域での体験学習></p> <p>児童・生徒に, 公民館での体験学習や地域での自然体験, 農林業体験, 歴史文化体験等の場を提供します。</p>	生涯学習課 産業課
ウ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p><有害環境対策></p> <p>有害図書の陳列の自粛, 廃棄を促すために, 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施, 有害図書類の陳列に関する巡回指導等を行います。</p>	福祉課
エ 子育てに関する保護者への意識啓発の推進	<p><保護者への意識啓発></p> <p>保護者の子育てに関する意識を高めるために, 青少年育成神石高原町民会議, 保育所, 学校等において, 子育て講演会等を開催します。</p>	生涯学習課 福祉課

5 配慮が必要な子ども・家庭への支援

(1) 子どもの障害の早期発見と支援

障害や発達の気になる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で子育てができ、一貫した教育を受ける生活を送るためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談、支援体制が求められています。

障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実を図るため、役場保健福祉部門、専門機関及び関係機関の連携を強化するとともに、保護者によるピアカウンセリングの場の確保、サポートファイルの作成支援を行います。

また、発達障害等の保育及び教育に特別な支援が必要となるニーズに適正に対応できる環境づくりに努めるため、乳幼児健診から幼児教育、保育、就学等それぞれの成長年齢に応じて、横断的に子育てを支援する体制を構築するとともに、障害のある子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように障害児福祉サービスの充実を図ります。

表 具体的な施策(1)

項目	事業等	担当課
ア 障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実	<p><障害のある子どもに関する相談事業></p> <p>保健師をはじめとする役場保健福祉部門が障害のある子どもの家庭の状況に応じた相談を受け、専門機関（東部こども家庭センター等）、保育所、幼稚園、学校等と連携して、障害のある子ども及び保護者を支援します。</p>	福祉課 保健課
	<p><保護者によるピアカウンセリング事業></p> <p>障害のある子どもの保護者の子育てに関する悩みや不安を軽減するために、高原サロン、家族会、身体障害者相談員並びに知的障害者相談員等と連携して、保護者同士のピアカウンセリングにつながりやすい環境づくりに努めます。</p>	福祉課 保健課
	<p><サポートファイル作成支援事業></p> <p>障害のある子どもを対象として、本人を理解し、ライフステージを通じて一貫した支援を行うために、生育歴やケアの内容を乳幼児期から成人期に至るまで継続的に整理した「サポートファイル」を作成することが望まれます。</p> <p>このため、保護者等に対してサポートファイルの必要性、内容、活用方法等について町の広報誌、ホームページ、かがやきネット等を通じて普及・啓発を行うとともに、保護者等がサポートファイルを作成する際の相談支援を行い、有効利用を促進します。</p>	福祉課 保健課
イ 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進	<p><幼児等健康診査></p> <p>1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では、発達相談員を配置し、発達面に重点をおいた健診を行い、支援の必要な親子への対応を丁寧に行います。</p>	保健課
	<p><こども発達支援センターにおける医療的支援></p> <p>こども発達支援センター（神石高原町を含む6市2町の共同運営）において、就学前の子どもを対象に、発達の心配、子育ての不安に関して医師の診察、指導、助言や専門スタッフによる支援を行います。</p> <p>保健課、幼稚園、保育所等関係者が保護者と子どもの支援を行うにあたり、より専門的な助言を得られる機関としてもその役割は重要なものとなっています。</p>	福祉課

表 具体的な施策(2)

項目	事業等	担当課
イ 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進	<p><のびのび教室> 乳幼児健康診査等で「発達の気になる」子どものうち、3歳までの子どもに対して「のびのび教室」を月1回開催し、保健師等の専門スタッフが、親子と一緒に遊び、関わることを通して、子どもの育つ力を引き出していくように支援します。</p>	保健課 福祉課
	<p><るんるん教室> 乳幼児健康診査等で「発達の気になる」子どものうち、3～5歳の子どもに対して「るんるん教室」を月1回開催し、保育所の保育士等の専門スタッフが、親子と一緒に遊び、関わることを通して、子どもの育つ力を引き出していくように支援します。</p>	福祉課 保健課
ウ 障害のある子どもへの保育・教育の充実	<p><保育所での「気になる子ども」の支援> 町内の保育所では、障害のある子どもや発達面においてフォローが必要な子どもに対して、子どもの発達に応じた一人ひとりの個性を伸ばす保育を行います。</p>	福祉課 保健課
	<p><就学前発達相談> 小学校へ入学する予定の子どもで、学校生活や勉強について、不安や心配のある子どもの保護者を対象に、専門の相談員が、保育所や幼稚園で相談に応じます。</p>	福祉課 学校教育課
	<p><小中学校での特別支援教育> 小中学校では、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等児童・生徒を含め、障害のある子どもへの支援を行うために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を設置し、対象となる児童・生徒の「個別指導計画」及び「個別教育支援計画」を作成し、中・長期的な視点で一貫した支援を行います。</p>	学校教育課
エ 障害のある子どもへの福祉サービスの充実	<p><障害児福祉サービス> 「神石高原町第4期障害福祉計画」に基づいて、障害のある児童のいる家庭のニーズに対応し、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種サービスについて、サービス提供事業所と連携しサービスの充実に努めます。 ・障害者総合支援法：居宅介護、短期入所、日中一時支援等 ・児童福祉法：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 さらに、保育所、幼稚園等に通所している障害のある児童が児童発達支援事業所に通所する場合、児童発達支援サービスに係る自己負担分を助成し、障害のある児童の早期療育を推進します。</p>	福祉課

表 具体的な施策(3)

項目	事業等	担当課
才 経済的 支援の充実	<特別児童扶養手当> 身体、知的または精神に障害のある20歳未満の児童を監 護する養育者に扶養手当を支給します。	福祉課
	<障害児福祉手当> 精神または身体に重度の障害があるために、日常生活にお いて常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳 未満の人に福祉手当を支給します。	福祉課
	<重度心身障害者医療費支給制度> 重度心身障害者が医療機関で受診した場合、医療費の負担 を軽減するために、保険診療による医療費の自己負担分の一 部を支給します。	福祉課

(2) ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等の子どもが健全に成長することができるように、保護者に対して相談支援、経
 済的支援、自立支援等を、適切かつ総合的に行います。

表 具体的な施策

項目	事業等	担当課
ア 相談支 援の充実	<相談支援> 町、地域子育て支援センター、民生委員児童委員等が連携 して、ひとり親家庭の相談に応じるとともに支援を行います。	福祉課
イ 経済的 支援の充実	<ひとり親家庭等医療費支給制度> ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するために、保険診 療による医療費の自己負担分の一部を支給します。	福祉課
	<児童扶養手当> ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭の母親 等に扶養手当を支給します。	福祉課
ウ 自立支 援の充実	<自立支援プログラムの活用> ハローワーク及び関係機関と連携し、母子自立支援プログ ラムを活用して母子世帯の就労自立を支援します。	福祉課
	<母子家庭の教育訓練給付> 母親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練を受け た場合、経費の一部を支給します。	福祉課

4章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件等地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況等を総合的に勘案し、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

就学前の児童を対象とし、幼児期の教育・保育を提供します。

(1) 現状

現在、本町には公立保育所5か所、私立幼稚園1か所、公立託児所1か所があます。平成26年4月1日現在の総利用者数は215人です。

表 幼児期の教育・保育施設と利用者数の現状（平成26年4月1日現在）

区分		施設数(か所)	利用者数(人)
保育所	公立	5	165
幼稚園	私立	1	44
託児所	公立	1	6
合計	-	7	215

注：資料は、福祉課。

(2) 見込み量と確保の内容

子ども子育て支援法に基づく区分ごとの見込み量は、対象児童数の減少に伴い、1号（3～5歳教育）、2号（3～5歳保育）、3号（0～2歳保育）ともに、横ばいまたは減少が見込まれます。

こうした見込み量に対して、保育所、幼稚園及び託児所は現状のか所数を維持し、教育・保育が必要な全ての希望者に対してサービスを確保します。

なお、1号の見込み量は町内の私立幼稚園が「子ども子育て支援新制度」へ、3号の見込み量は託児所が地域型保育へ移行するものと想定して、見込み量を算出しています。

表 教育・保育の対象となる子どもの区分

区分	対象となる子ども
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども

表 子ども・子育て支援給付の区分

区分	対象となる施設等
特定教育・保育施設	幼稚園、認定子ども園、保育所
地域型保育	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

表 見込み量と確保の内容（1号及び2号）

（単位：人）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号	見込み量	33	36	27	26	24
	確保の内容	33	36	27	26	24
	特定教育・保育施設	33	36	27	26	24
	地域型保育	-	-	-	-	-
2号	見込み量	120	115	125	125	118
	確保の内容	120	115	125	125	118
	特定教育・保育施設	120	115	125	125	118
	地域型保育	-	-	-	-	-

表 見込み量と確保の内容（3号）

（単位：人）

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
3号	見込み量	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
		43	96	43	87	41	89	39	87	37	83
	確保の内容	43	96	43	87	41	89	39	87	37	83
	特定教育・保育施設	23	96	23	87	21	89	19	87	17	83
	地域型保育	20	-	20	-	20	-	20	-	20	-

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと確保の内容について定めます。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じるものです。

ア 現状

平成27年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありませんが、地域子育て支援センターにおいて同様の事業を実施しています。

イ 見込み量と確保の内容

本事業は、今後地域子育て支援センターにおいて実施します。

表 利用者支援事業の見込み量と確保の内容 (単位：か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	事業か所数	1	1	1	1	1
確保の内容	事業か所数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育てに関する相談、情報提供、助言等を行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を提供するものです。

ア 現状

現在、地域子育て支援センターが実施主体となり、6か所を開催場所として、本事業（おひさま広場）を行っており、平成25年度の1月当たりの延べ利用児童数は88人です。

表 地域子育て支援拠点事業の現状

平成25年度	実施主体(か所)	延べ利用児童数/月(人)
地域子育て支援拠点事業	1	88

注：資料は、福祉課。

イ 見込み量と確保の内容

本事業の1月当たりの延べ利用児童数は、対象児童数は減少するものの参加率が上昇し、平成28年度以降は100人で推移するものと見込みます。

こうした見込み量に対して、開催場所別の利用動向を踏まえて、現状の6か所から4か所に開催場所を集約し、全ての希望者に対してサービスを確保します。

表 地域子育て支援拠点事業（おひさま広場）の見込み量と確保の内容(単位：人、か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	延べ利用児童数/月	88	100	100	100	100
確保の内容	開催場所(か所)	4	4	4	4	4
	延べ利用児童数/月	88	100	100	100	100

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するものです。

妊娠期間中の適切な時期に医学的な検査を医療機関において受診できるように、母子健康手帳別冊として健康診査受診券を発行しており、次のような検査を無料で受けることができます。

ア 現状

平成25年度の妊婦健康診査受診者数は39人、その延べ受診回数は319回、1人当たり年間受診回数は8.2回となっています。

表 妊婦健康診査の現状

平成25年度	受診者数(人)	延べ受診回数(回)
妊婦健康診査	39	319

注：資料は福祉課。

表 妊婦1人当たり妊婦健康診査受診券の交付数

内 容	交付数/人(枚)
妊婦一般健康診査券	1
妊婦健康診査補助券	14

注：資料は、福祉課。

イ 見込み量と確保の内容

妊娠届出者数は現状を踏まえて40人で推移し、1人当たりの受診回数は増加するものとして、今後の延べ受診回数を見込みました。

こうした見込み量に対して、妊婦健康診査補助券14枚の発行を維持することによりサービスを確保します。

表 妊婦健康診査の見込み量と確保の内容 (単位：人，回)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	妊娠届出者数	40	40	40	40	40
	延べ受診回数/年	360	380	400	420	440
確保の内容	延べ受診回数/年	360	380	400	420	440

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境の把握を行うものです。

ア 現状

現在、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問しています。また、必要に応じて複数回訪問しており、平成25年度の延べ年間訪問件数は48件です。

表 乳児家庭全戸訪問事業の現状

平成25年度	訪問児童数(人)	訪問延べ件数(件)	訪問率(%)
乳児家庭全戸訪問事業	36	48	100

注：資料は、保健課。

イ 見込み量と確保の内容

延べ年間訪問件数は、現状を踏まえて今後60件で推移するものと見込みます。

こうした見込み量に対して、今後も生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問します。

表 乳児家庭全戸訪問事業の見込み量と確保の内容 (単位：件、%)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	訪問延べ件数/年	60	60	60	60	60
確保の内容	訪問延べ件数/年	60	60	60	60	60
	訪問率	100	100	100	100	100

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問して養育に関する指導や助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

ア 現状

現在、本事業の対象となる家庭はありません。

表 養育支援訪問事業の現状

平成25年度	訪問児童数(人)	訪問延べ件数(件)
養育支援訪問事業	0	0

注：資料は、保健課。

イ 見込み量と確保の内容

現状では対象家庭はありませんが、今後は対象家庭を1件と見込み、地域子育て支援センターや保健師等が適切に対応します。

表 養育支援訪問事業の見込み量と確保の内容 (単位：件)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	訪問延べ件数/年	1	1	1	1	1
確保の内容	訪問延べ件数/年	1	1	1	1	1

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を乳児院または児童養護施設で預かり、児童及びその家庭の子育てを支援するものです。

ア 現状

現在、本事業を実施している事業所は本町にありません。

イ 見込み量と確保の内容

本町においては、今後も本事業を提供する施設・事業所の設置を見込みません。

隣接市の児童養護施設等と連携して、ニーズへの対応を図ります。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の見込み量と確保の内容(単位：人、か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用延べ人数/年	0	0	0	0	0
確保の内容	利用延べ人数/年	0	0	0	0	0
	か所数	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児童））

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれ登録し、会員同士で子育てを支援するものです。ファミリー・サポート・センターに会員登録すると、センターの事務局では、地域や援助の時間帯、援助内容等を考慮して、依頼会員と提供会員の調整をするとともに、会員に対する講習会や会員同士の交流会を開催します。

ア 現状

現在、本事業を実施している事業所は、本町にありません。

表 子育て援助活動支援事業の現状

平成25年度	か所数(か所)	利用延べ人数(人)
子育て援助活動支援事業	0	0

注：資料は、福祉課。

イ 見込み量と確保の内容

本町では、今後も本事業を提供する事業所の設置を見込みません。

ただし、シルバー人材センターや社会福祉協議会が行っている事業で、就学児童の放課後の子育てを支援します。

表 子育て援助活動支援事業の見込み量と確保の内容 (単位：件、か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用延べ人数/年	0	0	0	0	0
確保の内容	利用延べ人数/年	0	0	0	0	0
	か所数	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

在園児の保護者が病気や介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合等に、幼稚園で一時的に保育を行います。

(7) 現状

現在、本事業を1か所で実施しています。

表 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の現状

平成25年度	か所数(か所)
幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業	1

注：資料は、福祉課。

(イ) 見込み量と確保の内容

年間延べ利用人数は、現状を踏まえて10人と見込みます。

こうした見込み量に対して、本事業を今後も1か所で実施することとし、全ての希望者に対してサービスを確保します。

表 一時預かり事業（幼稚園在園児）の見込み量と確保の内容 (単位：人、か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用延べ人数/年	10	10	10	10	10
確保の内容	利用延べ人数/年	10	10	10	10	10
	か所数	1	1	1	1	1

イ 一時預かり事業（保育所・拠点施設における一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業）

保護者が病気や介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合、リフレッシュを希望する場合、里帰り出産の場合等に、保育所や認定子ども園、子育て拠点施設、ファミリー・サポート・センター等で一時的に保育を行います。

(7) 現状

保育所における一時預かり事業は、町立保育所5か所で行っていますが、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は実施していません。

現在、保育所では希望者全ての受入を行っています。

表 保育所における一時預かり事業の現状

平成25年度	か所数(か所)	利用延べ人数(人)
保育所における一時預かり事業	5	110
ファミリー・サポート・センター事業	-	-
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-	-

注：資料は、福祉課。

(4) 見込み量と確保の内容

年間利用延べ人数は、対象となる児童数が減少する中で利用率が増加傾向にあることから、今後の利用延べ人数を100人と見込みます。

こうした見込み量に対して、今後も保育所5か所で本事業を実施し、全ての希望者に対してサービスを確保します

表 保育所における一時預かり事業の見込み量と確保の内容 (単位：人，か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用延べ人数/年	100	100	100	100	100
確保の内容	利用延べ人数/年	100	100	100	100	100
	か所数	5	5	5	5	5

(9) 病児保育事業

病気の治療中、回復期にあり、集団での保育が困難な子どもについて、専用のスペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

ア 現状

現在、本町では本事業を提供する事業所はありません。

イ 見込み量と確保の内容

本町において、今後も本事業を実施する事業所を見込まず、本事業を実施する近隣の事業所との連携により対応を図ります。

表 病児保育事業の見込み量と確保の内容 (単位：人，か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用延べ人数/年	0	0	0	0	0
確保の内容	利用延べ人数/年	0	0	0	0	0
	か所数	0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を行います。

ア 現状

現在、保育所の延長保育は5か所で行っており、平成25年度の利用実人数は22人です。

表 延長保育事業の現状

平成25年度	利用実人数(人)
延長保育事業	22

注：資料は、福祉課。

イ 見込み量と確保の内容

見込み量については、平成27年度からの新たな延長保育の考え方に基づいて推計します。

開所時間は7:30～18:30の11時間とし、平日及び土曜日の保育を行います。その上で、平成27～29年度の3年間は、短時間保育の認定を受けた子どもの延長保育の実利用人数を5人と見込みます。一方、標準時間保育の認定を受けている子どもに対する延長保育は見込みません。

また、平成30～31年度の2年間は開所時間を延長し、標準時間保育の認定を受けている子どもの希望者に対しても、延長保育の実実施を検討します。延長保育の実利用者数は、短時間保育の認定を受けた子どもについては平成27～29年度と同様に5人、標準時間保育の認定を受けた子どもについては15人と見込みます。

こうした見込み量に対して、本事業を保育所5か所で実施することによりサービスを確保します。

表 延長保育事業の見込み量と確保の内容 (単位：人、か所)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用実人数	5	5	5	20	20
確保の内容	利用実人数	5	5	5	20	20
	か所数	5	5	5	5	5

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

ア 現状

現在、本事業を4か所で実施しており、登録者数は200人です、

表 放課後児童健全育成事業の現状

平成25年度	か所数(か所)	登録者数(人)
放課後児童健全育成事業	4	200

注：資料は、福祉課。

イ 見込み量と確保の内容

本事業の登録者数は、今後児童数が減少する一方で登録率が上昇し、200人前後で推移するものと見込みます。

こうした見込み量に対して、4か所で本事業を実施することによりサービスを確保します。

放課後児童健全育成事業の見込み量と確保の内容 (単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	登録者数	200	200	200	200	200
確保の内容	登録者数	200	200	200	200	200
	油木小	35	35	35	35	35
	神石小	30	30	30	30	30
	豊松小	28	28	28	28	28
	三和小・来見小	107	107	107	107	107

(12) 放課後こども教室

子ども同士の交流の促進と情操豊かな子どもの育成，子どもの健康づくりを図るため，文化・芸術・伝統芸能活動・スポーツ活動等の多様な体験学習の場を，小中学生を対象として提供します。

ア 現状

現在，教室数は6教室あり，油木小学校，神石小学校，豊松小学校，来見小学校では小学校区単位で教室を開催しています。また，三和小学校区では，三和地区と高蓋地区に分かれて開催しています

平成25年度の6教室での年間実施回数は885回，利用延べ人数は10,451人です。

表 放課後子ども教室の開催の現状

平成25年度	教室数(教室)	年間実施回数(回)	利用延べ人数(人)
放課後こども教室	6	885	10,451

注：資料は，生涯学習課。

イ 見込み量と確保の内容

利用延べ人数は平成28年度まで増加した後，児童数の減少に伴い，減少に転じるものと見込みます。

こうした見込み量に対して，今後も6教室で事業を開催し，サービスを確保します。

表 放課後子ども教室の見込み量と確保の内容 (単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	利用延べ人数	10,060	10,620	10,340	10,110	10,110
確保の内容	利用延べ人数	10,060	10,620	10,340	10,110	10,110
	油木教室	1,000	900	860	860	830
	神石教室	1,010	1,090	1,160	1,050	1,050
	豊松教室	1,180	1,040	710	710	690
	来見教室	3,270	3,490	3,490	3,380	3,270
	三和教室	2,420	2,920	3,000	3,130	3,170
	高蓋教室	1,180	1,180	1,120	980	1,100

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供等の推進

(1) 認定子ども園について

認定子ども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、新たな子ども・子育て支援制度においては、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育園からの移行が促進されています。

今後は、利用者のニーズ、設置者の意向、施設・設備の状況等を踏まえて、認定子ども園の設置を検討します。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修の推進

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の資質の向上が不可欠であり、保健課や教育委員会等が実施する研修会等について、全ての幼稚園・保育所に情報提供することにより、研修機会を拡充します。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業所の連携の推進

幼稚園、保育所で継続して教育・保育が受けられるように、地域型保育事業所と幼稚園、保育所との連携体制づくりを行います。

(4) 保育所、幼稚園と小学校の連携の推進

乳幼児期における子どもの健やかな成長や、子ども一人ひとりの教育・保育の連続性を確保するために、保幼小連携協議会の活動を中心に連携を図り、相互の教育内容や指導方法についての共通認識及び理解を促進するとともに、保健師、小学校、幼稚園教諭及び保育士の交流機会の確保に努めます。

5章 計画の推進に向けて

本計画で掲げた施策をより計画的・効果的に実施するためには、行政はもとより、家庭、保育所、託児所、幼稚園、小中高等学校、地域、事業所等がそれぞれの役割を担いつつ、緊密な連携と協力のもとに地域が一体となって取り組む必要があります。

1 計画の周知

町民一人ひとりが子ども・子育ての重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、ホームページ等で本計画の内容を公表するとともに、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表し、町民への周知を図ります。

2 関係機関・団体、近隣市との連携の強化

すべての家庭に対して総合的かつ効果的な子育て支援を行うためには、町内外の関係機関や団体等との情報の共有化と連絡調整が重要です。

このため、教育機関、こども家庭センター、こども発達支援センター、警察等の関係機関、青少年育成神石高原町民会議、自治振興会、社会福祉協議会、シルバー人材センター等の各種団体、子育てサークル、母子推進員、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援及び次世代育成に係る総合的かつ効果的な取り組みを行います。

また、周産期医療及び小児医療体制の整備、障害のある子どもへの広域的な観点から必要な施策や施設の整備については、県及び近隣市と連携して体制の充実を図ります。

そのほか、子ども・子育て支援に係る施策の拡充を、国、県と連携して取り組みます。

3 庁内連携体制の維持・強化

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業等広範囲にわたっており、庁内横断的な取り組みが必要です。

このため、本計画を策定するために関係部署で設置した「担当者会議」を目標年次まで継続し、関係課で年度ごとの事業の進捗状況を点検するとともに事業の見直しを行うことよって、計画の着実な推進を図ります。

4 計画の点検体制の整備

本計画については、計画に定める事項について、年度ごとに定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画の見直し及びその他必要な措置を講じる（PDCAサイクル）こととします。

また、こうした評価を行う際は、神石高原町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、評価結果を広く町民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

資料1 子ども・子育て支援施策の実施状況

1 母親と子どもの健康づくり

(1) 母親と子どもの健康の確保・増進

ア 母親の健康の確保・増進

(7) 妊娠の早期届出のPR

妊婦や子どもの健康を確保するために、保健師や母子推進員が、妊婦に対して、妊娠の早期届出を働きかけています。

今後は、妊娠の早期届出のPRを一層充実する必要があります。

(4) 母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査受診券の交付

妊産婦、乳幼児の健康の維持・増進を図るために、妊娠の届出時に妊産婦及び乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した母子健康手帳を交付しています。

また、妊婦及び乳児の健康を管理するために妊婦に母子健康手帳別冊として受診券を発行しており、妊婦は委託した診療機関（県内）で次のような検査を無料で受けることができます。

また、町の単独施策として、妊婦に対して歯科検診受診券を発行しています。

平成25年度は受診券の利用枚数が減少しており、今後は、健康診査受診券利用の一層の促進を図る必要があります。

表 母子健康手帳の交付を受けた妊婦数 (単位：人)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
妊婦数	54	45	42	44

注：資料は、保健課。

表 妊婦・乳児健康診査受診券の内容 (平成26年度)

対象	内容	年間配布枚数 (枚)	備考
妊婦	妊婦一般健康診査券	1	
	妊婦健康診査補助券	14	
	妊婦歯科検診受診券	1	町内の歯科診療所での検診
乳児	新生児聴覚検査受検票	1	
	乳児一般健康診査受診票	1	

注：資料は、保健課。

表 受診券（診査券及び補助券）の延べ利用枚数 (単位：枚)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
妊婦一般健康診査	552	495	586	319

注：資料は、保健課。

(ウ) 妊産婦・乳幼児訪問相談事業

本町では、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及や安心して出産・育児ができるように、妊産婦を対象として、訪問・相談事業を行っており、その実施状況は次のとおりです。

新生児についてはできるだけ早期に初回訪問を行い、以後気になる新生児に対して定期的に訪問しています。

今後は、昼間の家庭訪問では会えない仕事を持つ妊婦に対する保健指導方法の検討が必要です。

表 妊産婦・乳幼児訪問相談事業の実施状況

対象	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
妊 婦	訪問実人員 (人)	22	19	24	32
	延べ訪問回数 (回)	27	40	44	81
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.2	2.1	1.8	2.5
産 婦	訪問実人員 (人)	60	56	64	68
	延べ訪問回数 (回)	79	105	148	144
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.3	1.9	2.3	2.1
新生児	訪問実人員 (人)	28	31	40	36
	延べ訪問回数 (回)	37	42	63	48
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.3	1.4	1.6	1.3
未熟児	訪問実人員 (人)	1	0	3	4
	延べ訪問回数 (回)	1	0	13	18
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.0	0.0	4.3	4.5
乳 児	訪問実人員 (人)	49	47	65	56
	延べ訪問回数 (回)	53	71	132	135
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.1	1.5	2.0	2.4
幼 児	訪問実人員 (人)	39	51	49	78
	延べ訪問回数 (回)	50	85	97	170
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.3	1.7	2.0	2.2
合 計	訪問実人員 (人)	199	204	245	274
	延べ訪問回数 (回)	247	343	497	596
	1人当たり訪問回数 (回/人)	1.2	1.7	2.0	2.2

注：資料は、保健課。

(エ) こんには赤ちゃん事業

保健師が生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みに対応するとともに、必要な子育て情報の提供を行っており、その実施状況は次のとおりです。

今後は、訪問指導を一層充実し、出産直後の子育て不安の軽減を図る必要があります。

表 こんには赤ちゃん事業の実施状況

(単位：件)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延べ訪問件数	97	52	76	81

注：資料は、保健課。

(オ) すこやか育児サポート事業

産婦人科医、小児科医及び町の保健師が協力して、妊娠中から1歳までの乳児の子育ての相談を受けたり、訪問指導を行っています。

今後は、医療機関との連携を一層充実し、妊産婦の子育て不安の軽減を図る必要があります。

表 すこやか育児サポート事業の件数の推移 (単位：件)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用件数	2	0	3	3

注：資料は、保健課。

(カ) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

平成22年度以降、本事業の対象となる家庭はありませんが、今後は、こうした支援を必要としている家庭の把握を一層強化する必要があります。

イ 母子保健知識の普及

(ア) マタニティスクール

妊婦が安心して妊娠期間を過ごすことができるように、仲間づくりと交流の場としてマタニティスクール（半日の2日コース）を年3回開催しており、3回ともに同様のプログラムで行っています。

今後は、参加率の減少が著しいため、事業の開催時期、事業の周知方法の見直しを検討する必要があります。

表 マタニティスクールへの参加状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
開催回数 (回)	3	3	3	3
対象者数 (人)	54	45	42	44
実参加者数 (人)	16	12	15	4
参加率 (%)	29.6	26.7	35.7	9.1

注：資料は、保健課。

(4) 離乳食教室

離乳食教室は、離乳食を実際につくり、試食をする等により、保護者に対して離乳食のつくり方を指導するとともに、栄養士が個別相談指導を行っています。

平成25年度から開催回数を増やして開催しましたが、参加者数が少ないため、平成26年度から本事業を中止し、別事業を検討しています。

表 離乳食教室の参加状況

区 分		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
離乳食教室	回数 (回)	6	6	6	12
	参加組数 (組)	23	15	16	33

注：資料は、保健課。

(5) 乳幼児の事故防止

乳幼児の事故防止を図るために、チャイルドシートの着用の徹底、家の中での事故防止等について、乳幼児健診、おひさま広場等で指導するとともに、パンフレットや広報等あらゆる機会を通じて意識啓発を行っています。

今後は、あらゆる機会を通じて乳幼児の事故防止に係る意識啓発を図る必要があります。

表 乳幼児の事故予防対策

区 分	内 容
おひさま広場	・おひさま広場において、保護者に対して幼児安全法講習2回、火災予防等講習1回を実施。

注：資料は、福祉課。

ウ 子どもの健康の確保・増進

(7) 健康診査事業

① 乳幼児

母子保健法に基づき、神石高原町保健福祉センターで乳児健康診査を12回／年行っています。

また、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を平成25年度まではそれぞれ4回／年行っていましたが、平成26年度からは合同の健診を6回／年行っています。

今後は、非常に高い健康診査受診率を維持する必要があります。

表 乳幼児健康診査の内容（平成26年度）

区 分	備 考
乳児健康診査	4か月、6か月、9か月、12か月の乳児を対象
1歳6か月児健康診査	1歳6～8か月児を対象
3歳児健康診査	3歳3～6か月児を対象

注：資料は、保健課。

表 乳幼児健康診査の状況

大区分	小区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
乳児健康診査	開催回数 (回)	12	12	12	12
	延べ対象者数 (人)	200	157	196	197
	延べ参加者数 (人)	200	153	182	190
	受診率 (%)	100.0	97.5	92.9	96.4
1歳6か月児健康診査	開催回数 (回)	4	4	4	4
	延べ対象者数 (人)	44	48	51	46
	延べ参加者数 (人)	44	48	50	46
	受診率 (%)	100.0	100.0	98.0	100.0
3歳児健康診査	開催回数 (回)	4	4	4	4
	延べ対象者数 (人)	53	65	52	42
	延べ参加者数 (人)	53	64	52	40
	受診率 (%)	100.0	98.5	100.0	95.2

注：資料は、保健課。

② 託児所及び町立保育所

託児所及び町立保育所では、年2回（春、夏）健康診断を行っています。

③ 幼稚園、小中学校

幼稚園、小中学校では年1回定期健康診断を行っています。

(4) 歯科検診事業

① 乳幼児

a 歯科検診

乳幼児に対しては、年齢別、入所施設別に次のような歯科検診・ブラッシング指導を行っています。

表 歯科検診・ブラッシング指導の状況

区 分	内 容
1歳6か月児歯科検診	乳幼児の歯の健康づくりを支援するため、1歳6か月児及び3歳児は健康診査と合わせて歯科検診を実施しています。
3歳児歯科検診	乳幼児の歯の健康づくりを支援するため、1歳6か月児及び3歳児は健康診査と合わせて歯科検診を実施しています。
託児所、町立保育所	託児所、町立保育所では、健康診査時（年2回）に歯科検診を合わせて行うとともに、秋の歯科検診時にフッ素塗布を行っています。
幼稚園	歯科検診（2回／年 春・秋） ・フッ素塗布 1回／年 ・食後の歯みがき指導
3～6歳児（未入所児）	年1回秋にフッ素塗布を行なっています。

b 2歳児歯科検診補助

2歳児に対しては、歯の健康づくりを推進するため、歯科検診の受診券を発行し、町内の医療機関で歯科検診やフッ素塗布・ブラッシング指導を無料で受けることができるようにしています。

今後は、受診率が低下傾向にあることから、歯科検診受診券の活用を一層働きかける必要があります。

表 2歳児歯科検診受診券の利用状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
対象者数 (人)	125	50	45	51
受診者数 (人)	67	30	17	24
受診率 (%)	53.6	60.0	37.8	47.1

注：資料は、保健課。

c 歯科指導

地域子育て支援センターが開催している「おひさま広場」に、保健課が委託した歯科衛生士を派遣し、時間の一部を活用して歯っぴいひろば（ブラッシング指導や虫歯予防のための話）を地区別に行っています。

今後は、参加組数が減少傾向にあることから、保護者に対して乳幼児期における歯の管理の重要性に関する意識啓発を一層充実する必要があります。

表 歯科指導の実施状況

区分	H23年度	H24年度	H25年度
開催回数 (回)	3	2	2
参加組数 (組)	32	14	13

注：資料は、保健課。

② 小中学生

a 歯科検診

小中学生の歯科検診は、定期健康診断と合わせて年1回行っています。

b 小学生に対する歯科検診補助

小学生の歯の健康づくりを推進するため、希望者に対して歯科検診の受診券を発行し、町内の医療機関で歯科検診やフッ素塗布・ブラッシング指導を無料で受けることができるようにしています。

受診券は、冬休み中に歯科検診を受診できるように12月上旬に発送していますが、受診率が低いことから、今後は、事業の周知方法を検討する必要があります。

表 小学生の歯科検診受診券の利用状況

区分	H23年度	H24年度	H25年度
対象者数 (人)	403	398	372
受診者数 (人)	131	108	127
受診率 (%)	32.5	27.1	34.1

注：資料は、保健課。

(ウ) 予防接種支援事業

各種予防接種の実施を通じて乳幼児の健康づくりを支援しており、町内の医療機関で個別に定期予防接種を受けることができます。また、町内医療機関での定期予防接種が難しい場合は、町外の契約医療機関でも広域的な予防接種券を使用して予防接種を受けることができます。

また、平成26年10月1日から水痘が定期予防接種になりました。

今後は、保護者に対して定期予防接種の種類別接種間隔等の周知を徹底する必要があります。

< 定期予防接種の内容 >

- ・四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）
- ・二種混合（ジフテリア、破傷風）
- ・麻しん風しん混合・日本脳炎・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん・水痘

注：資料は、保健課。

(エ) 幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業

本事業は、インフルエンザの予防接種を促進するため、インフルエンザ予防接種費の一部を補助するもので、満1歳から中学生までを対象として実施しています。

今後は、本事業の周知に努め、インフルエンザ予防接種率を高める必要があります。また、保護者の医療費負担を軽減するため、対象者を高校生まで拡大することを検討する必要があります。

表 幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業の概要

区分	内容
対象	・満1歳～中学生
個人負担額	・1回接種 1,500円を上限、2回接種 3,000円を上限 ただし、中学生は1回接種のみ

注：資料は、保健課。

表 幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業申請者数（単位：人）

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
乳幼児・小学生	318	334	334	289
中学生	69	67	64	72

注：資料は、保健課。

(オ) 子ども自身による健康づくり

子ども自らが健康管理に興味を持つように、規則正しい生活習慣や保育所及び学校給食を通じて望ましい食生活習慣の指導、生活習慣病予防に係る指導、喫煙・飲酒・薬物に関する健康教育等を保育所や小中高等学校において実施しています。

今後は、子ども自らの健康管理意識の啓発を充実する必要があります。

(カ) 保護者に対する健康講座

保護者の子どもの健康づくりに関する意識を高めるために、保育所、地域子育て支援センターで健康講座を開催しています。

今後は、健康講座の開催等の取組を充実する必要があります。

(2) 食育の推進

ア 保護者への食育の推進

保護者が食育の重要性を認識し、家庭で実践できるように、町を挙げて毎月19日を「食育の日」として周知するとともに、おひさま広場、保育所、幼稚園、小中学校等において、各種たよりの発行、講演会の開催等を通して意識啓発を図っています。

また、家庭での食事づくりの参考になるように、保育所、小中学校において、栄養バランスに配慮した給食の献立レシピを紹介しています。

今後は、保護者に対する情報提供の充実を図る必要があります。

イ 子どもへの食育の推進

保育所、幼稚園、小学校、中学校では、子どもの食に関する関心を高めるため、体系的に食育を推進しています。

保育所、幼稚園、小中学校、放課後児童健全育成事業（学童保育）、放課後子ども教室等で、子どもが料理をする（手伝う）場を確保し、食に対する関心と理解の醸成を図っているほか、家庭でも子どもが料理をする（手伝う）よう、保護者や子どもへ働きかけています。

さらに、「神石高原町第2次食育推進計画」では、「食の町」にふさわしい子ども育成プロジェクト、「食の町」にふさわしい若者育成プロジェクト、「保育所・学校給食における地元食材利用推進プロジェクト」を食育推進に係る重点プロジェクトに掲げています。

今後も、関係課、保育所、幼稚園、小中学校、保護者と連携して食育への取組を一層充実するとともに、「神石高原町第2次食育推進計画」で掲げた重点プロジェクトの実施に取り組む必要があります。

表 食育の実施状況

実施場所	区分	内容
保育所	給食	・小中学校の食育教育に合わせて、全ての町立保育所で食育推進献立による給食を年3回実施
	調理実習	・年長児を対象として調理教室の実施
幼稚園	調理実習等	・毎月1回クッキングの実施（野菜切り（年長児）、サツマイモの栽培、収穫、調理、試食、地場野菜を使用した行事開催等）
小中学校	給食	・本町の食材を多く使った「神石高原ランチ」を年3回実施 ・給食を通じた食育の推進（学校栄養職員、調理師、農家）

注：資料は、福祉課、教育委員会学校教育課。

ウ 子どもの食・農体験の推進

保育所では、児童の食・農体験として、園内の花壇、菜園の管理等を行うとともに、遠足でみかん狩り等も行っています。幼稚園では、サツマイモの栽培等を行っています。

また、小中学校では学校農園を設置し、農家の指導を受けながら農産物を栽培しています。

今後は、子どもの食・農体験の場の一層の充実を図る必要があります。

(3) 思春期保健対策の推進

ア 子どもへの思春期保健対策の推進

小中高等学校において、性・喫煙・薬物等に関する健全な意識の育成や正しい知識の普及を図るとともに、スクールカウンセラーや地域子育て支援センターと連携して子どもに対する相談指導を行っています。

今後は、小中高等学校をはじめとするあらゆる機会を通じて、子どもに対する思春期保健対策を一層充実する必要があります。

イ 保護者への意識啓発の推進

子育て講演会の開催や学校便り等を通して、保護者への意識啓発を図っており、今後は、子どもに対する思春期保健対策の重要性に係る意識啓発を一層充実する必要があります。

(4) 母子医療の充実

ア 母子医療の充実

町内で小児医療を受けることができる体制が確保されていないため、福山市の4病院の輪番制により小児医療を確保しています。

現在、町立病院へ小児科を設置していませんが、病院内に乳幼児スペースを設置して、子ども連れでの通院を支援しています。

今後は、町立病院を核とする小児医療体制の整備を検討する必要があります。

イ 医療知識の普及

乳幼児健診や各種教室、講演会の開催、パンフレットの配布等を通じて、事故予防、病気やけがに対する処置、小児救急への対応等、保護者への基礎的な医療知識の普及に努めています。

また、保護者へ相談指導する立場にある母子推進員に対して研修会等を通じて、医療知識の普及を図っています。

今後は、保護者への基礎的医療知識の普及、母子推進員に対する研修会の開催等について一層の充実を図る必要があります。

ウ 医療費助成の充実

本町では、乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担を軽減するために、乳幼児から中学校までの子どもに対して、通院及び入院医療費の一部助成を行っています。

今後は、保護者の負担を軽減するため、医療費助成の対象を高校生まで拡大することを検討する必要があります。

また、国・県では、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療に対して、費用の一部を助成していますが、本町でも一部助成を検討する必要があります。

表 乳幼児医療費支給及び子ども医療費支給制度の概要

区 分	内 容
対象	・入院・通院ともに乳幼児から中学生
個人負担額	・1医療機関ごとに1日500円を負担 ・通院：月4回を限度として500円/回を負担 ・入院：月14日間を限度として500円/日を負担

注：資料は、福祉課。

2 子どもと子育てを支える環境づくり

(1) 子育てに係る意識啓発の推進

ア 家庭の重要性に係る意識啓発の推進

母性、父性、家庭の役割等を記述した母子保健テキストや町で作成した子育てガイド等の資料を、母子健康手帳の交付時等に配布しています。

また、子育てに係る意識啓発を図るために、各保育所や青少年育成神石高原町民会議が子育て講演会の開催、パンフレットの作成・配布、町広報等での周知を行っています。

今後は、町を挙げて家庭の重要性に関する意識啓発に取り組む必要があります。

イ 男女共同参画による子育ての推進

「神石高原町男女共同参画推進基本計画」に基づき、男女の固定的な役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促すために、男女共同参画のための子育て講座の開催、子育てについて男女で学ぶ機会の提供、意識啓発資料の作成・配布を行っています。

また、父子手帳の作成・配布、マタニティスクール等への父親の参加の促進、父親に対する子育て講座等の開催等を通じて、父親が子育てへ関わることの重要性について意識啓発を行っています。

今後は、父親が子育てへ関わることの重要性について意識啓発を一層充実し、男女共同参加による子育てを推進する必要があります。

ウ 親子のふれあいの推進

親子で参加できる子どもの年齢に応じた様々なイベントを地域子育て支援センター、保育所等と連携して行っています。

今後は、こうしたイベントの一層の充実と参加の促進を図る必要があります。

(2) 相談支援の充実

ア 子どもと子育てに係る相談支援の充実

(7) 育児相談事業

助産師の育児相談は、妊産婦の母乳育児、乳幼児の栄養・育児全般についての相談指導を充実するため、平成23年度から毎月定例日に1回実施しています。(平成24及び25年度は予約のない月があったため11回の開催になっています。)

原則、事前に申し込みのあった保護者を対象としていますが、保護者からの相談が少なく、気になる家庭については保健課から育児相談への参加を働きかけています。

今後は、育児相談(助産師)の一層の周知を図る必要があります。

表 育児相談事業の利用状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
開催回数(回)	9	12	11	11
相談件数(件)	50	70	46	61

注：資料は、保健課。

(イ) 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターでは、子どもの健全な成長と保護者の子育てを支援するために、心の相談、子育て相談、教育相談等の業務を行っています。

乳幼児から高校生までの子どもや保護者及び保育所、小中学校等から、育児・しつけに関すること、問題行動・不登校に関すること、教育・保育に関すること等の各種相談を受けています。

また、相談を受ける際には、子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、要支援家庭の場合は保健師や専門機関に連絡する等、きめ細かな対応をしています。

さらに、子育て情報誌「アイ・アイ」を毎月1回発行し、子育てに関する各種情報を掲載しています。

今後は、本事業を実施する上で各学校、保育所、幼稚園、スクールカウンセラー等の関係者との連絡機能体制の一層の充実と相談者のプライバシーの保護を徹底する必要があります。

また、相談員の資質の向上を図るために研修機会の拡充を図るほか、相談室等の確保等による相談環境の改善を図る必要があります。

＜相談指導の内容＞

- 教育子育て相談員：4名
- 相談員による相談指導：火曜日～土曜日 10時～17時
- カウンセラー（臨床心理士）による相談指導：月2回（第2及び第4木曜日）
- 専門児童指導員による相談指導：月1回（第4木曜日）

注：資料は、福祉課。

表 地域子育て支援センターへの相談状況

種 類		単 位	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
就学前	育成相談	実人員 (人)	14	21	10	8
		延べ件数 (件)	14	27	12	9
	その他の相談	実人員 (人)	0	1	0	1
		延べ件数 (件)	0	1	0	1
	合 計	実人員 (人)	14	22	10	9
	延べ件数 (件)	14	28	12	10	
就学後	育成相談	実人員 (人)	30	49	49	33
		延べ件数 (件)	202	110	127	110
	その他の相談	実人員 (人)	6	19	14	6
		延べ件数 (件)	5	11	16	9
	合 計	実人員 (人)	36	68	63	39
	延べ件数 (件)	207	121	143	119	
合 計	育成相談	実人員 (人)	44	70	59	41
		延べ件数 (件)	216	137	139	119
	その他の相談	実人員 (人)	6	20	14	7
		延べ件数 (件)	5	12	16	10
	合 計	実人員 (人)	50	90	73	48
	延べ件数 (件)	221	149	155	129	

注-1：相談の種類には、養護、保健、障害及び非行相談もありますが、これらの相談はありません。

-2：資料は、福祉課。

(ウ) スクールカウンセラー事業

小中学校においては、スクールカウンセラーが児童・生徒に対するカウンセリングを行うとともに、カウンセリング等に関わる教職員及び保護者に対する助言、援助等を行っており、県教育委員会がスクールカウンセラーを町内の中学校2校に配置しています。

今後は、地域子育て支援センターとの連携体制の一層の充実とスクールカウンセラーの活動時間の拡大を検討する必要があります。

イ 関係機関の連携の強化（子育てに係る関係機関連携事業）

役場保健福祉部門及び教育委員会、保育所、託児所、幼稚園、小中高等学校の連携体制の強化を図り、子どもの成長に応じた継続的な相談・支援を行っています。

今後は、子育てに関する相談・支援の核となる地域子育て支援センターとこれら機関との連携を一層充実し、迅速かつ的確に対応できる体制の確立を検討する必要があります。

(3) 保護者の交流の機会と学習の場の充実

ア おひさま広場の充実

おひさま広場は、子育て中の親子が気軽に集い、子育てに関する情報交換をするとともに交流を深めるほか、子育て及び子育て支援に関する講演会、子育てボランティアの育成を行う場として、地域子育て支援センターが開催しています。

開催場所は、各地区1か所のほか、来見地域や高蓋地域でミニおひさま広場を開催しています。

今後は、1回当たりの延べ参加者数が微減傾向にあることから、本事業の周知を一層充実するとともに、事業内容の充実を図る必要があります。

表 おひさま広場の概要

区分	開催地区	開催場所・開催日	開催時間
おひさま広場	油 木	地域子育て支援センター（シルトピアカレッジ図書館内） 週3回（火曜日、水曜日、土曜日）	10時～15時
	神 石	老人福祉センター 月2回（第1・第3金曜日）	
	豊 松	老人福祉センター 月2回（第2・第4金曜日）	
	小 畠	小畠交流会館 月3～4回（第1・2・4・5木曜日）	
ミニおひさま広場	来 見	くるみふれあいプラザ 年6回（奇数月第3木曜日）	10時30分～14時
	高 蓋	さんわ総合センター 年6回（偶数月第3木曜日）	

注：資料は、福祉課。

表 おひさま広場の開催状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延べ開催回数 (回)	309	255	236	258
子どもの延べ参加者数 (人)	1,924	1,198	1,285	1,266
子どもの1回当たり平均参加者数 (人)	6.2	4.7	5.4	4.9

注：資料は、福祉課。

イ 自主的な子育てサークル活動の推進

自主的に行われている子育てサークル活動としては「カンガルークラブ」の活動があり、全町から保護者や子どもが参加しており、おひさま広場スタッフが活動を支援しています。今後は、この活動の周知と内容を充実し、全町的な参加の促進を図る必要があります。

表 子育てサークルの活動状況（平成25年度）

名称	地区	内容	開催日
カンガルークラブ	三和	保護者、子どもの交流	第2・4木曜日

注：資料は、福祉課。

表 カンガルークラブの活動状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延べ開催回数(回)	22	22	22	22
子どもの延べ参加者数(人)	251	200	226	210
子どもの1回当たり参加者数(人)	11.4	9.1	10.3	9.5

注：資料は、福祉課。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

ア 事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進

本町では、事業所に対して男女ともに育児休業や看護休暇を取りやすい職場づくりを働きかけるために、周知パンフレットの配布や商工会と連携した講演会の開催等を行っています。また、事業所においては、男女共同参画に関する講座等を開催し、男女共同の家庭づくりの重要性を意識啓発しています。

今後は、関係機関と連携して、子育て中の職員に対する理解の醸成一層充実する必要があります。

イ 産前産後休業、育児休業制度等の普及

事業所に対する産前産後休業、育児休業制度の普及・啓発や職員の制度利用の促進を図るために、周知パンフレットの配布や商工会と連携した講演会の開催等を行っています。今後は、産前産後休業、育児休業制度の普及・啓発に一層取り組む必要があります。

(5) 子育て世代に対する経済的支援

ア 各種手当・助成制度の充実

児童手当の支給は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としており、国、県と連携して事業を行っています。

また、小中学生の保護者のうち対象者に対しては、通学費補助金や修学援助費等を支給しています。

さらに、神石高原町社会福祉協議会では、生活困窮世帯に対して生活資金（更正資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金等）の貸し付けを行っています。

今後は、こうした制度を一層周知し、対象者が有効利用を図れるようにする必要があります。

(4) 公営住宅に入居する子育て家庭に対する経済的負担の軽減

住宅に困窮する子育て家庭に対して、公営住宅入居収入基準の緩和を行い、家賃の低廉化を図ることで、経済的な負担を軽減しています。

今後は、子育て家庭に対する入居収入基準の緩和について一層周知し、住宅に困窮する子育て家庭の入居について配慮する必要があります。

＜入居収入基準の緩和＞

○通常の入居収入基準	：15万8千円未満
○就学前の児童のいる家庭の入居収入基準	：21万4千円未満

表 子育て家庭の公営住宅への入居状況 (単位：世帯)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
公営住宅へ入居している18歳未満の子どもがいる世帯	73	74	72	65

注：資料は、建設課。

イ 子育て世代の定住促進

(7) 神石高原町ブライダルセンターの運営・各種祝い金

子育てに至る前段階となる婚活を総合的に支援するために、神石高原町ブライダルセンターの運営を行うとともに、結婚仲人報奨金、新婚定住祝い金を支給しています。

また、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子育ての節目に合わせて祝い金を支給しています。

今後は、こうした制度の検証を行い、より効果的な制度に見直す必要があります。

表 神石高原町ブライダルセンターの運営・各種祝い金の概要

名称	内容
神石高原町ブライダルセンター運営	<ul style="list-style-type: none">・神石高原町ブライダルセンターは、未婚の男女を対象に、出会いの場の提供や個別の結婚相談に応じる等の婚活支援を総合的に実施することで結婚へ導き、神石高原町への定住を促進し、町の更なる活性化を図るために、平成22年7月に創設しています。・未婚者やその家族の結婚相談にきめ細かに対応するため、所長、副所長、結婚相談員16名を配置しています。・事業内容は、結婚相談支援、カップリングパーティーの開催、定住促進等と合わせたパンフレットの作成・配布、婚活イベントの共催等です。
結婚仲人報奨金	<ul style="list-style-type: none">・結婚して定住する夫婦の仲人へ、「こうげん通貨」10万円相当額を支給します。
新婚定住祝い金	<ul style="list-style-type: none">・新婚の夫婦に「こうげん通貨」3万円相当額を支給します。
子育て支援小学校入学祝い金	<ul style="list-style-type: none">・小学校1年生として入学した児童を養育する人を対象に、その子が他の養育される児童(兄、姉等)を含め、第1子、第2子、第3子以降に応じて、祝い金をそれぞれ10万円、20万円、30万円支給します。

注：資料は、まちづくり推進課。

表 子育て・定住支援事業の実施状況

(単位：件)

区 分		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
新婚定住祝い金		16	16	9	12
結婚仲人報奨金		3	4	4	2
子育て支援小学校入学祝い金	第1子	16	21	26	25
	第2子	25	26	15	20
	第3子以降	9	13	20	11
	合 計	50	60	61	56

注：資料は、まちづくり推進課。

(イ) 住宅の改修・取得補助

本町への定住を促進するため、住宅の新築また改修費に対する補助等を行っています。今後は、こうした制度の検証を行い、より効果的な制度に見直す必要があります。

表 住宅の改修・取得補助の概要

名 称	内 容
住宅建築事業費補助金	・町内に住宅を新築して居住する場合、最高100万円を助成します。
空き家及び住宅改修補助金	・空き家バンク登録物件を購入したIJU（移住）者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者等が、住宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2（上限50万円まで）を補助します。
住宅取得促進奨励金	・住宅を新築または取得した人を対象に、5年間固定資産税額の1/2相当額を奨励金として交付します。
環境に配慮した住宅補助	・ペレットストーブ等購入、住宅用太陽熱温水器設置、雨水利用設備の設置、住宅用太陽光発電システム等の設置に対して補助します。

表 住宅の改修・取得補助の利用状況

(単位：件)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
住宅建築事業費補助金	4	13	8	10
空き家及び住宅改修補助金	6	4	2	3
住宅取得促進奨励金	0	5	21	26

注：資料は、まちづくり推進課。

(ウ) 子育て世代の定住団地への入居の促進

定住団地「星の里いせき」は、自然豊かで保育所や小学校が近いため、子育て世代の入居が進んでいます。

今後は、子育てに適した団地であることを一層周知し、子育て世代の定住を促進する必要があります。

表 子育て世代の定住団地「星の里いせき」への入居状況

(単位：世帯)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
定住団地入居者の内、18歳未満の子どもがいる世帯	5	9	8	12

注：資料は、まちづくり推進課。

3 子どもの保育・教育環境づくり

(1) 保育環境の充実

ア 託児所の充実

保育所入所前の乳幼児の保育に対する保護者のニーズに対応するために、託児所たんぽぽを設置しており、定員は20人です。平成25年度の入所児童数は8人で、入所率は40.0%になっています。また、保護者のニーズに対応して一時預かりを行っています。

今後は、町立保育所の0歳児の受入れ動向を踏まえつつ、役割の見直しを検討する必要があります。

表 託児所の保育内容

区 分	内 容
定員等	定員20人
保育年齢	0歳児～保育所入所前の子ども
保育曜日	月～土曜日
開所時間	7:00～19:00
送迎	保護者の送迎

注：資料は、福祉課。

表 託児所の入所児童数

(単位：人)

年 齢	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
0歳児	4	5	3	3	3	2
1歳児	7	7	13	11	10	6
2歳児	6	2	5	3	5	0
3歳児	3	0	0	0	0	0
合 計	20	14	21	17	18	8

注：資料は、福祉課（各年とも4月末日現在）。

イ 保育所の充実

(7) 保育所の定員と入所状況

保育を必要とする乳幼児の全員入所を基本に保育を実施しており、保育所数は5か所、入所定員は270人ですが、平成25年の入所児童数は172人で、入所率は63.7%です。

今後は、入所定員に比べて入所児童数が少ないため、施設の建て替えに合わせて入所定員の見直しを行う必要があります。

表 保育所の定員と入所児童数の推移

(単位：人)

名 称	定 員	入所児童数			
		H22年	H23年	H24年	H25年
油木	60	44	40	40	28
いずみ	45	36	44	48	47
とよまつ	60	30	28	18	19
こばたけ	60	48	43	46	43
くるみ	45	11	14	23	35
合 計	270	169	169	175	172

注：資料は、福祉課（各年とも4月末日現在）。

(イ) 保育所の入所年齢・保育時間

保育所の入所年齢は、油木保育所及びとよまつ保育所が0～5歳、いずみ保育所1～5歳、こばたけ保育所及びくるみ保育所が2～5歳となっています。

また、保育所の開所時間は平日、土曜日ともに11時間で、日曜日・祝日は開所していません。さらに、各保育所では一時預かりを行っています。

今後は、保育サービスの充実に向けて、保育所入所年齢の統一、平日の開所時間の延長、日曜日・祝日の保育の実施等を検討する必要があります。

表 保育所の入所年齢

保育所	入所年齢
油木保育所	0～5歳
いずみ保育所	1～5歳
とよまつ保育所	0～5歳
こばたけ保育所	2～5歳
くるみ保育所	2～5歳

注：資料は、福祉課。

(ウ) 通所バスの運行

小中学校通学バスを運行している地域においては、保育所児童（3～5歳）は通学バスで通所しています。

小中学校通学バスが運休日（土曜日、長期休業中）には、油木保育所、いずみ保育所、くるみ保育所の3か所では、タクシーを借り上げて保育所児童を送迎しています。とよまつ保育所では町営バスを利用して通所することができます。

(エ) 保育料の軽減

保育料について、本町の独自事業で、18歳未満の兄弟姉妹のいる児童で3人目以降の児童を対象として、保育料を全て半額としています。

今後は、子どもの多い家庭の子育てを支援するため、保育料の一層の軽減を検討する必要があります。

表 保育料軽減児童数の推移 (単位：人)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
保育料軽減児童数	43	39	31	30

注：資料は、福祉課。

(オ) 保育内容の質の向上

公立保育所の保育体制については、保育課程（計画）と評価を用いた運営を行うとともに、保育士の資質の向上に努めています。

今後は、保護者ニーズへの対応の充実や保育内容の向上を図る必要があります。

ウ 保育施設の整備の推進

保育所の安全な環境を確保するため、施設の耐震化を計画的に進めるとともに、保育設備の整備や備品の充実、遊具の安全点検と整備を行っています。

今後は、保育環境の一層の充実を図るため、保育所の改修または建て替え、保育備品の充実等に取り組む必要があります。

エ 私立幼稚園の充実

本町には、私立幼稚園が1か所あり、保育内容は次のとおりで、本町では運営費の一部を補助しています。

また、本町の独自事業として、18歳未満の兄弟姉妹のいる児童で3人目以降の児童を対象として、保育料を半額としています。

今後は、本町における幼稚園教育の一層の充実を図るため、支援を継続する必要があります。

表 どんぐり幼稚園の内容

区 分	内 容
定員等	定員70人
入園可能年齢	満3歳～
開園時間	月～金曜日 7:45～17:45 土曜日 7:45～12:45
休園日	日曜・祝祭日、第2・4土曜日、夏冬春休み
希望保育	夏休み等の長期休み中希望者の保育を実施
送迎	通園バスを運行
預かり保育	満1歳から預かり可能
一時預かり	満1歳から預かり可能

注：資料は、福祉課。

オ 保育所及び幼稚園の開放の推進

未就園の児童・保護者同士の交流の場、情報交換の場、安全で安心な遊び場を提供するため、保育所及び幼稚園の開放を月1回行っています。

今後は、保育所・幼稚園の開放を通じて、未就園児童・保護者の交流の一層の充実を図る必要があります。

(2) 教育環境の充実

ア 確かな学力の育成の推進

現在、小学校は油木小学校、神石小学校、豊松小学校、三和小学校、来見小学校の5校です。また、中学校は神石高原中学校と三和中学校の2校です。

これら小中学校では、確かな学力の育成を図るため、年間指導計画の改善、充実を図るとともに、教職員研修の充実、英語指導助手の活用等を行っています。

今後は、児童・生徒の確かな学力の形成に向けて、教育内容の一層の充実を図る必要があります。

イ 豊かな心の育成の推進

読書週間の定着を図るために、乳幼児に対する図書館を活用した読み聞かせの実施や乳幼児健診を活用したブックスタート事業を行うとともに、小中学校では朝読書やボランティアを活用した読み聞かせ活動を実施しています。さらに、町を挙げて読書への関心を高めるため、8月を読書月間として定め、この期間中に各種イベントの開催や意識啓発を重点的に行っています。

また、小中学生が将来の生き方、職業に目標が持てるように、町内の事業所等と連携して、多様な体験学習や職業体験の場を提供しています。

今後は、児童・生徒の豊かな心の育成に向けて、既存の取組の一層の充実と地域特性を活かした新たな取組を検討する必要があります。

ウ いじめ・不登校対策の推進

いじめや不登校の子どもに適切に対応するため、保護者、小中学校及びスクールカウンセラー、地域子育て支援センター、専門機関が連携して相談指導を行っています。また、保護者に対して「いじめ問題への対応に関する基本方針」の周知を図っています。

今後は、不登校の子どもに適切に対応するため関係機関との連携体制を一層充実するとともに、「いじめ問題への対応に関する基本方針」の周知を徹底する必要があります。

エ 学校施設の整備の推進

平成26年度現在、小中学校の全ての施設の耐震化を完了しており、今後は、教育環境の一層の充実に向けて施設、設備の整備を計画的に行う必要があります。

(3) 保幼小中高等学校などの連携の推進

ア 教職員相互の連携の充実

町内の教職員相互の連携を推進するため、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の教職員の交流、意見交換の場を確保しています。また、連携型中高一貫教育校の指定を受け、様々な取組を行っています。

今後は、児童・生徒の成長を継続的に支援するために、小中高教職員相互の連携の一層の充実を図るとともに、小中高12年間の一貫した教育体系を検討する必要があります。

イ 子どもの交流事業の推進

保育所・幼稚園の年長児が小学校入学後の生活になじめるように、年長児の時に小学校1年生との交流を行う等、それぞれの保育所、幼稚園が独自の取組を行っています。

今後は、保育所・幼稚園のそれぞれの取組について情報交換を行い、小学校入学後の生活になじめる取組の充実を図る必要があります。

ウ 幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上

本町での多様な体験を通じて郷土愛を育み、よりよい町にする知恵と行動力を持った幼児・児童・生徒を育成するため、教育機関・家庭・地域が担っている役割をそれぞれ認識、実践するとともに、家庭・地域の教育力の向上に努めています。

また、本町では、「地域の教育力を活かしながら、生徒一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、確かな学力定着を目指すとともに、ふるさとを愛する心や未来を拓く人材を育成する」ことを基本理念として連携型中高一貫教育（県立油木高等学校と町内2中学校との連携）を、平成26年度から本格実施しています。

さらに、公民館単位で、保幼小中高の保護者及び関係団体の代表の参加による地域連携方針の検討を行っています。

今後は、本町の幼児・児童・生徒の生きる力を育むため、地域を挙げて教育力の向上に一層取り組む必要があります。

4 地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

(1) 地域における子育て支援ネットワークづくり

ア 既存の子育て支援サービスの充実

本町には、ファミリー・サポート・センターはありませんが、神石高原町社会福祉協議会や神石高原町シルバー人材センターが、育児・家事の手伝い、乳幼児・児童の一時預かり、通所・通学の付き添い等の子育て支援サービスを行っています。

今後も、神石高原町社会福祉協議会及び神石高原町シルバー人材センターにこうしたサービスの充実を働きかける必要があります。

表 子育て支援サービス

区分	内容
神石さわやかネット	神石高原町社会福祉協議会が行っているサービスで、子育て支援サービスとしては、育児・家事の手伝い、乳幼児・児童の一時預かり、通所・通学の付き添い等を行っています。
福祉・家事援助サービス事業	神石高原町シルバー人材センターの60歳以上の元気で人生経験豊かな会員が子育てを支援しています。

イ 地域で子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て家庭と地域住民の交流の場を確保し、自治振興会や子ども会活動等と連携して、地域で子育て家庭を支えあう環境づくりに取り組んでいます。具体的な活動に結びついていません。

今後は、地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりと具体的な活動の展開に向けて、関係団体との連携を一層強化する必要があります。

ウ 民生委員児童委員活動の充実

民生委員児童委員は現在49名で、町子育て支援ネットワーク協議会及び小中学校との連絡会議等を通じた情報交換により、子育てに不安や悩みを抱えている家庭に対して相談支援を行っており、こうした活動を福祉課、保健課等が支援しています。

今後は、民生委員児童委員と関係機関が連携して、子育てに不安や悩みを抱えている家庭に対して相談支援を充実する必要があります。

エ 母子推進員活動の充実

母子推進員は現在20名で、母子の健康状態、家庭の状況等を把握し、関係機関と連携をとりながら、母子の健康づくり並びに育児不安の軽減等の子育て支援や子どもの虐待予防及び早期発見に取り組んでおり、こうした活動を保健課が支援しています。

今後は、母子推進員が一層活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

表 母子推進員の延訪問件数・連絡件数

(単位：件)

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延べ訪問件数・連絡件数	1,186	2,182	918	1,849	1,583	1,942
1人当たり延べ訪問・連絡件数	59	109	46	92	79	97

注：資料は、保健課。

オ 子育てを支援する人材育成の推進

子育てを支援する民生委員児童委員や母子推進員等の人材の資質の向上を図るため、講習会、研修会を開催しています。また、地域での子育てボランティアの育成に努めます。

今後は、こうした機会の一層の充実に取り組む必要があります。

(2) 子どもの人権を守る体制づくり

ア 子どもの権利に関する意識啓発の推進

本町では、あらゆる機会を通じて子どもの権利に関する意識啓発を行っており、今後は、こうした取組の一層の充実を図る必要があります。

イ 子どもの虐待防止対策の推進

本町では、子どもに対する虐待の防止・虐待の早期発見に地域を挙げて取り組むために、神石高原町子育て支援ネットワークを設立し、構成する関係機関に対して要保護児童対策についての意識啓発を行っているほか、関係機関の協力体制の確立を進めています。

また、実務担当者会議（臨時会議）を開催し、個々のケースに取り組むための体制づくり（役割分担）を行い、要保護家庭の支援を行っています。

今後は、子どもの虐待防止に向けて関係機関との協力体制を一層充実する必要があります。

ウ 民生委員児童委員、母子推進員活動の充実

民生委員児童委員や母子推進員と連携して、身近な地域での見守り体制の充実を図るとともに、人材の育成に努めています。

今後は、民生委員児童委員や母子推進員と連携した身近な地域での見守り体制の一層の充実を図る必要があります。

(3) 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

ア 子どもの利用に配慮した公共施設の整備

子育て家庭及び子どもの利用の観点から既存公共施設の点検、改善に努めており、図書館・公民館における子ども用踏み台及びスリッパの整備、本庁・支所、図書館・公民館におけるベビーベッド及びおむつ交換専用台等の設置、町立病院における児童コーナーの設置等に取り組んでいます。

今後は、子どもの利用しやすい環境づくりに向けて、取組の一層の充実を図る必要があります。

イ 外出環境の整備

公共公益施設や商業施設の集積している地区中心地（油木、神石、豊松、三和）においては、子どもや子育て家庭が利用しやすい環境づくり（ベンチの設置、段差の解消等）に努めています。

今後は、子どもや子育て家庭が外出しやすい環境づくりに向けた取組を一層充実する必要があります。

ウ 子どもの交通安全対策の推進

子どもの交通事故を防止するため、保育所・幼稚園、小中高等学校での子どもに対する交通安全教育を行うとともに、交通事故を防止するために交通安全ランドセルカバーを小学校に入学する1年生に配布しているほか、福山北交通安全協会や町内6地域の交通安全自治会による交通安全普及啓発活動が行われています。

また、本町では、通学路の安全性を確保するため、歩道の整備や横断歩道、信号機等の交通安全施設の整備に努めています。

今後は、関係機関と連携して子どもの交通安全対策の一層の充実を図る必要があります。

エ 子どもへの犯罪防止対策の推進

福山北警察署管内防犯連合会が、町内4地域で週1回程度防犯パトロールを実施しているほか、小学生の登下校時に合わせて、地域住民が見守り等を実施しています。

また、青少年育成神石高原町民会議では、小学校に入学する子どもに防犯ブザーを配布しているほか、「子ども110番の家」の協力家庭を確保し、犯罪の予防や防犯に係る意識啓発に努めています。

今後は、関係機関と連携して子どもへの犯罪防止対策の一層の充実を図る必要があります。

(4) 地域を挙げての児童の健全育成

ア 放課後子ども総合プランの推進

(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労支援と児童の健全育成のため、授業終了後や長期休業中において、小学生に対して適切な遊びや生活の場を提供しています。

事業主体は神石高原町で、神石高原町シルバー人材センターに業務委託しており、各地区1か所で実施しています。

今後は、本事業の利用者数が増加していることから、運営体制の一層の充実を図るとともに、来見小学校区における学童保育の実施を検討する必要があります。

表 学童保育の内容（平成26年度）

区分	内容
事業主体	事業主体：神石高原町、運営委託先：神石高原町シルバー人材センター
運営日等	平日の放課後：放課後～18:00、長期休業中：8:00～18:00
自己負担	利用料：100円/回、入会金：500円 おやつ代等：平日：200円/回、長期休業中：300円/回
事業場所	やまびこクラブ油木館：油木小学校総合学習棟 やまびこクラブ神石館：神石高原町トレーニングセンター やまびこクラブ豊松館：豊松老人福祉センター やまびこクラブ三和館：旧小畠中学校・わらべ
送迎	平日は、小学校から学童保育場所へ徒歩で移動します。また、三和地区の小学校の児童は小学校へ車で迎えに行き、学童保育場所へ送ります。 保護者は、学童保育場所へ迎えに行きます。 長期休業中及び土曜日は学童保育場所へ保護者が送迎します。

注：資料は、福祉課。

表 学童保育の利用状況

(単位：人，%)

小学校	区分	H23年度			H24年度			H25年度		
		1～3 年生	4～6 年生	計	1～3 年生	4～6 年生	計	1～3 年生	4～6 年生	計
油 木 小学校	児童数	44	55	99	41	60	101	38	44	82
	登録者数	27	17	44	19	18	37	19	14	33
	登録率	61.4	30.9	44.4	46.3	30.0	36.6	50.0	31.8	40.2
神 石 小学校	児童数	28	32	60	23	35	58	25	32	57
	登録者数	16	12	28	12	15	27	19	14	33
	登録率	57.1	37.5	46.7	52.2	42.9	46.6	76.0	43.8	57.9
豊 松 小学校	児童数	24	37	61	29	31	60	26	26	52
	登録者数	17	7	24	20	14	34	19	15	34
	登録率	70.8	18.9	39.3	69.0	45.2	56.7	73.1	57.7	65.4
三 和 小学校	児童数	66	63	129	58	72	130	63	63	126
	登録者数	40	17	57	37	33	70	40	29	69
	登録率	60.6	27.0	44.2	63.8	45.8	53.8	63.5	46.0	54.8
来 見 小学校	児童数	23	28	51	24	23	47	25	26	51
	登録者数	15	2	17	17	5	22	19	12	31
	登録率	65.2	7.1	33.3	70.8	21.7	46.8	76.0	46.2	60.8
合 計	児童数	185	215	400	175	221	396	177	191	368
	登録者数	115	55	170	105	85	190	116	84	200
	登録率	62.2	25.6	42.5	60.0	38.5	48.0	65.5	44.0	54.3

注：資料は、福祉課。

(イ) 放課後子ども教室

安心安全な子どもの活動拠点（居場所）を設置し、子ども同士の交流の促進と情操豊かな子どもの育成、子どもの健康づくりを図るため、文化・芸術・伝統芸能活動・スポーツ活動等、多様な体験学習の場を提供する放課後子ども教室を、全ての子どもを対象として、地域住民の参画の下に、小学校区別に教育委員会が実施しています。

今後は、子どもが減少傾向にある中で、教室数、参加者数ともに増加傾向にあることから、放課後子ども教室の活動の一層の充実、学童保育との連携のあり方について検討する必要があります。

表 放課後子ども教室への参加者数

地区	参加対象	区 分	H23年度	H24年度	H25年度
油木	小学校1年生～ 中学3年生	開催回数(回)	114	170	184
		1回当たり参加者数(人/回)	10	10	10
		延べ参加者数(人)	1,140	1,700	1,840
神石	小学校1年生～ 中学3年生	開催回数(回)	78	79	171
		1回当たり参加者数(人/回)	15	15	15
		延べ参加者数(人)	1,170	1,185	2,565
豊松	小学校1年生～ 中学3年生	開催回数(回)	118	130	199
		1回当たり参加者数(人/回)	10	10	10
		延べ参加者数(人)	1,180	1,300	1,990
三和	小学校1年生～ 中学3年生	開催回数(回)	250	283	353
		1回当たり参加者数(人/回)	12	12	12
		延べ参加者数(人)	3,000	3,396	4,236
高蓋	小学校1年生～ 小学校6年生	開催回数(回)	132	193	224
		1回当たり参加者数(人/回)	11	11	11
		延べ参加者数(人)	1,452	2,123	2,464
来見	小学校1年生～ 小学校6年生	開催回数(回)	193	215	232
		1回当たり参加者数(人/回)	13	13	13
		延べ参加者数(人)	2,509	2,795	3,016
合 計		開催回数(回)	885	1,070	1,363
		1回当たり参加者数(人/回)	12	12	12
		延べ参加者数(人)	10,451	12,499	16,111

注：資料は、教育委員会生涯学習課。

(ウ) 放課後の学習支援

本町においては、学習塾が少なく、受験生をはじめとして近隣市の学習塾に通っていることから、町内における放課後学習環境の強化を検討する必要があります。

イ 子どもの多様な体験の推進

小学生の環境学習の一貫として、クリーンセンターじんせき、農業集落排水施設、上水道施設の見学を行っています。

また、学校によっては「緑の少年団」の活動として、記念樹の植樹及びシイタケ菌の植え付け等の森の体験、登山道の清掃を行っています。

今後は、こうした地域の資源を活かした体験学習の一層の充実を図る必要があります。

表 環境学習の状況

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施件数(件)	6	3	5	5
児童生徒数(人)	78	29	70	49

注：資料は、環境衛生課。

ウ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の健全育成を図るために、有害図書陳列の自粛、廃棄を促すために、広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施、有害図書類の陳列に関する巡回指導等を行っています。

今後は、地域を挙げて子どもを取り巻く有害環境対策に係る取組の一層の充実を図る必要があります。

エ 子育てに関する保護者への意識啓発の推進

保護者の子育てに関する意識を高めるために、青少年育成神石高原町民会議、保育所、学校等において、子育て講演会、子育て相談等を開催しています。

近年は、親子の絆を深めるコンサートを年1回開催するとともに、子育て相談を保育所で月1回開催しています。

今後は、保護者の子育てに関する意識を高めるため、講演会、コンサートの開催等の一層の充実を図る必要があります。

5 配慮が必要な子ども・家庭への支援

(1) 子どもの障害の早期発見と支援

ア 障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実

(7) 障害のある子どもに関する相談事業

障害のある子どものいる家庭の相談には、随時、保健師が対応するとともに、必要に応じて専門機関（東部こども家庭センター等）、保育所、学校等と連携して、親子を支援しています。

今後は、関係機関との連携を一層充実し、障害のある子どものいる家庭の状況に応じた適切な相談対応を図る必要があります。

(4) 保護者によるピアカウンセリング事業

障害のある子どもの保護者の子育てに関する悩みや不安を軽減するために、神石高原町知的障害者家族の会、身体障害者相談員並びに知的障害者相談員等と連携して、高原サロンの場等で保護者同士のピアカウンセリングを行っています。

今後は、高原サロン等を通じて、障害のある子どもと保護者の交流・相談支援の一層の充実を図る必要があります。

(4) サポートファイル作成支援事業

障害のある子どもを理解し、ライフステージを通じて一貫した支援を行うために、生育歴やケアの内容を乳幼児期から成人期に至るまで継続的に整理した「サポートファイル」の作成が望まれています。このため、保護者等に対してサポートファイルの周知と、保護者等がサポートファイルを作成する際の相談支援を行っています。

今後は、サポートファイルの周知の一層の充実と保護者の有効活用を促進する必要があります。

表 サポートファイルの配布数 (単位：人)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
18歳未満	3	9	0	0
18歳以上	1	6	1	0
合計	4	15	1	0

注：資料は、福祉課。

イ 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進

(7) 幼児等健康診査

1歳6か月健康診査、3歳児健康診査では発達相談員を配置し、発達面に重点を置いた健康診査を行っています。

今後は、発達の気になる子どもの早期発見に向けて、健康診査の一層の充実を図る必要があります。

(イ) こども発達支援センターにおける医療的支援

こども発達支援センター（広島県東部及び岡山県西部の6市2町で共同運営）では、発達の気になる子どもに関する相談に応じるとともに、医師による診察や専門員による指導を行っています。

今後は、こども発達支援センターの周知を徹底し、保護者の利用を促進する必要があります。

(ウ) のびのび教室・るんるん教室

乳幼児健康診査等で「発達の気になる」子どものうち、3歳までの子どもに対して「のびのび教室」、3～5歳の子どもに対して「るんるん教室」を月1回開催し、親子と一緒に遊び、関わることを通して、子どもの育つ力を引き出していくように支援しています。

今後は、保護者への障害に係る情報提供、関係機関との連携の強化、教室運営スタッフの資質向上に向けた研修機会の一層の充実を図る必要があります。

表 のびのび教室への参加状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
対象者数(人)	61	41	46	44
実参加者数(人)	21	17	16	22
参加率(%)	34.4	41.5	34.8	50.0

注：資料は、保健課。

表 るんるん教室への参加状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
対象者数(人)	24	16	10	8
実参加者数(人)	16	16	5	7
参加率(%)	66.7	100.0	50.0	87.5

注：資料は、福祉課。

ウ 障害のある子どもへの保育・教育の充実

町内の保育所では、障害のある子ども（身体障害者手帳または療育手帳保持者）や発達面においてフォローの必要な子どもに対して、個々の発達に応じた保育を行っています。

また、本町では、就学前発達相談事業として小学校へ入学する予定の子どもで、学校生活や勉強について、不安や心配のある児童の保護者を対象に、専門の相談員が、保育所や幼稚園で相談に応じています。

さらに、小中学校では、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等児童・生徒を含め、障害のある子どもの支援を行うために、特別支援学級を設置しています。特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会において、対象となる児童・生徒の「個別指導計画」及び「個別教育支援計画」を作成し、中・長期的な視点で一貫した支援を行っています。

今後は、保育士、教職員の資質の向上に向けた研修の一層の充実を図る必要があります。

表 小中学校における特別支援学級の設置状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小学校(クラス)	7	7	6	4
中学校(クラス)	1	1	1	1
町外への通学(人)	2	2	3	3

注：資料は、教育委員会学校教育課。

エ 障害のある子どもへの福祉サービスの充実

「神石高原町第3期障害福祉計画」に基づいて、障害のある子どもがいる家庭のニーズに対応し、町内外のサービス提供事業所と連携して訪問及び通所サービス等の提供に努めています。

今後は、「神石高原町第4期障害福祉計画」に基づいて、サービス提供体制の一層の充実を図る必要があります。

表 障害福祉サービスの実利用者数 (単位：人)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
児童発達支援	0	0	1	2
放課後等デイサービス (児童デイサービス)	2	1	1	2
居宅介護	4	4	3	2
短期入所	8	6	6	6
日中一時支援	3	5	6	7
移動支援	0	1	2	3

注-1：平成23年度までは障害者自立支援法による児童デイサービス。平成24年度からは児童福祉法による放課後等デイサービスに移行した。

-2：資料は、福祉課。

オ 経済的支援の充実

障害のある児童の福祉の増進を図るために、その家族に対して特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費支給制度といった経済的支援があります。

今後は、こうした支援制度の周知を一層充実し、適切な利用を図る必要があります。

表 経済的支援制度の概要

名 称	区 分	内 容
特別児童扶養手当	対象	・身体、知的または精神に障害のある20歳未満の児童を監護、養育している父母等
	支給内容	・支給月額 1級 50,050円, 2級 33,330円
障害児福祉手当	対象	・精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人 ・受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得に対する制限あり
	支給内容	・支給月額 14,180円
重度心身障害者医療費支給制度	対象	・身体障害者手帳保持者の内1～3級の人 ・療育手帳保持者の内㉠, A, Bの人
	支給内容	・利用者は、1医療機関につき1日200円を負担 ・ただし、同一医療機関での1か月の負担は、入院は14日まで、通院は4日までを限度

注：資料は、福祉課。

(2) ひとり親家庭等への支援の推進

ア 相談支援の充実

町、地域子育て支援センター及び民生委員児童委員等が連携して、母子（父子）家庭の相談に応じるとともに支援を行っています。

今後は、町、地域子育て支援センター及び民生委員児童委員の連携を一層充実し、適切な相談対応を図る必要があります。

イ 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するために、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成しています。

今後は、本事業の周知を一層充実し、対象家庭の利用促進を図る必要があります。

表 ひとり親家庭等医療費支給制度の概要

区 分	内 容
対象	① 配偶者と死別または離婚し、婚姻をしていない者で、18歳に達した最初の3月31日までの児童（対象児童）を扶養している者 ② ①に扶養されている対象児童 ③ 父母のない対象児童 【対象者の資格要件（全てを満たす方）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 神石高原町に父または母の住所があること ・ 健康保険の加入者であること ・ 所得税の非課税世帯であること
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者は、1医療機関につき1日500円を負担 ・ ただし、同一医療機関での1か月の負担は、入院は14日まで、通院は4日までを限度

注：資料は、福祉課。

ウ 自立支援の充実

ハローワーク及び関係機関と連携し、母子自立支援プログラムを活用して母子世帯の就労自立を支援しています。

また、母親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練を受けた場合、経費の一部を支給しています。

今後は、本事業の周知を一層充実し、対象者の利用促進を図る必要があります。

表 母子家庭等自立支援給付金事業の概要(1)

事業名	区 分	内 容
自立支援 教育訓練 給付金事 業	対象	○対象者：母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にあること ・ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと ・ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
	助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%（4,001円以上で10万円を上限）を支給

注：資料は、福祉課。

表 母子家庭等自立支援給付金事業の概要(2)

事業名	区分	内容
高等技能訓練促進費等支給事業	対象	<p>○対象者：母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にあること ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ・仕事または育児と修業の両立が困難であること <p>※平成25年度入学者から父子家庭も対象</p>
	助成内容	<p><高等技能訓練促進費></p> <p>【支給額】 月額100,000円(市町村民税非課税世帯) 月額 70,500円(市町村民税課税世帯)</p> <p>【支給期間】 修業期間の全期間（上限2年）（平成25年度入学者から）</p> <p><入学支援修了一時金></p> <p>【支給額】 50,000円(市町村民税非課税世帯) 25,000円(市町村民税課税世帯)</p> <p>【支給期間】 修了後に支給</p>
	対象資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高等技能訓練促進費等支給事業の対象となる資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて都道府県等の長が指定したもの <p>対象資格の例：看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士等</p>

注：資料は、福祉課。

資料2 子育てに関するアンケート調査結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本町では、平成22年3月に「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもの健全な育成や子育て支援対策の充実に取り組んでいます。しかし、依然として出生数の減少が継続しており、一層の取り組みが求められています。このため、保護者アンケート調査を実施し、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定を行う上での参考とすることとしました。

(2) 調査の対象

調査の対象は、0歳～小学校6年生の子どものいる保護者全員です。

(3) 調査の内容

調査の内容は、回答者自身のことや家族のこと、父親及び母親の就労状況、子育てと仕事の両立に関すること、町が実施している子育て支援サービスに関すること、就学前及び小学生の子どもの子育てに関すること等です。

(4) 調査の方法

調査の方法は次のとおりです。

- ・ 託児所、保育所、幼稚園及び小学校に通っている子どものいる保護者には、教育・保育施設を通じて調査票を配布回収しました。
- ・ 教育・保育サービスを受けていない保護者については調査票を郵送で配布回収しました。

(5) 調査の期間

調査の期間は、平成26年2月24日(月)～3月14日(金)までとしましたが、できるだけ多くの方の意見を参考にするため、平成26年3月31日(月)までに回収した調査票を有効としました。

(6) 調査票の回収状況

調査票の回収状況は、389件でした。

2 調査結果の概要

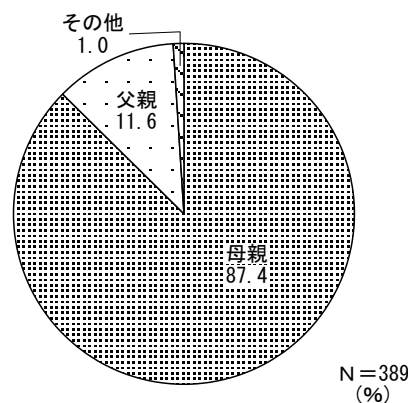
調査結果は、主な項目のみを掲載しています。

(1) 回答者自身のことや家族について

ア 子どもとの続柄

回答者の子どもとの続柄は、「母親」87.4%、「父親」11.6%、「その他」1.0%で、母親がほとんどを占めています。

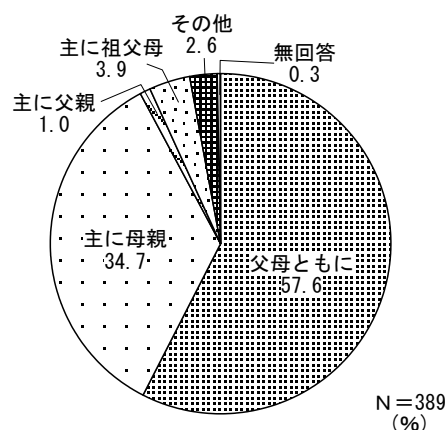
図 回答者



イ 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が57.6%で最も割合が高く、次いで「主に母親」34.7%、「主に祖父母」3.9%、「主に父親」1.0%の順で、主に父親と母親で子育てを行っていると答えた人が9割以上になっています。

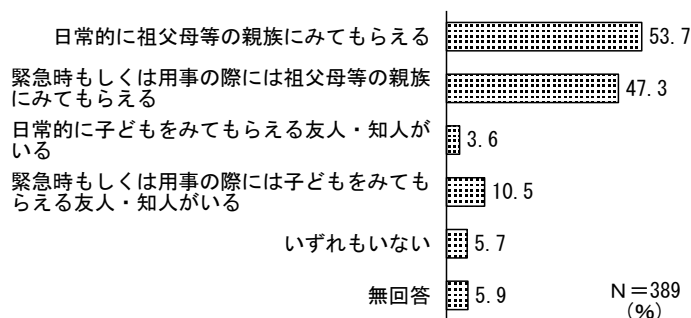
図 子育てを主に行っている人



ウ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.7%で最も割合が高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」47.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」10.5%等の順です。一方、「いずれもない」は5.7%で、緊急時もしくは用事の際には親族・知人に子どもをみてもらえる人がほとんどを占めています。

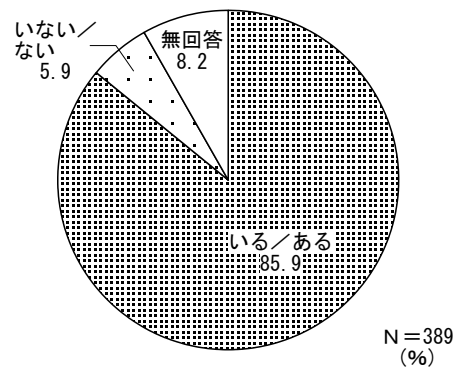
図 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答：いくつでも）



エ 子育ての相談をできる人・場所の有無

子育ての相談を気軽にできる人または場所については、「いる／ある」と答えた人が85.9%でほとんどを占めています。一方、「いない／ない」と答えた人は5.9%、実数で23件となっており、無回答を含めると14.1%、実数で55件となっています。

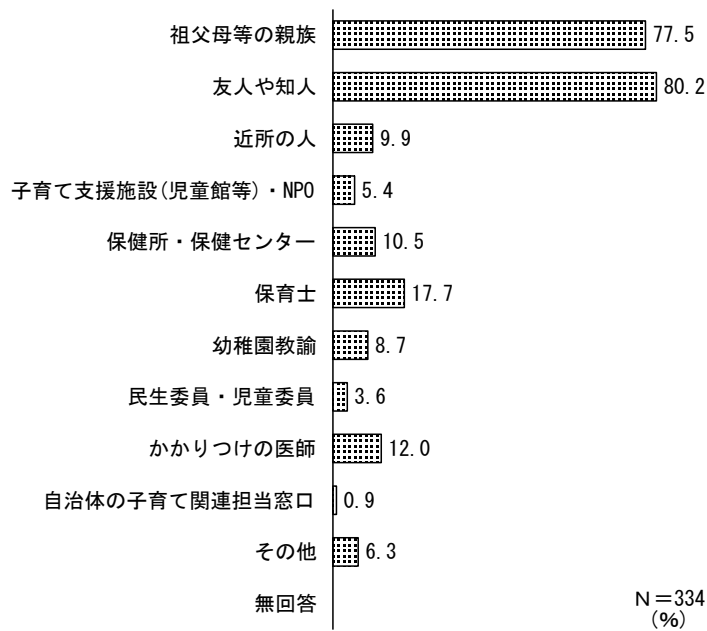
図 子育ての相談をできる人・場所の有無



オ 子育ての相談をしている人・場所

子育ての相談を気軽にできる人または場所について「いる／ある」と答えた人の相談先をみると、「友人や知人」80.2%、「祖父母等の親族」77.5%でこの2項目を挙げた人が大部分を占めています。その他をみると、「保育士」17.7%、「かかりつけの医師」12.0%、「保健所・保健センター」10.5%、「近所の人」9.9%、「幼稚園教諭」8.7%等の順です。

図 子育ての相談をしている人・場所（複数回答：いくつでも）

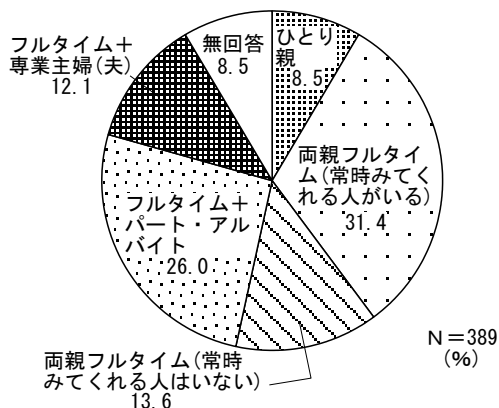


(2) 父親、母親の就労状況

ア 家庭類型

母親、父親の就労状況（以下、「家庭類型」という）は、「両親フルタイム（子どもを常時みてくれる人がいる）」が31.4%で最も割合が高く、次いで「フルタイム+パート・アルバイト」26.0%、「両親フルタイム（子どもを常時みてくれる人はいない）」13.6%、「フルタイム+専業主婦(夫)」12.1%、「ひとり親」8.5%の順で、両親ともにフルタイムが5割弱になっています。

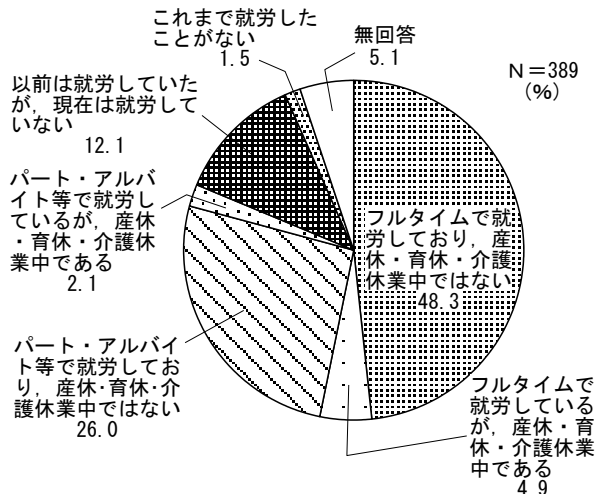
図 家庭類型



イ 母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が48.3%で最も割合が高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」26.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」12.1%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」4.9%等の順で、フルタイムまたはパート・アルバイト等で現在就労中の人約3/4を占めています。

図 母親の就労状況

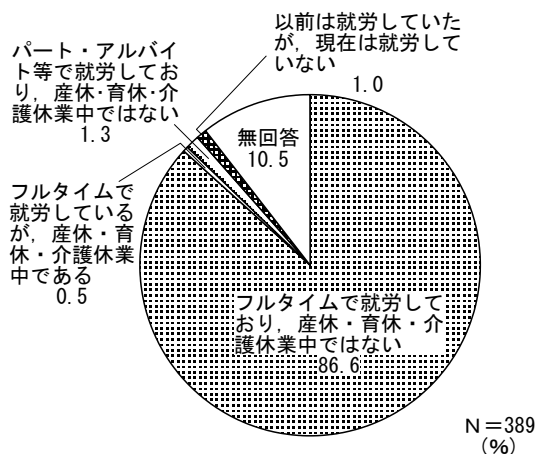


注：フルタイムは、1週5日程度・1日8時間程度の就労。パート・アルバイト等は、「フルタイム」以外の就労。

ウ 父親の就労状況

父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が86.6%でほとんどを占めています。

図 父親の就労状況



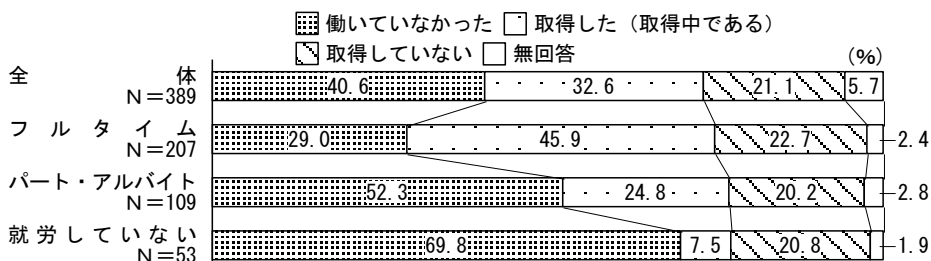
(3) 子育てと仕事の両立について

ア 母親

(7) 育児休業の取得状況

育児休業を「取得していない」と答えた人は、フルタイム22.7%、パート・アルバイト20.2%、就労していない20.8%です。

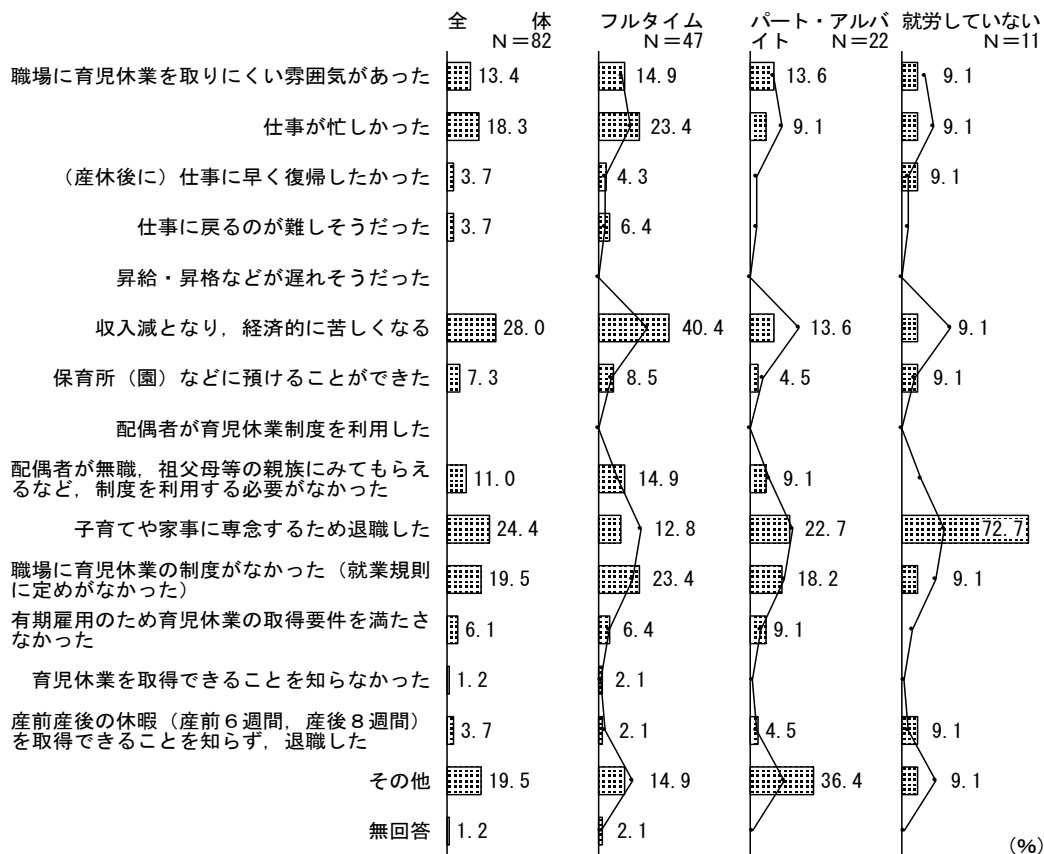
図 育児休業の取得状況



(イ) 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった理由をみると、フルタイムでは「収入減となり、経済的に苦しくなる」が40.4%で最も割合が高く、次いで「仕事が忙しかった」及び「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」23.4%等の順です。パート・アルバイトでは「子育てや家事に専念するために退職した」が22.7%で最も割合が高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則の定めがなかった)」18.2%等の順です。また、その他の内容としては「農業等の自由業のため」と答えた人が多くなっています。就労していない人では「子育てや家事に専念するために退職した」が72.7%で大部分を占めています。

図 育児休業を取得しなかった理由(複数回答:いくつでも)



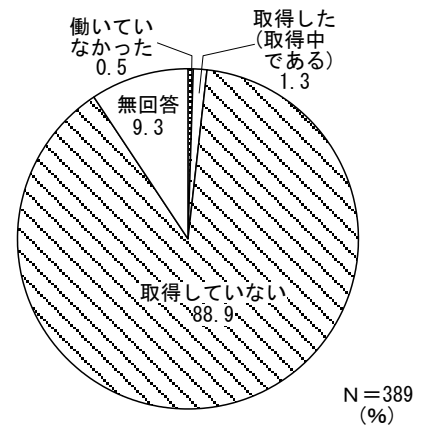
注: 折れ線グラフは、全体の割合。

イ 父親

(7) 育児休業の取得状況

育児休業を「取得していない」と答えた人が88.9%でほとんどを占めています。

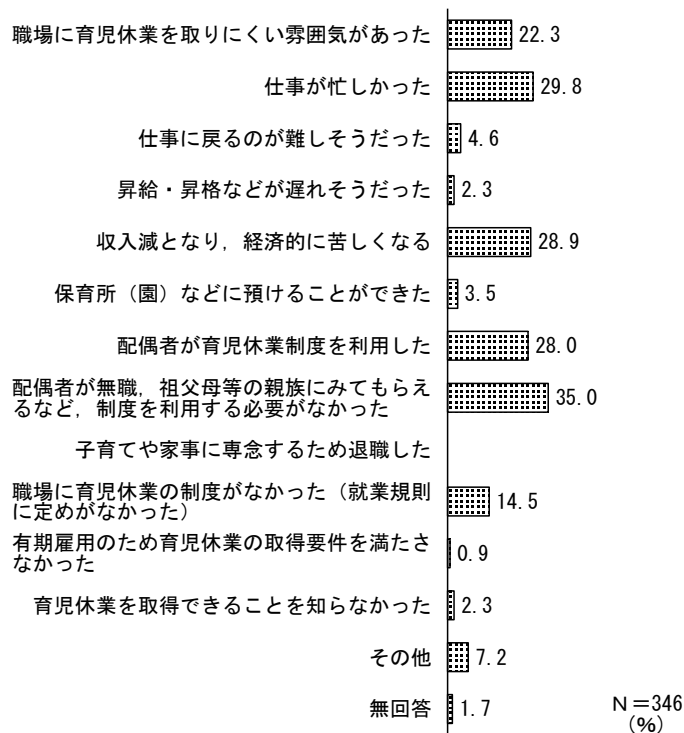
図 育児休業の取得状況



(イ) 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった理由としては、「配偶者が無職，祖父母等の親族にみてもらえるなど，制度を利用する必要がなかった」が35.0%で最も割合が高く，次いで「仕事が忙しかった」29.8%，「収入減となり，経済的に苦しくなる」28.9%，「配偶者が育児休業制度を利用した」28.0%，「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」22.3%等の順です。

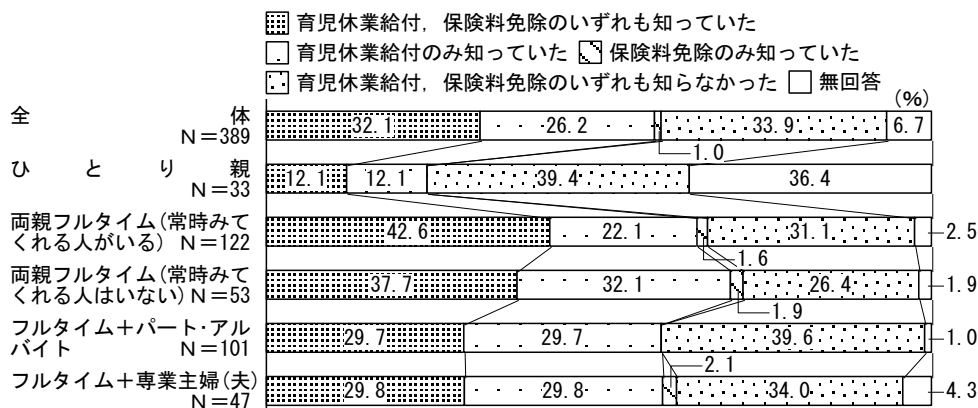
図 育児休業を取得しなかった理由（複数回答：いくつでも）



ウ 育児休業給付の支給、健康保険及び厚生年金の保険料免除制度の認知状況

育児休業給付の支給、健康保険及び厚生年金の保険料免除制度の認知状況をみると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が33.9%で最も割合が高く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」32.1%、「育児休業給付のみ知っていた」26.2%等の順です。

図 育児休業給付の支給、健康保険及び厚生年金の保険料免除制度の認知状況



(4) 就学前の子どもの子育てについて

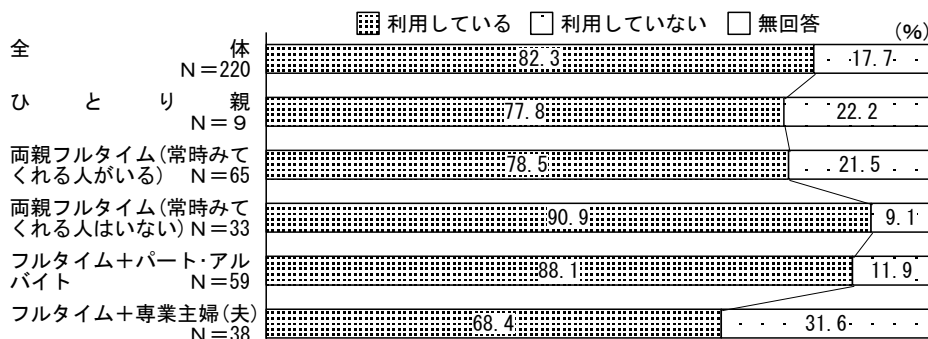
就学前の子どもがいる家庭の子どもの年齢は、「5歳」が30.0%で最も割合が高く、次いで「4歳」23.2%、「6歳」19.1%等の順で、0~3歳は15%前後です。

(4)-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

ア 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と答えた人は82.3%で大部分を占めています。

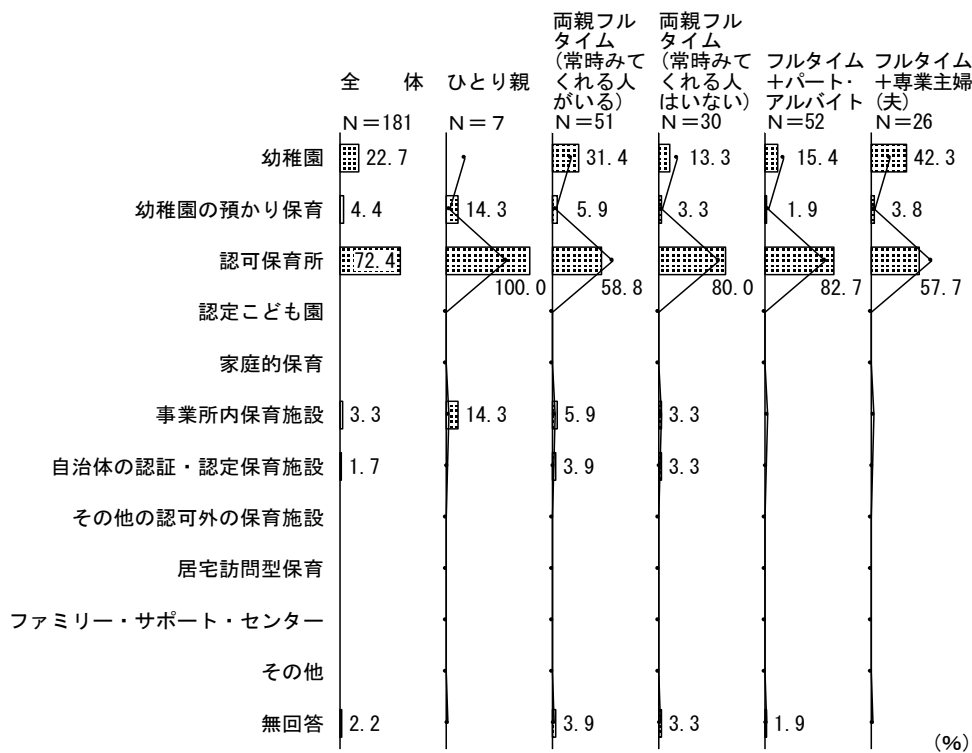
図 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



イ 年間を通じて平日の定期的な教育・保育事業を利用している人の状況

教育・保育事業の内容をみると、「認可保育所」が72.4%で最も割合が高く、次いで「幼稚園」22.7%等の順になっており、フルタイム+専業主婦(夫)を除く各家庭類型とも同様の割合になっています。フルタイム+専業主婦(夫)では「幼稚園」が42.3%と割合が高くなっています。

図 教育・保育事業の内容（複数回答：いくつでも）

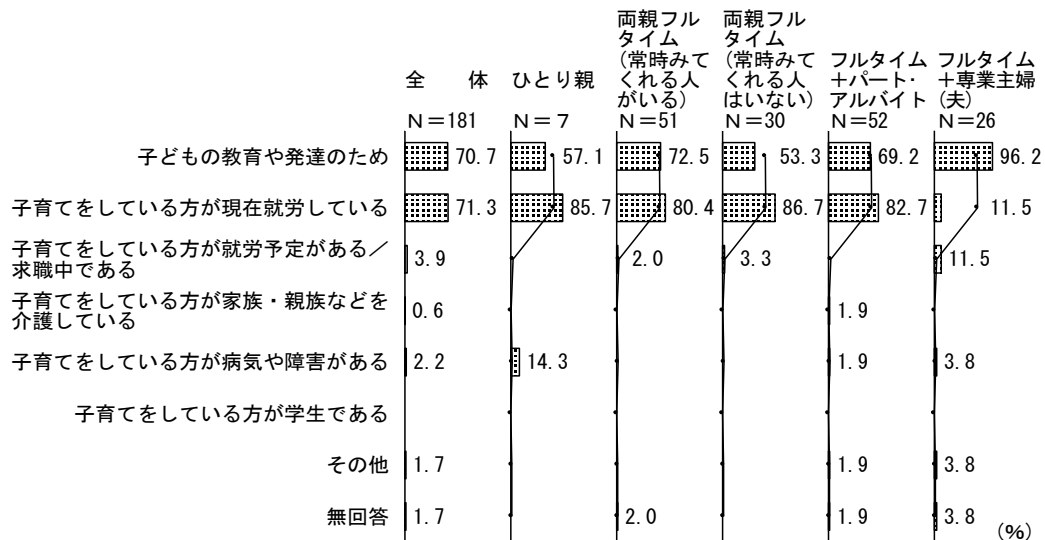


注：折れ線グラフは、全体の割合。

ウ 教育・保育事業を利用している理由

教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」が71.3%で最も割合が高く、次いで「子どもの教育や発達のため」70.7%等の順で、この2項目を挙げた人の割合が高くなっています。

図 教育・保育事業を利用している理由（複数回答：いくつでも）

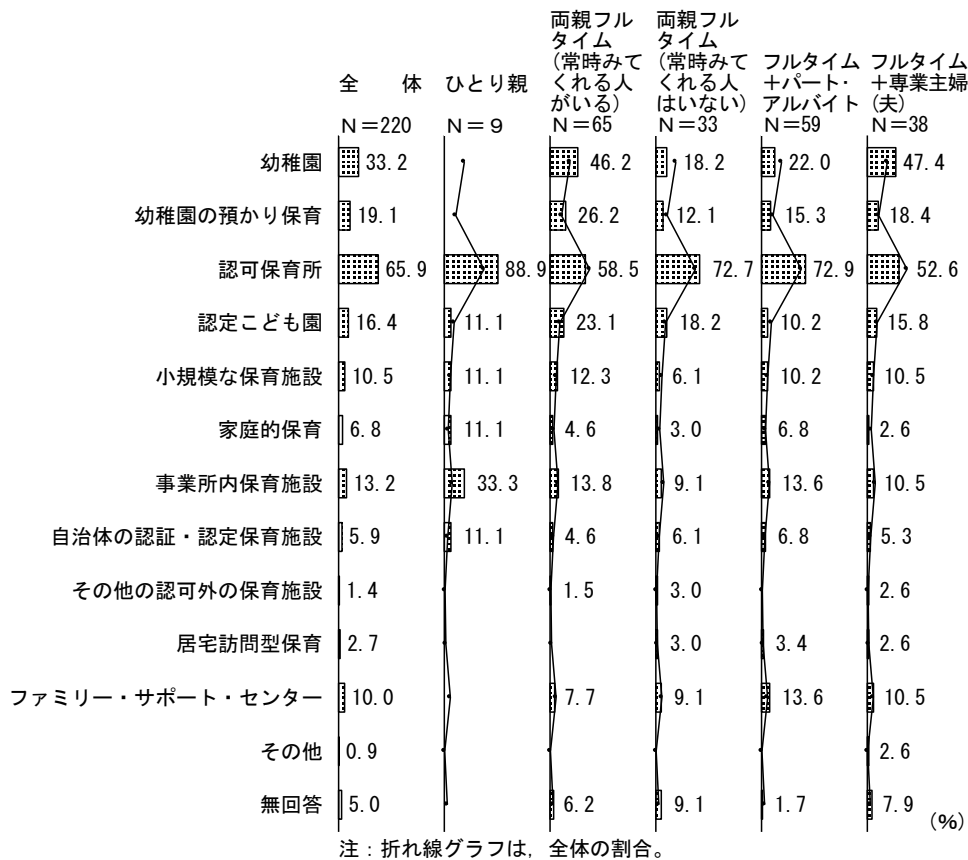


注：折れ線グラフは、全体の割合。

エ 平日の教育・保育として定期的にご利用したい事業

平日の教育・保育として定期的にご利用したい事業は、「認可保育所」が65.9%で最も割合が高く、次いで「幼稚園」33.2%、「幼稚園の預かり保育」19.1%、「認定子ども園」16.4%、「事業所内保育施設」13.2%、「小規模な保育施設」10.5%等の順です。

図 平日の教育・保育として定期的にご利用したい事業（複数回答：いくつでも）

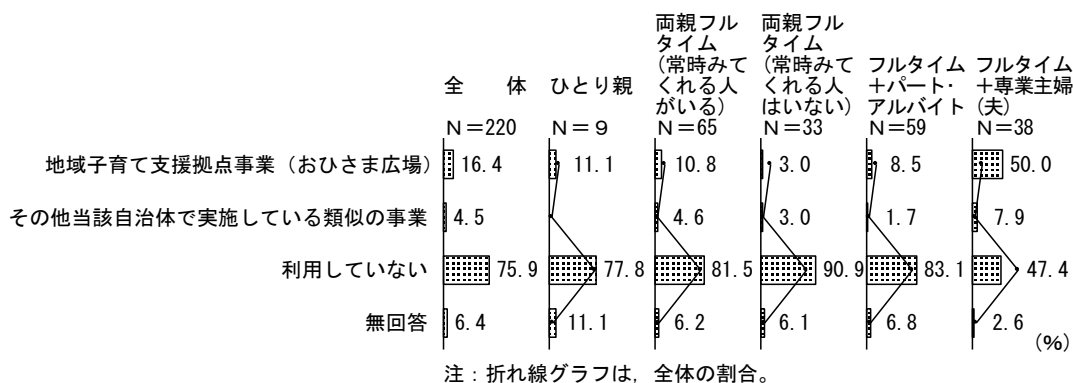


(4)-2 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

ア 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（おひさま広場）を利用している人は16.4%です。

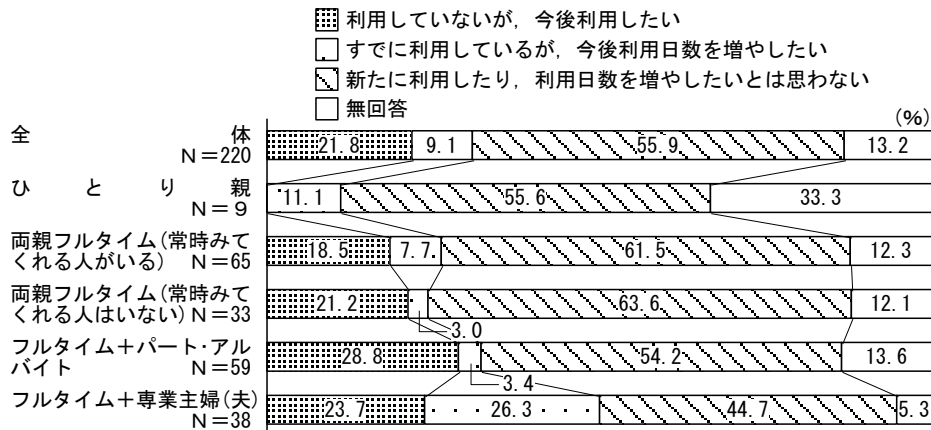
図 地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答：いくつでも）



イ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」9.1%、「利用していないが、今後利用したい」21.8%で、これらを合わせた利用意向のある人は約3割です。

図 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

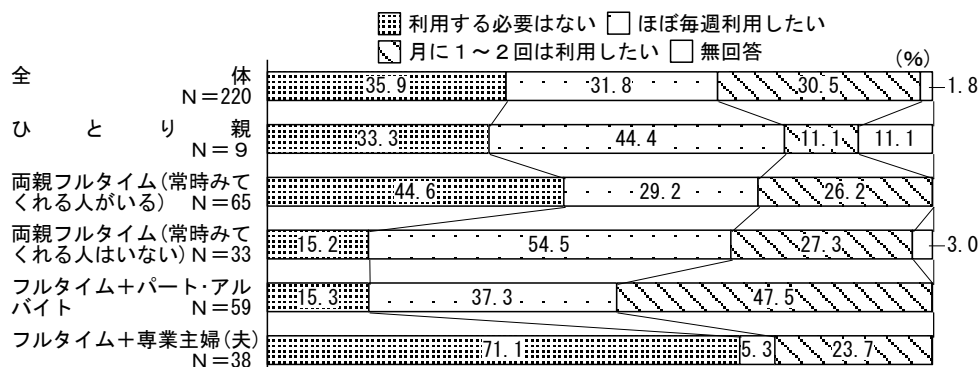


(4)-3 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

ア 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「ほぼ毎週利用したい」31.8%、「月に1～2回は利用したい」30.5%で、これらを合わせた6割以上の人が利用意向を持っています。

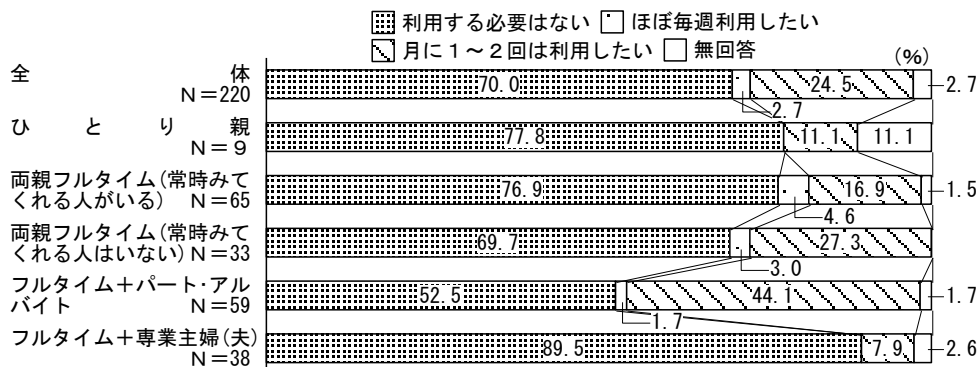
図 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向



イ 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「ほぼ毎週利用したい」2.7%、「月に1～2回は利用したい」24.5%で、これらを合わせた3割弱の人が利用意向を持っています。

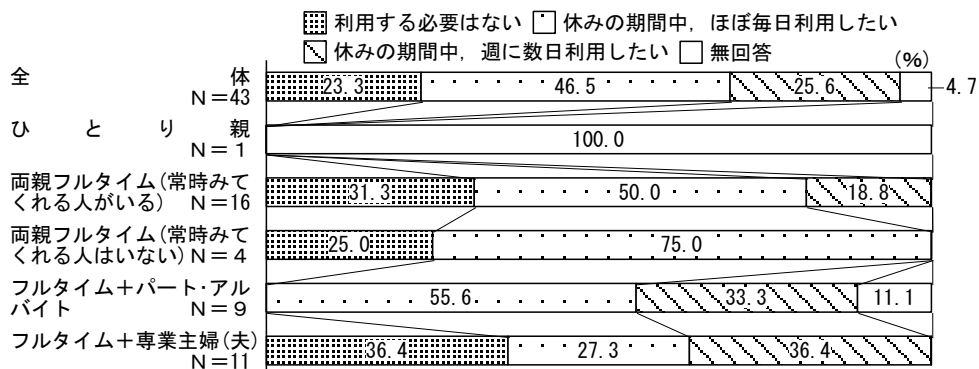
図 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向



ウ 幼稚園を利用している人の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向

幼稚園を利用している人の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」46.5%、「休みの期間中、週に数日利用したい」25.6%で、長期休暇中に教育・保育事業を利用する意向のある人は7割以上です。

図 幼稚園を利用している人の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向

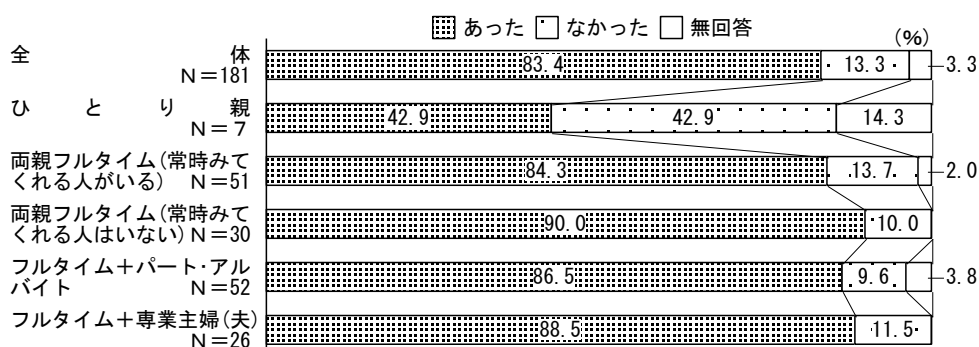


(4)-4 病気の際の対応について (平日に定期的な教育・保育事業を利用している人)

ア 病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかったことの有無

病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」と答えた人は83.4%で大部分を占めています。

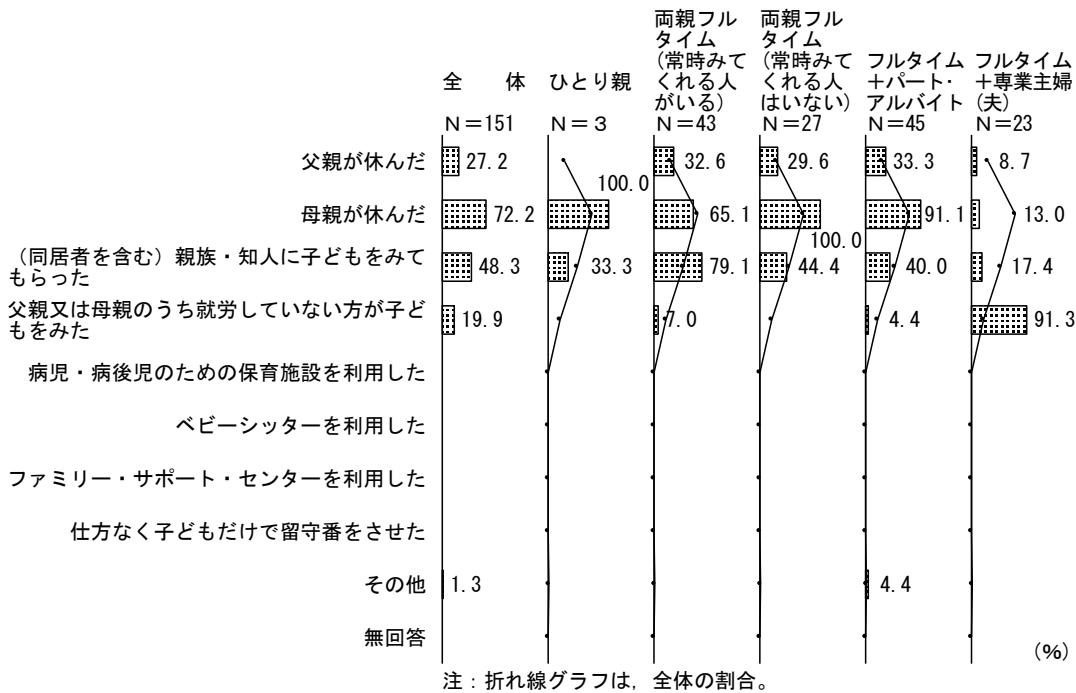
図 病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかったことの有無



イ 病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった時の対処方法

病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった時の対処方法は、「母親が休んだ」が72.2%で最も割合が高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」48.3%、「父親が休んだ」27.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」19.9%等の順です。

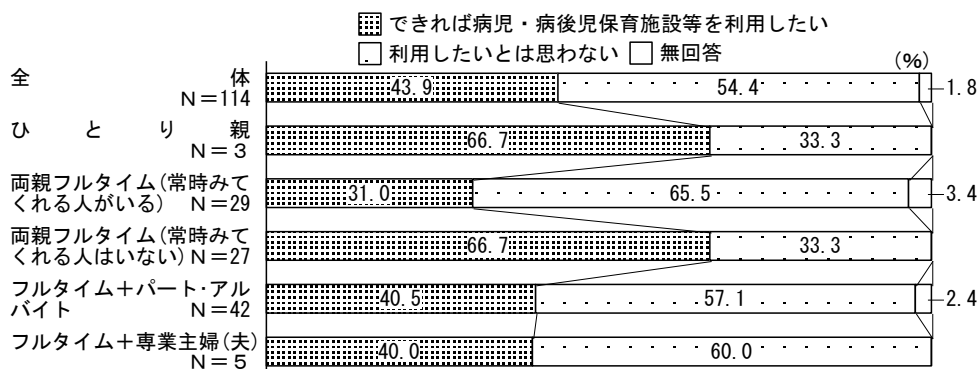
図 病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった時の対処方法
(複数回答:いくつでも)



ウ 病児・病後児保育施設等の利用意向

病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法として「父親が休んだ」あるいは「母親が休んだ」と答えた人で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた人は43.9%です。

図 病児・病後児保育施設等の利用意向

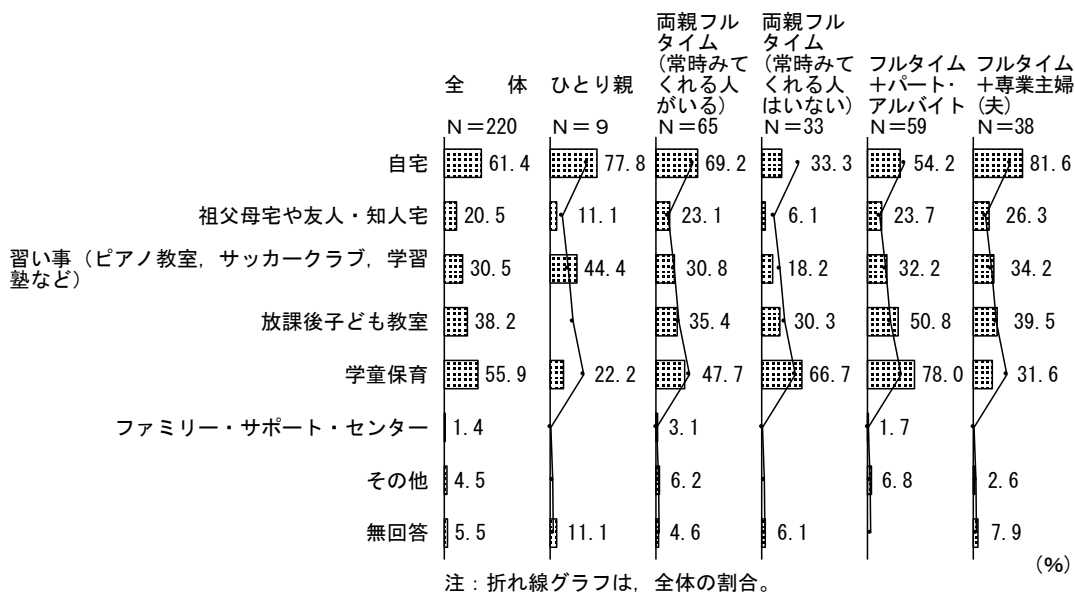


(4)-5 小学生になった時の放課後の過ごし方について

ア 小学校低学年の時に放課後過ごさせたい場所

小学校低学年の時に放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が61.4%で最も割合が高く、次いで「学童保育」55.9%、「放課後子ども教室」38.2%、習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）30.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」20.5%等の順です。

図 小学校低学年の時に放課後過ごさせたい場所（複数回答：いくつでも）

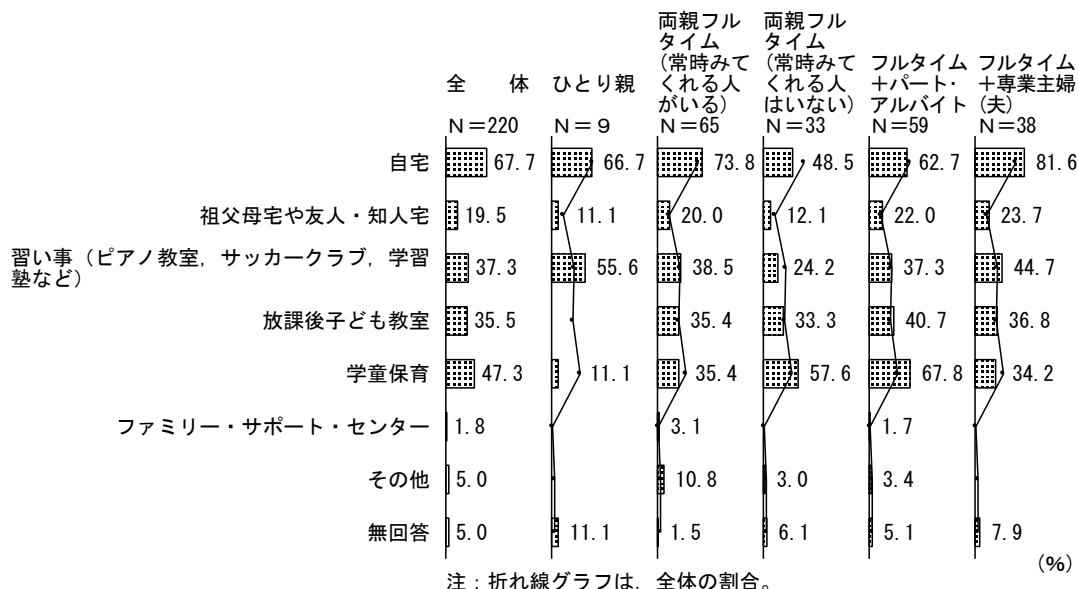


イ 小学校高学年の時に放課後過ごさせたい場所

小学校高学年の時に放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が67.7%で最も割合が高く、次いで「学童保育」47.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」37.3%、「放課後子ども教室」35.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」19.5%等の順です。

放課後過ごさせたい場所を小学校低学年と高学年で比較すると、小学校低学年では「学童保育」、小学校高学年では「自宅」の割合がそれぞれ高くなっています。

図 小学校高学年の時に放課後過ごさせたい場所（複数回答：いくつでも）



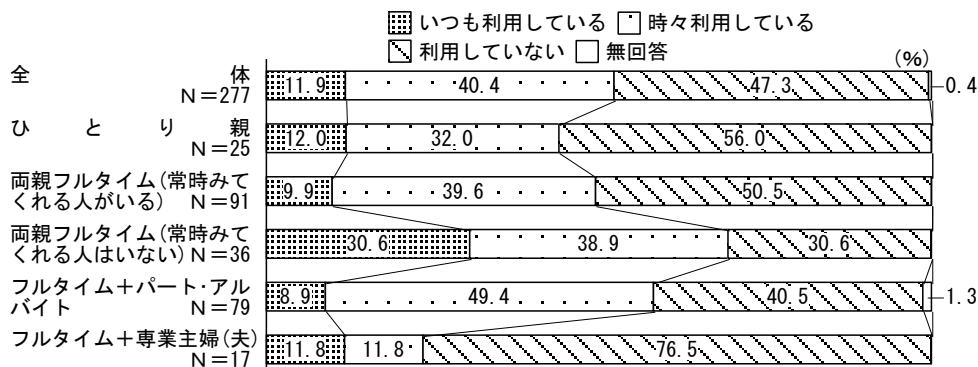
(5) 小学生の子どもの子育てについて

ア 学童保育の利用の有無

学童保育の利用は、「いつも利用している」11.9%、「時々利用している」40.4%で、これらを合わせた学童保育を利用している人の割合は5割以上になっています。

家庭類型別に学童保育を「いつも利用している」と答えた人を見ると、両親フルタイム（常時みてくれる人はいない）が30.6%で最も割合が高く、その他の家庭類型では10%前後になっています

図 学童保育の利用の有無

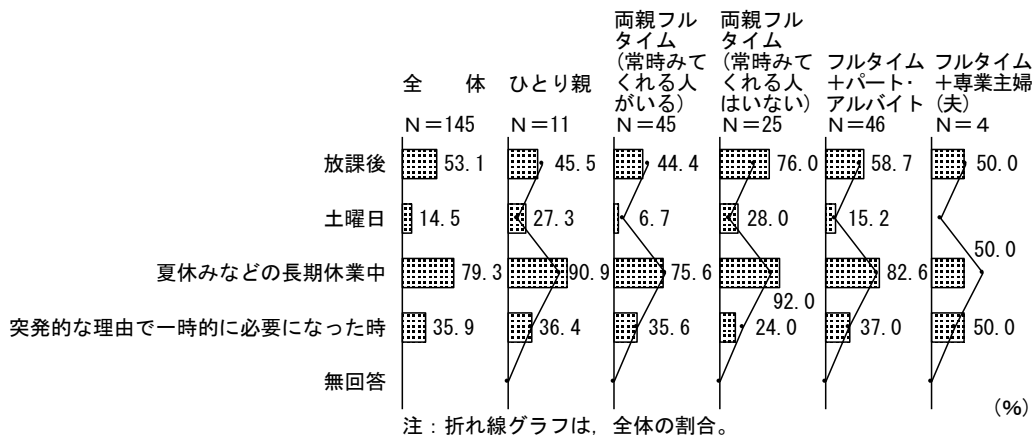


イ 学童保育を利用している人の利用状況等

(7) 学童保育の利用状況

学童保育の利用状況は、「夏休みなどの長期休業中」が79.3%で最も割合が高く、次いで「放課後」53.1%、「突発的な理由で一時的に必要な時」35.9%、「土曜日」14.5%の順です。

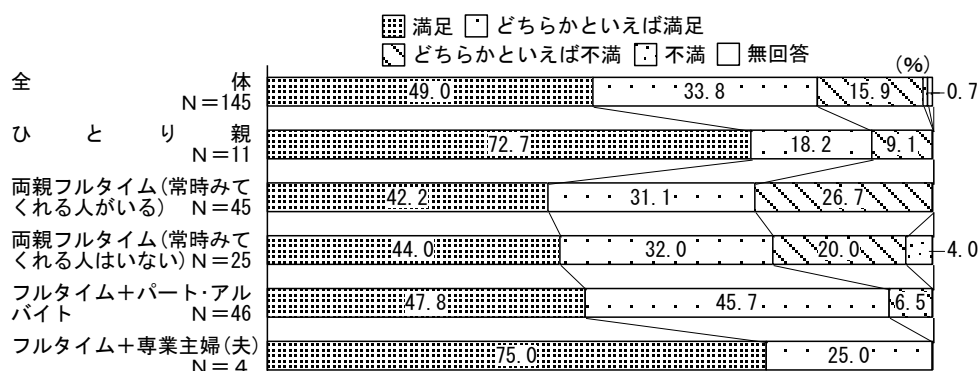
図 学童保育の利用状況（複数回答：いくつでも）



(イ) 学童保育の満足度

学童保育の満足度は、「満足」49.0%、「どちらかといえば満足」33.8%になっており、これらを合わせた学童保育に満足している人の割合は82.8%で大部分を占めています

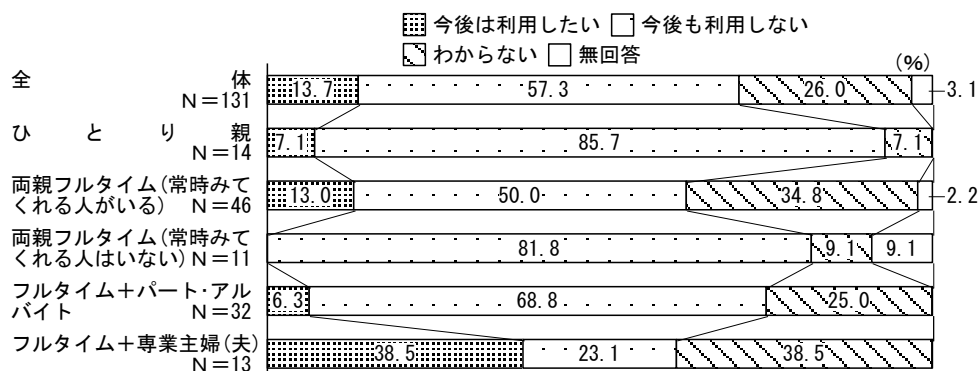
図 学童保育の満足度



(ウ) 学童保育の今後の利用意向

学童保育の今後の利用意向は、「今後は利用したい」が13.7%です。家庭類型別に「今後は利用したい」と答えた人をみると、フルタイム+専業主婦(夫)が38.5%で最も割合が高く、次いで両親フルタイム(常時みてくれる人がいる)13.0%、ひとり親7.1%、フルタイム+パート・アルバイト6.3%の順です。

図 学童保育の今後の利用意向

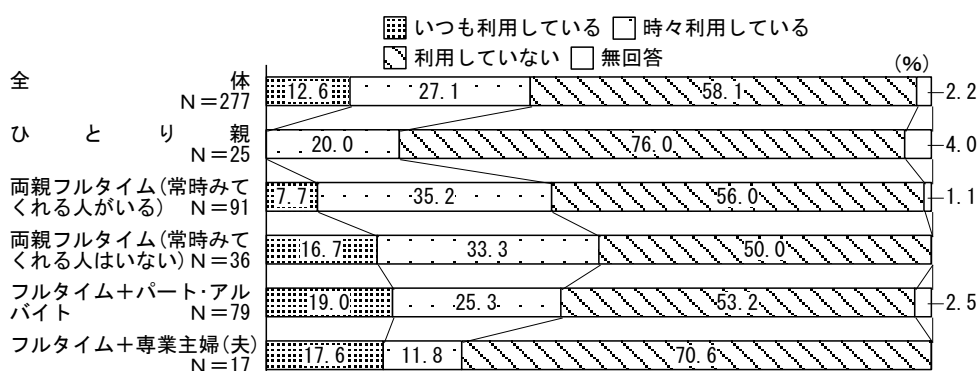


ウ 放課後子ども教室の利用の有無

放課後子ども教室の利用は、「いつも利用している」12.6%、「時々利用している」27.1%で、これらを合わせた放課後子ども教室を利用している人は約4割です。

家庭類型別に放課後子ども教室を利用している人を見ると、両親フルタイム（常時みてる人はいない）が50.0%で最も割合が高く、次いでフルタイム+パート・アルバイト44.3%、両親フルタイム（常時みてる人がいる）42.9%、フルタイム+専業主婦(夫)29.4%、ひとり親20.0%の順です。

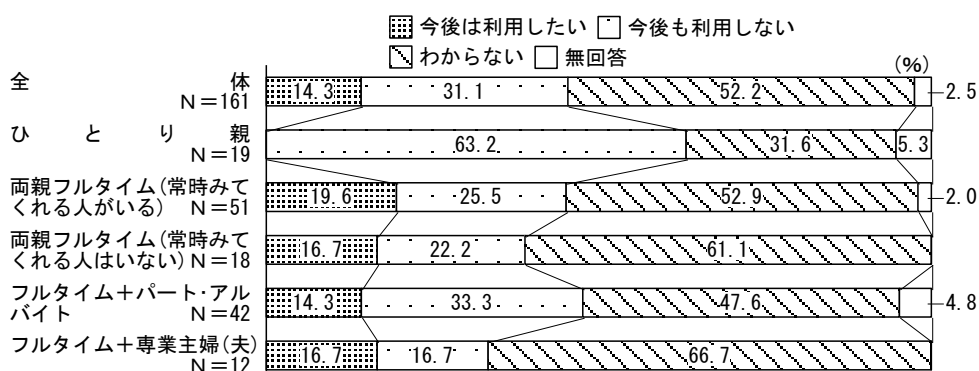
図 放課後子ども教室の利用の有無



エ 放課後子ども教室を利用していない人の今後の利用意向

放課後子ども教室を利用していない人の今後の利用意向は、「今後は利用したい」が14.3%になっており、家庭類型別にみると、ひとり親の利用意向はありませんが、その他の家庭類型では10%台になっています。

図 放課後子ども教室を利用していない人の今後の利用意向



資料3 計画策定の経緯

1 神石高原町子ども・子育て会議の委員名簿

区分	名前	所属
会長	佐々井圭子	神石高原町民生委員児童委員協議会
副会長	川上馨, 小林和枝	神石高原町 公民館
委員	田邊喜一, 藤田ひろみ	神石高原町立保育所保護者会
	中山俊彦, 松本遼馬	どんぐり幼稚園保護者会
	中平美和, 岩田晃幸	神石高原町小中学校PTA連合会
	柴田玲子	どんぐり幼稚園
	大埜美嘉	子育てサークルカンガルークラブ
	加村茂樹	(公社) 神石高原町シルバー人材センター
	兼定吉輝	神石高原商工会
	馬屋原美佐恵	神石高原町母子推進員
	西山賢三	神石高原町社会福祉協議会
	西屋明美, 山内好紀	託児所たんぽぽ
	若林佐都子	神石高原町地域子育て支援センター
	高石昭文	神石高原町立小学校校長会
	寶田鉄也	神石高原町立中学校校長会
今岡一憲, 竹中秀文	神石高原町立保育所所長会	

注：名前欄で、平成25年度と平成26年度で委員が異なる場合は、2名を併記しています。

2 神石高原町子ども・子育て会議の審議経過

開催日時	開催会	主な審議項目
平成25年12月17日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・神石高原町次世代育成支援行動計画（後期計画）等の取組状況について ・子ども・子育て支援法等に関する取組について ・子ども・子育て支援会議の役割について ・子ども子育て支援事業計画策定の進め方について ・アンケート調査の実施とアンケート調査票（案）について
平成26年8月22日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・子ども・子育てに関わる各種施策と事業について ・教育・保育提供区域について ・神石高原町子ども・子育て支援計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込みについて ・神石高原町子ども・子育て支援計画（骨子）について
平成27年3月27日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・神石高原町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・平成27年度からの子ども・子育て会議の運営について